

同	十五年度	二〇〇,〇〇〇
同	十六年度	一五〇,〇〇〇
兒童就學臨時獎勵費 (軍事保護院調)		
年	度	給與人員
昭和十二年	度	二一四、八二〇
昭和十三年	度	二五九、六〇一
同	十四年度	四〇〇、五七〇・三九
同	十五年度	一・五二
同	十六年度	一・五四

三 遺族職業補導

(一) 一般的職業補導

戦死者遺族をして徒に國家の恩典優遇に依存せしめることなく、獨立自營の覺悟を固くし以て家庭經濟の基礎を確立し、愈々其の家の榮譽を永く繼襲せしめることに意を用ひなければならぬ。之が爲には從來よりの家業の維持經營に付特別の支援を與へるは勿論、職業の斡旋に努め適職を有せざるか又は轉業を必要とする遺族に對しては、其の個々の實情に適合する職業技能を授けることを必要とする。仍て政府に於ては昭和十五年度に於ても前年度に引續き豫算三十五萬圓を計上し道府縣に之を助成し、以て一意戦死者遺族に對する職業補導事業の實施を圓滑ならしめてゐる。今其の實施の概況を述べれば、昭和十五年度戦死者遺族職業補導助成費決算額は三十四萬五千圓である。又同年度遺族職業補導事業實施成績は、補導を受けたる全國總人員は四千四百人、委託補導人員は千三百五十四人、講習人員は千八百五十二人、職業補

導施設は八百十四、學資補給人員は三百八十人である。

(二) 教員及保嬰養成

戦死者寡婦にして、教員又は幼稚園保母たるに適する素質と熱意とを有する者に對し、必要な教育を施し修了後は夫々教職に就かしめるを目的とし、昭和十四年九月より全國に中等教員養成所を一箇所(東京女子高等師範學校内)、小學校教員養成所を六箇所(東京、宮城、岐阜、兵庫、廣島、熊本)の六府縣の女子師範學校内、幼稚園保母養成所を一箇所(奈良女子高等師範學校内)を開設した。修業年限は特設中等教員養成所は二ケ年、他は一ケ年で、在學中は修學手當を支給してゐる。尚昭和十六年度に於ては特に小學校教員養成所卒業生に對し更に修業年限を一ケ年とする小學校本科正教員養成科を岐阜及熊本特設小學校教員養成所に附設し、岐阜に於ては昭和十六年四月開所三十三人を收容し、熊本に在りては同年九月開設した。而して各養成所には寄宿舎を附設し、子女を同伴するも差支ないやう設備されてゐる。

四 收容保護施設

遺族の中、殊に幼い遺兒を擁する寡婦で直に獨立の世帯を保持する力の乏しい者、又は生活設計再建の爲適當な技能を習得せんとして住居に困る者がある。即ち此等の者に對して

安住の居を與へて其の生活環境を保護する爲、特別の收容保護施設を爲すの必要あり、之等保護施設は一般的な生活保護の外、特に精神指導と職業補導とに重點を置かなければならぬ。特には勿論であつて、苟も單なる住宅施設に墮するが如きことなきを期さなければならぬ。近時斯種施設は漸次各地に設置を見つゝあるが、恩賜財團軍人援護會に於ては、昭和十四年度より引續き豫算を計上して之等收容保護施設の建設費に對して助成を爲しつゝある。現在實施中の施設は昭和十六年六月現在に於て全國に二十三ヶ所あり、十六年度中に事業の開始されたもの十五ヶ所である。

五 優遇其他

(1) 祭料並に御下賜品拜受者範圍の擴張 (2) 民法及非訟事件手續法中の改正 (3) 恩給法第八十條の改正 (4) 其他恩賜財團軍人援護會の行ふ生業資金の貸付、準恩給扶助料の給付、歸郷死歿軍人の慰藉援護、高等學校、專門學校、大學育英事業、弔慰金の贈呈、遺兒の靖國神社參拜、遺族の修養雜誌「ほまれの家」の發行等々がある。

第五節 教化指導

一 傷痍軍人の精神指導

聖戰の進展に伴ひ漸次増加する傷痍軍人に對し、軍事保護

院では指導目標に基き、大日本傷痍軍人會と協力して、傷痍軍人をして國體の本義に徹し、皇恩の深きを念ひ傷痍に屈せず自奮自勵愈々奉公の誠を致さしむる様指導教化の實施に當つてゐる。傷痍軍人の精神指導は各種の保護の實施に當り常に之を基調として考慮すべきは勿論、傷痍軍人の諸會合其他各般の機會を通じて不斷に之を行ひ其の實效を擧ぐるやう努めてゐる。即ち

- (一) 皇后宮御歌に應へ奉る歌献納
- (二) 傷痍軍人の教養に關するラヂオ講座開設
- (三) 傷痍軍人精神指導講師の派遣
- (四) 映畫の作製及貸與
- (五) 印刷物の作製配布
- (六) 道府縣に對し傷痍軍人の指導に要する經費六萬圓配賦、道府縣に於ては講演會、講習會、修養會等を開催するの外、印刷物の製作配布、映畫、紙芝居の利用其他共同見學等を実施し傷痍軍人指導の萬全を期してゐる。
- (七) 大日本傷痍軍人會に對しては毎年額五十萬圓の國庫補助を爲し、同會は機關紙「みくにの華」、傷痍軍人手帳、門戸標識を作製無料配布し、支部に於ける講習會修養會等に講師を派遣し、又支部をして國庫補助に依り傷痍軍人相談所を設置運営せしめ、相當の効果を收

めてゐる。尙同會は軍事保護院と共同して講習會、修養會等を開催した。

二表 彰

昭和十五年度は特に紀元二千六百年記念事業として、全国的に軍人援護功勞者、傷痍軍人及軍人の遺族善行者を厚生大臣に於て表彰を行ふことゝ爲つた。仍て全國地方長官よりの内申に基き嚴選の上決定、十月三日軍人援護に關し勅語を賜はつた佳日を卜して、紀元二千六百年記念全國軍人援護事業大會總裁 朝香宮殿下台臨の下に表彰式を東京市九段軍人會館に於て舉行し、同日表彰狀及記念品を授與した。

三 國民の教化

國民教化の目的は國民をして傷痍軍人、歸郷軍人及軍人の遺族、家族が郷に在りて克く國民たるの自分を盡すに遺憾なきやう支援協力をなさしむるに在り、而して此の支援協力たるや戰歿軍人、傷痍軍人、出征軍人及歸郷軍人に對する深き感謝と傷痍軍人、軍人の遺族、家族に對する正しき理解とに發せざる限り其の實效を擧げ永續を期することは至難である。右の目的に従ひ國民教化の爲講じた方途は次の如くである。

(一) 道府縣の指導督勵

道府縣をして一般國民教化に當らしむる爲、之が經費豫算六萬圓を配付し夫々地方の實情に應じ有效適切なる計畫を樹立し、以て其の實效を收むる様萬遺憾なきを期せしめた。

(二) 各種團體の指導督勵

教化團體、宗教團體、婦人團體等民間各種團體を通して一般國民教化に協力せしむる爲之等の團體に助成し各々其の趣旨的に應じ教化指導の計畫を實施せしめた。當時に於ける國民教化の爲並に統後奉公強化運動期間中に於ける事業實施の爲、軍事保護院より直接交付せし助成金額は一萬四千二百三圓九拾錢である。

(三) 教化用印刷物其の他の作製(購入)配布

(四) 文藝奨勵

(五) 軍人援護教育の實施

將來の皇國を双肩に擔ひ純眞にして最も感受性豊かな小國民に對し軍人援護精神を培養して、國民必行の道徳を確立するの要あるに鑑み軍人援護の教育施設として種々の事項を行つた。

(六) 展覽會の實施

統後國民の軍人援護思想昂揚に資する爲軍人援護に對する皇室の御仁慈、歴史上に於ける統後奉公の事蹟、軍人援護事業の現狀等を繪畫、圖表、デオラマ、パノラマ、寫眞等を以て展示資料を作成し、軍事保護院主催或は後援を以て全国的に展覽會を開催した。

(七) 軍人援護に關する勅語奉體並に統後奉公強化運動の實施等々を以て國民の教化を爲してゐる。

第五章 保健並醫療保護事業

第一節 時局匡救醫療救護

時局匡救對策としての醫療救護事業は、昭和七年當時世界的經濟不況の影響を受け、都鄙を通じて其の不況深刻となり殊に農山漁村の疲弊甚だしき狀況に立ち至つたのに鑑み、政府に於て各方面に亘る時局匡救事業を計畫し、同年第六十三回帝國議會の議を経て夫々實施するに至り、醫療救護費六十六萬圓を計上した。之に 皇室よりの御下賜金三百萬圓を併せて道府縣に配當し、地方長官をして夫々有效適切なる施設をなさしめた。

尙府縣により之が事業全部の實施を恩賜財團濟生會を通じて行つたものと、又一部分の實施のみ同會を通じて行つたものとがあつたが、昭和十二年以降は全部同會に委託施行することゝなつた。而して一般の時局匡救事業は昭和九年限度

りにて打切られたが、本事業のみは其の必要性と性質とに鑑み、之を打切ることとは到底不可能な實情にあつたので爾來引き続き實施されつゝある。

昭和七年度以降各年度別醫療救護費總額

年 度	御下賜金	國 費	道府縣費	計
昭和七年度	六〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇	一、五八、四三〇	一、五八、四三〇
同 八年度	一、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	九四、四八一	二、〇四、四八一
同 九年度	一、〇〇〇,〇〇〇	一、五〇〇,〇〇〇	三三、四四一	二、九四、四八一
同 十年度	一、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	二五、八七七	二、〇五、八七七
同 十一年度	一、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	三九、六七三	二、〇四、六七三
同 十二年度	一、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	三七、五三九	二、〇四、五三九
同 十三年度	一、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	三六、〇六四	二、〇四、〇六四
同 十四年度	一、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	二四、七三三	二、〇四、七三三
同 十五年度	一、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	一〇、三三三	二、〇四、三三三
同 十六年度	一、〇〇〇,〇〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	五、四七二	二、〇四、四七二
計	三、〇〇〇,〇〇〇	三、〇〇〇,〇〇〇	二、三三、七八一	八、〇三、七八一

醫療救護實施成績

年度別	救 療 費	實 人 員	一 人 一 日 當 救 療 費 年 額	延 人 員	一 人 一 日 當 救 療 費	一 人 當 日 治 療 日 數
昭和七年度	一、〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	二、〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	二、〇〇	一〇、〇〇
同 八年度	一、〇〇〇,〇〇〇	五〇〇,〇〇〇	二、〇〇	一、〇〇〇,〇〇〇	二、〇〇	一〇、〇〇

同 九年度	三、九四〇、四三三
同 十年度	三、〇五八、八七七
同 十一年度	一、四九九、六七三
同 十二年度	一、二六九、四四五
同 十三年度	八六七、三三一
同 十四年度	八四四、七三三
合計	三、三〇〇、三〇〇
平均	一、一〇〇、一〇〇

第二節 一般保健並醫療保護

一 保健並醫療保護施設

(一) 醫師、齒科醫師、藥劑師

醫師 數

年 別	全國醫師總數		診療に從事する醫師	
	男	女	計	人口一萬人に付
昭和十年	四、五三三	三、〇三三	七、五六一	一、四三三
同 十一年	四、七三四	三、四三三	八、一七三	一、五三三
同 十二年	四、〇〇〇	三、七九七	七、七九七	一、五〇〇
同 十三年	四、六六〇	四、三三四	八、〇〇〇	一、五三三
同 十四年	五、六三三	四、五二二	一〇、一五五	一、七三三

齒科醫師 數

年 別	全國齒科醫師總數		診療に從事する齒科醫師數	
	男	女	計	人口一萬人に付
昭和十年	一、八七〇	一、四〇〇	三、二七〇	〇、六三三
同 十一年	一、九〇〇	一、五七〇	三、四七〇	〇、七三三
同 十二年	二、〇〇〇	一、六〇〇	三、六〇〇	〇、七三三
同 十三年	二、〇九八	一、七三七	三、八三五	〇、八三三
同 十四年	二、四七八	一、八三三	四、三一一	〇、九三三

藥劑師 數

年 別	藥劑師總數		診療に從事する藥劑師數	
	男	女	計	人口一萬人に付
昭和十年	三、五三三	三、四〇〇	六、九三三	一、四三三
同 十一年	三、五九九	四、一三三	七、七三三	一、六三三
同 十二年	三、四〇六	四、七〇〇	八、一〇六	一、七三三
同 十三年	三、七三二	五、〇三四	八、七六六	一、八三三
同 十四年	三、三六〇	五、五七三	八、九三三	一、九三三

(二) 産婆、看護婦及看護人、保健婦

(イ) 産婆、看護婦及看護人

昭和十四年に於ては産婆免許資格者は六二、三〇七人、人口一萬人に付産婆は八、五五人である。看護婦は看護婦一、二二〇、五九人、人口一萬人に付一七、四二一人である。看護人は四八七人である。

産婆數

年 別	免許資格者	市 部			合計	人口一萬人に付
		市部	町部	村部		
昭和十年	五、五〇〇	三、五九一	一、八〇九	五、四〇〇	〇、六〇〇	
同 十一年	六〇、六七七	三六、八八八	一三、〇八一	四九、九六九	〇、六〇〇	

年別	看護婦	準看護婦	合計	人口一萬に 付看護婦 (準看護婦 を含む) 人
昭和十二年	六、七三三	二、七六七	三、五〇〇	八・六六
同十三年	六、三〇九	二、七九五	三、一〇四	八・六一
同十四年	六、三〇七	二、二一六	三、〇九一	八・五五

資料(昭和十四年衛生年報)

年別	看護婦	準看護婦	合計	人口一萬に 付看護婦 (準看護婦 を含む) 人
昭和十年	一〇三、九六六	三、八八九	一〇七、八五五	三・三三
同十一年	一〇一、四三三	三、八四四	一〇五、二七七	三・三三
同十二年	一九八、四八九	四、五五五	二〇三、〇四四	三・四五
同十三年	二四、六六六	五、三三三	三〇、〇〇〇	三・六三
同十四年	三三、〇五九	五、九〇〇	三八、九五九	四・七二

(口) 保健婦規則

保健婦に就いて之を沿革的に見ると必ずしも其の内容は一定して居らないが、保健婦の業務は訪問看護の仕事から發達して來たものと見て差支が無い。傷病者を看護する場合の極く普通の形式は夫々其の家庭に於て家族の者が行ふことは當然のことであるが、特別な治療になると専門の智識を持つた者が看護に當る方が便利とせられ、更に宗教家或は慈悲に富んだ者が進んで傷病者を其の家庭に訪問して看護する形式に推移して行つたものゝ如くである。併し乍ら、是れ等は孰れも或る特定の個人又は團體の事業の範圍に止つて居り、廣く一定の地域を對象として而も組織立つて行はれたのは英國に

於ける地區看護事業を以て嚆矢とする。之が抑々近代保健婦の濫觴であつて、其の後此の制度が各地に廣まつて行つたものであつて、我が國に於ても相當古くから社會事業方面に於て取り入れられて居る。殊に輓近國民の保健衛生に關し豫防指導部の強調せらるゝに及び、俄かに保健婦の重要性が認識せらるゝに至つた。昭和十二年保健所法が制定せられ、保健衛生指導の大綱が決定せらるゝと共に保健所の職員中に「保健婦」が登場するに至り、今日は漸く其の活動が緒に附いたばかりであるが、今後は或は母性乳幼児の保護育成指導に、或は又結核の豫防撲滅に、其の他有らゆる保健衛生の指導部に於て一として保健婦の實際活動に俟たぬものが無い。然しながら今日各方面で保健婦として活動して居る者の職分は必ずしも一定して居らないと共に、其の使用する名稱も種々雑多であり恐らく百種類以上にも及ぶとの事である。昭和十五年九月十五日現在に於ては保健婦總數一八、四四七人であり、内産婆及看護婦の資格を有する者三、七三一人、産婆のみの資格を有する者六、五一八人、看護婦のみの資格を有する者五、一三八人、其の他の者三、〇六〇人である。斯くの如く、相當多數の者が斯業に従事して居るが其の知識經驗の程度に非常な差異があり、充分な衛生上の知識を有せざる場合には其の社會に及ぼす弊害は測り知る可からざるものが存する故に、昭和十六年七月十日厚生省令第三十六號

を以て保健婦規則が制定せられた。

保健婦規則 (昭和十六年七月十日 厚生省令第三十六號)

第一條 保健婦ノ名稱ヲ使用シテ疾病豫防ノ指導、母性又ハ乳幼児ノ保健衛生指導、傷病者ノ療養補導其ノ他日常生活上必要ナル保健衛生指導ノ業務ヲ爲ス者(以下保健婦ト稱ス)ハ年齢十八年以上ノ女子ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當シ地方長官ノ免許ヲ受ケタル者ニ限ル

- 一、保健婦試験ニ合格シタル者ニシテ三月以上本條本文ノ業務ヲ修業シタルモノ
- 二、厚生大臣ノ指定シタル學校又ハ講習所ヲ卒業シタル者
- 三、地方長官免許ヲ與フルトキハ保健婦免狀ヲ下付ス
- 四、精神病者、傳染性ノ疾患アル者又ハ素行不良ト認ムル者ニハ免許ヲ與ヘザルモノトス
- 五、保健婦試験ハ地方長官之ヲ施行ス
- 六、保健婦試験ハ一年以上看護婦又ハ産婆ノ學術ヲ修業シタル者ニ非ザレバ之ヲ受クルコトヲ得ズ
- 七、試験ハ左記科目ニ付之ヲ行フ但シ看護婦規則第二條第一項各號ノ一ニ掲グル資格ヲ有スル者ニ付テハ第一號、第二號及第八號乃至第十號ノ科目ノ試験ヲ免ズルコトヲ得
- 八、解剖學大意
- 九、生理學大意
- 十、環境、産業及學校衛生大意
- 十一、結核其ノ他慢性傳染病豫防並ニ寄生蟲病豫防大意

第五章 保健並看護事業

- 五、急性傳染病豫防大意
- 六、母性及乳幼児衛生大意
- 七、榮養大意
- 八、救急處置及消毒方法
- 九、纏帶術及治療器械取扱方大意
- 十、看護方法
- 十一、衛生法規大意
- 十二、社會事業大意
- 十三、社會保險大意
- 十四、保健婦傷病者ノ療養補導ヲ爲ス場合ニ於テ主治醫師アルトキハ其ノ指示ヲ受クルコトヲ要ス
- 十五、保健婦其ノ業務執行上必要アルトキハ看護婦規則第一條及第十一條ノ規定ニ拘ラズ看護ノ業務ヲ爲スコトヲ得
- 十六、保健婦其業務ニ従事スル場合ニ於テハ厚生大臣ノ定ムル微章ヲ佩用スベシ
- 十七、第九條 第一條第一項ノ規定ニ依ル地方長官ノ免許ヲ受ケズシテ保健婦ノ名稱ヲ使用シ同條第一項ノ業務ヲ行ヒタル者ハ五十圓以下ノ罰金ニ處ス
- 十八、第十條 看護婦規則第六條乃至第十條ノ規定並ニ其罰則ノ規定ハ保健婦ニ之ヲ準用ス
- 十九、第十一條 本令中地方長官トアルハ東京府ニ在リテハ警視總監トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
看護婦規則第二條第一項各號ノ一ニ掲グル資格又ハ産婆規則第一條

各號ノ一ニ掲グル資格ヲ有スル者ニシテ本令施行ノ際引續キ一年以上第一條第一項ノ業務ニ従事スルモノ本令施行後三月以内ニ願出デタルトキハ第一條第一項ノ規定ニ拘ラズ地方長官ハ免許ヲ與フルモノトス

前項ニ該當セザル者ニシテ本令施行ノ際現ニ第一條第一項ノ業務ニ従事スルモノ本令施行後三月以内ニ願出デタルトキハ第一條第一項ノ規定ニ拘ラズ地方長官ハ其ノ履歴ヲ審査シ免許ヲ與フルコトヲ得本令施行ノ際現ニ第一條第一項ノ業務ニ従事スル者ニシテ本令施行後三月以内ニ地方長官ニ届出デタルモノニ對シテハ昭和十八年三月三十一日迄第九條ノ規定ヲ適用セズ

施療病院

(三) 施療病院

昭和十四年末現在に於ける公私立施療病院の總數は公立一四院、私立四三院、合計五七院にて前年に比し公立一院、私立一院を増した。之を地方別にみれば東京府一三院、大阪府一〇院、神奈川県五院、京都府、兵庫縣の各三院、岩手、廣島、徳島、福岡縣の各二院、北海道、宮城、富山、石川、山梨、愛知、三重、滋賀、奈良、岡山、山口、高知、佐賀、長崎、宮崎縣の各一院である。前記病院に於ける患者收容定員及昭和十四年中の入院患者數等は次の如くである。

年 別	病院數	年末患者收容定員	患者數			入院患者延 數
			本年入院	退 院	在 院 中	
昭和十年	三四院	三、三六五	二八、一三七	二四、四四六	三、四一七	八八九、九三三
同 十一年	三七院	三、四八六	三三、七三二	三三、三三三	三、一六七	四八、四三三
同 十二年	四六院	三、七二四	二八、五七七	二四、四四三	三、九三三	一〇九、五七四
同 十三年	五五院	四、一四一	二九、六〇四	二五、〇九八	三、八六六	一、二四、七六七
同 十四年	五七院	四、三七二	三六、四三三	三三、二九六	四、〇八七	一、七四、二八一
備考			* 二、九四九	* 五、九六二	* 四、〇八七	* 一〇三、四八七
			* 三、三三三	* 三、三三一	* 三、四三〇	* 八〇九、四三三

備考 患者數中「*」印を附したるものは有料患者なり

(四) 恩賜財團濟生會

我國救療機關中最も重きをなしてゐる恩賜財團濟生會は長くも 明治天皇の有難き思召により明治四十四年御下賜ありたる巨額の御内帑金を基とし、之に朝野の義金を醱集し、同年五月三十日に創立された。

同會の救療事業の施行については、特に大正三年勅令第十八號に基き、同會直接經營の東京市以外の事業は厚生大臣に委嘱され、國庫年額補助金を交付し、其の事業を助成して各地方長官に於て國家代行機關の如く取扱ひ之を實施してゐる。而して全國樞要の地に病院、診療所その他診療班、巡回看護班等合計二二九(昭和十六年十一月末現在)に達する特設機關に依り事業を施行するの外、一般開業醫師に依頼し、又警察署、市町村役場及方面委員等と聯絡を保ち施療の徹底に努めてゐるのである。

恩賜財團濟生會に對する國庫補助金額 (生活局保護課調)

昭和四年度	同 五年度	同 六年度	同 七年度	同 八年度	同 九年度	同 十年度	同 十一年度	同 十二年度	同 十三年度	同 十四年度	同 十五年度	同 十六年度	
二五〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一五三、〇〇〇	一二二、四〇〇	一五〇、四〇〇	一四二、四〇〇	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇	九五〇、〇〇〇
													七〇〇、〇〇〇
													二五〇、〇〇〇
													七〇〇、〇〇〇
													九五〇、〇〇〇

計 助 財團濟生會事業補助 醫療保護法に依る補 (概算額)

恩賜財團濟生會最近十ヶ年間取扱患者及救療費

年 度	取扱實人員	取扱延人員	一人當平均治療日數	救療費決算額	一人一日當治療費
昭和五年度	三、〇〇七、二二一人	七、〇〇七、四八八人	三〇、四	一、二四六、四七五	〇、一八
同 六年度	三、七五、七四六	七、八六五、八八一	二八、七	一、三三三、九〇九	〇、一六
同 七年度	三、七九、七〇七	八、四六五、三六六	三〇、三	一、二九八、八二七	〇、一五

第五章 保健並醫療保護事業

町部	昭和十年				同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年
	件数	人口	面積	人口					
同十一年	四	九、九五	一〇、九七	一〇、七〇	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五
同十二年	四	一〇、六七	一〇、七〇	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五
同十三年	五	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五
同十四年	六	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五
同十五年	六	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五	一〇、六五
同十一年	三	五、〇八九	五、二四	五、二四	五、二四	五、二四	五、二四	五、二四	五、二四
同十二年	三	五、二四	五、二四	五、二四	五、二四	五、二四	五、二四	五、二四	五、二四
同十三年	三	五、二四	五、二四	五、二四	五、二四	五、二四	五、二四	五、二四	五、二四
同十四年	三	五、二四	五、二四	五、二四	五、二四	五、二四	五、二四	五、二四	五、二四
同十五年	三	五、二四	五、二四	五、二四	五、二四	五、二四	五、二四	五、二四	五、二四
同十一年	三	三、二一九	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四
同十二年	三	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四
同十三年	三	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四
同十四年	三	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四
同十五年	三	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四	三、二四
同十一年	三	一、七、七五	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六
同十二年	三	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六
同十三年	三	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六
同十四年	三	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六
同十五年	三	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六
同十一年	三	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六
同十二年	三	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六
同十三年	三	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六
同十四年	三	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六
同十五年	三	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六
同十一年	三	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六
同十二年	三	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六
同十三年	三	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六
同十四年	三	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六
同十五年	三	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六	一、八、〇六

(六) 厚生科学研究所
昭和十五年十二月四日勅令第八四〇號を以て従來の公衆衛生院と榮養研究所とを合併、その機構、事業を擴大強化すると共に、別に立案計畫された國民優生、國民體力に關する二

研究機關をも統合して本研究所が創設された。その目的は國民保健に關する各般の學理應用の調査研究並に公衆衛生行政の向上と人口の増強とに資せんとするものである。本研究所には亦東京市京橋區に同區民十五萬人を對象とする都市實施地區、埼玉縣所澤町に同町及附近四町二七村の十三萬人を對象とする農村實習地區が設けられてゐる。この外隨時公衆衛生に關する短期講習を行ふこととなつてをり、定期的には保健所職員への講習がなされて來たが、昭和十六年よりは工場醫の講習も開始された。

(七) 無醫村に對する醫療施設
政府は昭和十一年三、二四三の無醫村中特に醫療に困難と認むる一、四二六ヶ村を對象とし、五ヶ年間に全國に七五〇ヶ所の診療所を道府縣をして計畫を樹立し、昭和十二年度に於て一五〇ヶ所、昭和十三年度に於て四十ヶ所を設立した。昭和十四年度は事變の關係で豫算が縮小されたので開設数は四十ヶ所となり、昭和十六年度は豫算十六萬一千圓を以て一〇〇ヶ所を開設することになつてゐる。これは無醫村診療所の新設は五十ヶ所、移管（移管とは町村立診療所にして經營困難のため現在診療廢止中の施設を道府縣に無償移管するを謂ふ）五十ヶ所に對し、國庫補助を行ふものであるが、増加する實数は五十ヶ所である。従來は一ヶ所に對し七五〇圓で

あつたのが、昭和十六年度からは一、二五圓の補助とし診療所經常費も一ヶ所につき平年度一、〇〇〇圓を支出することになつてゐる。移管による分は主として三菱合資會社の寄附による農村醫療施設の中、昭和十五年十二月三十一日以前に休止又は廢止となつてゐるものを道府縣營に移管復活せしめるもので、一ヶ所五〇〇圓、平年度經常費補助は新設同様一、〇〇〇圓となつてゐる。尙無醫村診療所は必ずしも無醫村ばかりでなく、無醫地域に對しても開設する方針に改められた。政府は更に無醫村對策の徹底を期すべく農村醫療中央機關として綜合病院を設置する計畫を樹て、その要綱を決定すると同時に全國各地方官宛右綜合病院の建設を必要とする地域の調査方を昭和十六年五月十五日迄に提出するやう通牒を發した。昭和十六年の經費としては、國民醫療施設諸費として五十萬圓が計上され、綜合病院一ヶ所の開設費二十萬圓のうち、二分の一の十萬圓を國庫補助として十萬圓は設置道府縣の負擔を以て五ヶ所開設の豫定となつてゐる。

(八) 公醫依託養成
醫藥制度調査會の答申に基く無醫村診療所勤務醫師の養成に關しては、昭和十六年度豫算九萬六千圓を以ていよ／＼開始することとなり、四月一日厚生省令を以て「公醫依託養成規則」を公布した。第一年度たる昭和十六年度には大學醫學部學生八十名、醫專生徒百名合計百八十名を採用したが、申

込者は遙かに定員を突破する盛況を示した。厚生省としては人口國策の線に沿つて人的資源の確保に對する眞に國家の醫師としての模範的な國手を養成する意氣込みで、學校卒業後一ヶ年間は道府縣立綜合病院、赤十字病院或は厚生科學研究所等に於てそれ／＼實地に診療を経験した後、學費給與期間に一年を加算した年數だけ義務期間として無醫村診療所に勤務することになるが、行く／＼は官吏として官公立綜合病院の院長科長へ榮進の途があると共に、衛生行政への方面へも進出することが出来ることになつてゐる。尙昭和十六年度には準備の期間がなかつたため、醫學校の學生々徒の中から依託學生を採用したが、將來は中等學校を卒業して醫學校へ進まうとする者からも成績優秀にして公醫を希望する者を採用する意向を有してゐる。

(九) 無醫村へ醫學生派遣班編成

厚生省衛生局では夏休暇を利用して全國各官公私立醫大、醫專の男子學生を全國各地の無醫村に派遣することとなり、曩に文部省、企畫院、大政翼賛會等の關係方面と實施方法を協議中であつたが、愈々その方針を決定、昭和十六年六月十一日厚生省衛生局長並に文部省専門學務局長名を以て左の如く各地方長官宛通牒を出した。

醫學生無醫村派遣班に関する件(厚生省發衛第七二號)

文部省専門學務局長
厚生省衛生局長
大政翼賛會組織局長

四、本會に對する後援
財團法人原田積善會
大阪毎日新聞社
東京日日新聞社

五、事務所
本會の事務所は當分の間左に置く
厚生省衛生局醫務課

別紙の二

醫學生無醫村派遣班實施要綱

- 一、目的
 - 1、無醫村に於ける診療
 - 2、保健衛生の指導
 - 3、醫療狀況の調査
- 一、診療班の組織

内地の醫大及醫專(臨時附屬醫學專門部を除く)
各班は教官二名及學生又は生徒大體十名にて組織す
各學校二班
- 一、時期

本年七、八月中
日數 大體十日間
- 一、派遣地

道府縣の無醫村特に醫療に恵まれざる農山漁村とす
一ヶ村に略五日滞在とし二ヶ村
但特別の事情あるときは十日間滞在とし一ヶ村
- 一、主催者

醫學生報國協會

現下時局の重大なる折柄、醫學生の醫療報國精神の昂揚並に國民保健衛生に對する實際的訓練を目的として今夏休暇を利用して無醫村に於ける保健衛生の指導並に調査及診療を爲さしむる爲今般別紙の一要綱に依り文部省、厚生省、大政翼賛會を以て醫學生報國協會を結成し同會の事業として別紙の二要綱に依り貴縣に醫學生無醫村派遣班を派遣の豫定なるに付ては左記事項御了知の上貴管下に於て最も適當と認むる無醫村を選定し當該醫學校長と連絡を遂げ本事業の目的達成に特段の御配慮相煩度

記

- 一、派遣學校名 學校()
 - 二、無醫村は農山漁村中特に醫療に恵まれざるもの二ヶ村を選定すること
 - 三、派遣班は教授以下十二名にして一ヶ村に略五日滞在の豫定に付右宿泊の手配を爲すこと
 - 四、以上の外出來得る限り縣當局、村當局に於て便宜を與ふること
- 別紙の一
- 醫學生報國協會要綱
- 一、本會は無醫村に於ける保健衛生の指導並に調査等醫療に関する醫學生の勤務奉仕事業に對し指導援助をなすを目的とす
 - 二、文部省 厚生省 を以て組織す
大政翼賛會
 - 三、役員 理事

財團法人 原田積善會
大阪毎日新聞社 後援
東京日日新聞社

- 一、醫藥品等必要資材の配給に付ては厚生省に於て便宜を計る
- 一、懇談會 各派遣地にて開催す
- 一、經費は醫學生報國協會に於て負擔す
一班に付 五〇〇圓

内譯

旅費	三〇〇圓
藥品資材費	一五〇圓
雜費	五〇圓

一、無醫村に於ける診療は無料とす

醫學生無醫村派遣班道府縣調

學校名	派遣道府縣
東大	長野縣、三重縣
慶大	茨城縣、静岡縣
日大	福島縣、群馬縣、神奈川縣
慈惠	山形縣、徳島縣
日大專	滋賀縣、東京府
東京醫專	栃木縣、和歌山縣
昭和醫專	富山縣、埼玉縣
京大	鳥取縣、廣島縣
京府大	京都府、山口縣
阪大	大阪府、高知縣

大阪醫專	福井縣、岐阜縣
東北大	宮崎縣、秋田縣
名古屋大	愛知縣、香川縣
北大	北海道(二班)
九大	島根縣、大分縣
九州醫專	福岡縣、宮崎縣
新潟大	新潟縣、奈良縣
千葉大	山梨縣、千葉縣
金澤大	石川縣、兵庫縣
岡山大	岡山縣、愛媛縣
長崎大	長崎縣、佐賀縣
熊本大	熊本縣、鹿兒島縣
岩手醫專	岩手縣、青森縣

(十) 醫療利用組合

昭和十五年八月末現在全國協同組合保健協會調査による醫療利用組合状況をみるに、町村産業組合で醫療設備を持つもの七十二、世帯數三萬五千七百六十三、郡又は之に準ずる地

昭和十四年度醫療利用組合利用状況

外	入	院
實人員 延人員 一日平均	實人員 延人員 一日平均	實人員 延人員 一日平均
七五、九六 五、三三、六九 一三	五、二九 一、〇六、九六 二七、七六	三、六三、八四 二、七三、七五 六、四三、六三

(十一) 國民健康保險

昭和十三年四月一日法律第六十號を以て制定せられ、同年

區を區域とする醫療利用組合は三十三、世帯數十八萬七千八百三十二、醫療利用組合聯合會は四十八(内縣區域のもの三)所屬産業組合數三千二百、世帯數八十四萬八千八百五十七、以上の合計組合及聯合會數百五十三、これを單位産業組合數に計算すれば三千三百五十五となり、これに包括される世帯數は百七萬二千四百五十二、人口概數五百四十萬人で其の職業別構成の割合は農業六七%、工業五%、商業一〇%、林業一%水産業二%、俸給生活者三%、労働者一%其他一一%であつて、農山漁村民は七〇%を占めてゐる。病院診療所について之を見れば綜合病院八十九、診療所百三十七、合計二百十六となつてゐる。今昭和十四年度の事業状況を産業組合中央會の調査によつて見れば廣區域醫療利用組合三十一、町村組合五十一、聯合會四十二、合計百二十五の出資總額千十萬三千七百三十四圓、拂込濟額七百九十三萬二千二百六十五圓、十四年度末借入金四百十八萬七千二百八十三圓で利用状況は左の如くである。

資料 (昭和十六年版農村保健年報)

一ヶ年利用料總額	組合員	患者一人
外	入	院
三、六三、八四 二、七三、七五 六、四三、六三	八、四三、六三 六、〇七	六、〇七

七月一日より施行せられた。本制度の骨子とするところは、隣保相扶、郷土團結の精神を基調とし、自治的團體たる國民

健康保險組合をして之を行はしめ、其の區域は市町村の區域に依らしめ、區域内の世帯主を以て組織せしむるを原則とする。組合の事業としては被保險者に對して種々の保險給付を爲すを其の主たるものとする。即ち被保險者の疾病又は負傷に關しては療養の給付、分娩に關しては助産の給付、死亡に關しては葬祭の給付を爲すものであり、醫療給付に關しては原則として病院、開業醫等の醫療機關に委託するものである。尙組合は被保險者の健康を保持増進する爲、疾病又は負傷の豫防に關する施設、健康診斷に關する施設、保養に關する施設、其の他健康の保持増進に關する施設を爲す。組合は其の

事業に要する費用に充つる爲組合員より保險料を徴收する。昭和十六年度に於ける組合の普及状況は組合總數二、〇六一で内普通一、六六二、特別二二、代行三七七、被保險者數六、一〇四、四五四人である。

累年別簡易保險健康相談所利用状況

資料 (昭和十四年衛生年報)

年	別	相談所數	直接相談	通信相談	巡回相談	訪問看護	試験検査
昭和	九年度	一七五	五、〇七、六五八	一九、五〇三	一四、六四〇	一六、五〇〇	一、三三、二九
同	十年度	一七七	六、一六、一三三	七、七九一	一九、八三三	一三、〇五	一、七〇、二一〇
同	十一年度	三三三	七、二九、八〇〇	五、五〇〇	三三、八三七	七、一五四	二、〇五〇、五八
同	十二年度	三三〇	七、九一、〇四七	五、一〇六	三〇、六二九	四、四三	一、九七、九二
同	十三年度	三三一	八、四〇、三三一	五、三三三	三三、四四四	一、五	一、九六、四三八

二 保健並醫療保護制度

(一) 醫療保護法の公布

一般醫療保護施設としては救護法、母子保護法に依る醫療救護、濟生會に依る救護、時局匡救醫療救護事業、地方公共

團體其他社會事業團體に依るもの等があるが、之等は各種各様の制度として併存し、運営に連絡を欠き其の効果を減殺してゐる憾があり、醫療保護事業の統合強化が要望されてゐたが、昭和十六年三月六日醫療保護法が公布され、國家的統制の下に經營の合理化が行はれ、被保護者の範圍擴大並に施設

擴充を期待し得ることとなつた。同法は紋上の各種醫療保護を統轄し(結核豫防法、癩豫防法、精神病院法等特殊疾病に關する特別法關係、軍事扶助法の外軍人援護を目的とするもの、行旅病人及行旅死亡人取扱法、北海道舊土人保護法に依るものは除外する)、救護法、母子保護法と同じく國が貧困の爲醫療又は助産を受け得ない者に醫療券を發行、醫療助産を受けしめ其の費用を負擔する事業の事務を施行することを規定したものである。同法は昭和十六年十月一日施行せられ、政府は十六年度豫算に其の所要經費約一五〇萬圓を計上した。

醫療保護法(昭和十六年三月六日公布) 法律第三十六號

- 第一條 政府ハ本法ニ依リ醫療保護事業ヲ管理ス
- 第二條 本法ニ於テ醫療保護事業ト稱スルハ貧困ノ爲メ生活困難ニシテ醫療又ハ助産ヲ受ケシムル事業ヲ謂ヒ事業者ト稱スルハ醫療保護事業ヲ行フ者ヲ謂フ
- 第三條 市町村及勅令ヲ以テ指定スル者ハ事業者トス
- 第四條 道府縣及主務大臣ノ指定スル者ハ事業者ト爲ルコトヲ得
- 第五條 前二條ニ掲グル者ニ非ザル者事業者タラントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケベシ
- 第六條 事業者ハ醫療保護事業ヲ行フ爲診察所、産院其ノ他適當ナル施設(以下施設ト稱ス)ヲ經營スルコトヲ得

ルコトヲ得但シ他ノ法令ニ依リ施設ノ經營ヲ命ズルコトヲ得ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 第七條 事業者ハ施設ニ於ケル醫療又ハ助産ニ關シ必要ナル附帶事業(以下附帶事業ト稱ス)ヲ行フコトヲ得
- 主務大臣必要アリト認ムルトキハ施設ヲ經營スル事業者ニ對シ附帶事業ヲ行フコトヲ命ズルコトヲ得
- 附帶事業ノ種類ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第八條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ事業者ニ對シ施設又ハ附帶事業ノ讓渡ニ付他ノ事業者ト協議ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得
- 事業者前項ノ協議ヲ爲サズ若ハ爲スコト能ハズ又ハ協議調ハザルトキハ主務大臣ハ當該事項ニ付必要ナル決定ヲ爲スコトヲ得
- 前項ノ決定中對價ニ付不服アル者ハ其ノ決定ノ通知ヲ受ケタル日(決定ノ通知ヲ受ケザル者ニ付テハ其ノ公示ノ日)ヨリ三十日以内ニ通常裁判所ニ出訴スルコトヲ得
- 第一項ノ規定ニ依ル命令及第二項ノ決定ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第九條 事業者醫療保護事業ヲ廢止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケベシ
- 第十條 本法ニ定ムルモノノ外醫療保護事業又ハ施設若ハ附帶事業ノ開始、休止、變更、廢止其ノ他醫療保護事業又ハ施設若ハ附帶事業ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十一條 事業者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニシテ他ノ法令ニ依リ醫療又ハ助産ヲ受ケルコトヲ得ザルモノニ對シ醫療券ヲ發行シ

テ其ノ疾病、傷病又ハ分娩ニ付醫療又ハ助産ヲ受ケシムベシ

- 一 救護法又ハ母子保護法ニ依リ救護又ハ扶助ヲ受タル者
 - 二 前號ニ掲グル者ノ外貧困ノ爲生活困難ニシテ醫療又ハ助産ヲ受ケルコト能ハザル者(扶養義務者ニ於テ醫療又ハ助産ヲ受ケシムルコトヲ得ル者ヲ除ク但シ急迫ノ事情アル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ)
- 前項ノ規定ニ依リ發行スベキ醫療券ハ市町村ガ事業者タル場合ヲ除クノ外第十七條ノ規定ニ依ル割當ノ限度内トス
- 第十二條 前條第一項第二號ニ掲グル者ノ認定ハ其ノ者ノ居住地ノ市町村長、其ノ居住地ナキトキ又ハ居住地分明ナラザルトキハ現在地ノ市町村長之ヲ行フ
- 第十三條 事業者ハ左ノ一ニ該當スル者ニ對シテハ醫療又ハ助産ヲ受ケシメザルコトヲ得
- 一 正當ノ理由ナクシテ醫療又ハ助産ニ關シ市町村長又ハ事業者ノ爲ス指示ニ從ハザル者
 - 二 正當ノ理由ナクシテ醫療又ハ助産ニ關スル檢診又ハ調査ヲ拒ミタル者
 - 三 性行著シク不良ナル者
- 第十四條 事業者必要アリト認ムルトキハ第十一條ノ規定ニ依リ醫療又ハ助産ヲ受ケシムベキ者ヲ施設ニ收容シ又ハ他ノ事業者ノ施設若ハ適當ナル診療所、産院等ニ收容ヲ委託スルコトヲ得
- 前項ノ規定ニ依リ收容ノ委託ヲ受ケタル事業者ハ正當ノ理由アルニ非ザレバ之ヲ拒ムコトヲ得ズ

第十五條 本法ニ依リ受ケシムベキ醫療及助産ノ範圍、程度及方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

- 第十六條 第十一條第一項第二號ニ掲グル者ニシテ醫療券ニ依ル醫療又ハ助産ヲ受ケタルモノ死亡シタル場合ニ於テ市町村長埋葬ヲ行フ者ニ對シ埋葬ニ要スル費用ヲ給スルコト適當ナリト認ムルトキ又ハ埋葬ヲ行フ者ナシト認ムルトキハ死亡シタル者ハ其ノ埋葬ニ付テハ之ヲ救護法又ハ母子保護法ニ依リ死亡ノ際現ニ救護又ハ扶助ヲ受タル者ト看做ス
- 第十七條 地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ事業者ニ對シ其ノ者ノ發行スベキ醫療券ニ付其ノ數、地域等ヲ定メ割當ヲ爲スベシ
- 第十八條 地方長官ハ前條ニ掲グルモノノ他醫療保護事業ノ統制及聯絡ニ關スル事務ヲ行フ
- 地方長官ハ市町村長ヲシテ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ事務ノ一部ヲ行ハシムルコトヲ得
- 第十九條 方面委員令ニ依ル方面委員ハ命令ノ定ムル所ニ依リ醫療保護事業ニ關スル事務ニ付市町村長ヲ補助スベシ
- 第二十條 事業者ハ第十一條ノ規定ニ依リ發行シタル醫療券ニ依リ醫療又ハ助産ニ要シタル費用ヲ負擔スルモノトス
- 第二十一條 第十九條ノ規定ニ依リ方面委員ガ職務ヲ行フ爲必要ナル費用ハ市町村ノ負擔トス
- 第二十二條 國庫ハ事業者ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ左ノ諸費ニ付其ノ二分ノ一ヲ補助ス但シ市町村及第三條ノ規定ニ依リ勅令ヲ以テ指定スル者ノ負擔ニ係ルモノニ對シテハ其ノ十二分ノ七ヲ補助ス

一 第二十條ノ規定ニ依リ負擔スル費用

二 施設ノ費用
國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ市町村ガ前條ノ規定ニ依リ負擔スル費用ニ付市ニ對シテハ其ノ二分ノ一、町村ニ對シテハ其ノ十二分ノ七ヲ補助ス

道府縣ハ道府縣以外ノ事業者又ハ市町村ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ前二項ニ掲グル費用ニ付其ノ四分ノ一ヲ補助スベシ

國庫ハ事業者ニ對シ豫算ノ範圍内ニ於テ附帶事業ニ要スル費用及第八條ノ規定ニ依リ施設又ハ附帶事業ノ讓渡ヲ受クル爲メ要スル費用ニ付補助スルコトヲ得

第二十三條 救護法第二十六條乃至第二十七條ノ二ノ規定ハ事業者ガ道府縣又ハ市町村ナルトキハ其ノ負擔シタル醫療又ハ助産ニ要シタル費用ニ之ヲ準用ス

第二十四條 道府縣、市町村其ノ他ノ公共團體ハ左ニ掲グル土地又ハ建物ニ對シテハ租稅其ノ他ノ公課ヲ課スルコトヲ得ズ但シ有料ニテ之ヲ使用セシムル者ニ對シテハ此ノ限ニ在ラズ

一 主トシテ醫療保護事業又ハ施設若ハ附帶事業ノ用ニ供スル建物

一二 前號ニ掲グル建物ノ敷地其ノ他主トシテ醫療保護事業又ハ施設若ハ附帶事業ノ用ニ供スル土地

第二十五條 地方長官ハ監督上必要アリト認ムルトキハ事業者ニ對シ諸般ノ報告ヲ爲サシメ、書類帳簿ノ提出ヲ命ジ、實地ニ就キ業務若ハ會計ノ狀況ヲ調査シ又ハ醫療保護事業、施設若ハ附帶事業ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトヲ得但シ主務大臣ノ指定スル事業

者ニ對シテハ主務大臣及地方長官之ヲ行フ

第二十六條 第五條ノ規定ニ依ル事業者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ主務大臣ハ同條ノ規定ニ依リ認可ヲ取消スコトヲ得

第二十七條 事業者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ國庫及道府縣ハ補助ヲ取消シ、既ニ交付シタル補助金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ジ又ハ補助ヲ爲サザルコトヲ得

一 本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキ

二 補助ノ條件ニ違反シタルトキ

三 不正ノ手段ヲ以テ補助金ノ交付ヲ受ケタルトキ

第二十八條 詐偽其ノ他ノ不正ノ手段ニ依リ醫療券ニ依ル醫療若ハ助産ヲ受ケ又ハ受ケシメタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本法中町村ニ關スル規定ハ之ヲ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ之ヲ町村長ニ準ズベキモノニ適用ス

第三十條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
第三十一條 本法施行ノ際第三條及第四條ニ掲グル者ニ非ザル者ニシテ現ニ醫療保護事業ヲ行フモノ又ハ其ノ事業ヲ承繼シタル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ三月間ヲ限リ引續キ其ノ事業ヲ行フコトヲ得
前項ノ者前項ノ期間經過後引續キ其ノ事業ヲ行ハントスルトキハ

勞務者及居住地區、一市當り二、〇〇〇人以上に施行すると共に本制度の調査諮問機關たる國民體力管理制度調査會を改組擴充し、新たに國民體力審議會を設置し本制度に關する調査審議を行つた。

道府縣體力検査成績

資料 (昭和十四年衛生年報)

年齢	受検者	受検者數		要注
		人員	百分率	
計	100,554	69,977	69.51	
市	4,451	3,830	86.0	
町	4,353	3,507	80.6	
村	92,750	66,640	71.9	
備考	四十六道府縣四〇町、九〇村の結果			

千葉縣體力検査成績概評

年齢	受検者	受検者數		要注
		人員	百分率	
計	100,554	69,977	69.51	
市	4,451	3,830	86.0	
町	4,353	3,507	80.6	
村	92,750	66,640	71.9	
備考	四十六道府縣四〇町、九〇村の結果			

(二) 國民體力管理制度

國民體力管理制度の要旨とする處は、帝國臣民たる未成年者に對し國家に於て國民の體力検査を施行し、其の現狀を明かにし之が結果に基き全國的に或は地方的に對策を樹立し、以て國民體力の缺陷を是正して集團的に其の向上を圖ると共に、一面検査を爲したる者に對しては個別的に適切なる指導を加へ以て國民個々の體力向上を圖らんとするにある。昭和十四年度に於ては立法の基礎を得んが爲豫算二〇〇、〇〇〇圓を以て準備調査を千葉縣(縣下全市町村)其の他の道府縣(一道府縣當り二、三ヶ町村二、〇〇〇人以上)六大都市(工場

年 齡	道府縣別體力検査成績概評			
	計 郡市	一 九 計 郡市	五 計 郡市	四 計 郡市
計 郡市	三〇,〇〇一	三三,六二二	三三,四八二	三三,九二一
一九 計 郡市	一八,七四九	一五,三九三	一三,四八二	一三,九二一
五 計 郡市	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
四 計 郡市	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
町 村 別	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
受 検 者	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
可	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
要 注 意	九,八一九	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
人 員	九,八一九	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
百 分 率	四〇.六	四〇.六	四〇.六	四〇.六

年 齡	道府縣別體力検査成績概評			
	計 郡市	一 九 計 郡市	五 計 郡市	四 計 郡市
計 郡市	三〇,〇〇一	三三,六二二	三三,四八二	三三,九二一
一九 計 郡市	一八,七四九	一五,三九三	一三,四八二	一三,九二一
五 計 郡市	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
四 計 郡市	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
町 村 別	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
受 検 者	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
可	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇	二,〇〇〇
要 注 意	九,八一九	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
人 員	九,八一九	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇	一〇,〇〇〇
百 分 率	四〇.六	四〇.六	四〇.六	四〇.六

六大都市體力検査成績概評

年 齡	受 検 者		可	要 注 意	
	人 員	百 分 率		人 員	百 分 率
計	一五,四七八	一〇.七	一三,一三八	八.六	
一九	一〇,〇〇〇	七.〇	一〇,〇〇〇	七.〇	
一八	一〇,〇〇〇	七.〇	一〇,〇〇〇	七.〇	
一七	一〇,〇〇〇	七.〇	一〇,〇〇〇	七.〇	
一六	一〇,〇〇〇	七.〇	一〇,〇〇〇	七.〇	
一五	一〇,〇〇〇	七.〇	一〇,〇〇〇	七.〇	
一四	一〇,〇〇〇	七.〇	一〇,〇〇〇	七.〇	
一三	一〇,〇〇〇	七.〇	一〇,〇〇〇	七.〇	
一二	一〇,〇〇〇	七.〇	一〇,〇〇〇	七.〇	
一一	一〇,〇〇〇	七.〇	一〇,〇〇〇	七.〇	
一〇	一〇,〇〇〇	七.〇	一〇,〇〇〇	七.〇	
九	一〇,〇〇〇	七.〇	一〇,〇〇〇	七.〇	
八	一〇,〇〇〇	七.〇	一〇,〇〇〇	七.〇	
七	一〇,〇〇〇	七.〇	一〇,〇〇〇	七.〇	
六	一〇,〇〇〇	七.〇	一〇,〇〇〇	七.〇	
五	一〇,〇〇〇	七.〇	一〇,〇〇〇	七.〇	
四	一〇,〇〇〇	七.〇	一〇,〇〇〇	七.〇	
三	一〇,〇〇〇	七.〇	一〇,〇〇〇	七.〇	
二	一〇,〇〇〇	七.〇	一〇,〇〇〇	七.〇	
一	一〇,〇〇〇	七.〇	一〇,〇〇〇	七.〇	

第三節 特殊保健並醫療保護

一 精神病に對する施設

(一) 精神病患者數
我國に於ける精神病患者の數は社會組織の複雑なるに伴ひ逐年増加の傾向を示し精神病の病狀顯著なるもの數を見るに昭和元年に於ては六〇、四〇九人を算したものが、昭和五年には七三、一六六人となり、更に昭和十年には八三、三六五

人、昭和十四年には九二、五〇〇人となり昭和十五年には稍減じ九一、〇四六人となつてゐる。其他痴愚、白痴等の低能者の數も相當多數を算し、又近時モルヒネ、コカイン等の麻薬による中毒性精神病患者も激増しつゝある。之等の病者は治療に長年月を要し殊に保護上に於て家族の蒙る困感尠からざるのみならず、動もすれば公安を害する虞あるため、明治三十三年精神病患者監護法が公布せられ、又大正八年には精神病院法が公布せられて精神病患者保護治療の途が講ぜられてゐる。

昭和十四・五年地方別精神病患者數(豫防局豫防課調)

道府縣	昭和十四年		同 十五年	
	男	女	男	女
北海道	一、二六三	一、二八〇	一、六六六	一、〇七五
青 森	六七	三三	六七	三三
岩 手	六七	三三	六七	三三
宮 城	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三
秋 田	四九	四九	四九	四九
山 形	一、九二四	一、九二四	一、九二四	一、九二四
福 島	九二	九二	九二	九二
茨 城	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
栃 木	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
群 馬	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇
埼 玉	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇	一、四〇〇

(二) 精神病患者收容監置

都府県	公立精神病院に收容したるもの	代用精神病院に收容したるもの	計	同上以外の精神病院に收容したるもの	他の場所の監置したるもの	一時假監置者	計	精神病院又は精神病院に依らざる入院者	收容又は監置を爲すに至らざるもの	計
徳島	八五五	一、一〇九	一九五四	七四	七四	〇	八、四三三	六、三三八	五、〇四九	五、〇四九
香川	八八八	一、三三八	二、二七六	一、四六六	一、四六六	〇	八、四三三	六、三三八	五、〇四九	五、〇四九
愛媛	九四四	一、三四四	二、二八八	一、三〇〇	一、三〇〇	〇	八、四三三	六、三三八	五、〇四九	五、〇四九
高知	五八	七九〇	八四八	一、三〇〇	一、三〇〇	〇	八、四三三	六、三三八	五、〇四九	五、〇四九
福岡	一、三九九	二、〇三三	三、四三二	二、〇四九	二、〇四九	〇	八、四三三	六、三三八	五、〇四九	五、〇四九
佐賀	五〇四	七五七	一二六一	九六	九六	〇	八、四三三	六、三三八	五、〇四九	五、〇四九
長崎	八二二	一、三三六	二、一五八	五七九	五七九	〇	八、四三三	六、三三八	五、〇四九	五、〇四九
熊本	一、二四二	一、八七五	三、一一七	一、四三三	一、四三三	〇	八、四三三	六、三三八	五、〇四九	五、〇四九
大分	五三三	一、七三七	二、二六六	七三〇	七三〇	〇	八、四三三	六、三三八	五、〇四九	五、〇四九
宮崎	六五二	一、一〇九	一、七六一	四九一	四九一	〇	八、四三三	六、三三八	五、〇四九	五、〇四九
鹿児島	一、九八〇	二、九〇〇	四、八八〇	一、二八九	一、二八九	〇	八、四三三	六、三三八	五、〇四九	五、〇四九
沖縄	三九	一、一〇〇	一、三三九	七九四	七九四	〇	八、四三三	六、三三八	五、〇四九	五、〇四九
合計	一五、九八八	二四、五四四	四〇、五四二	一〇、〇四六	一〇、〇四六	〇	八、四三三	六、三三八	五、〇四九	五、〇四九

精神病患者の對策としては其の保護治療の徹底を期する必要がある故に、政府では精神病患者監護法及び精神病院法に依つて病者の監置又は收容に努力してゐるが、昭和十四年末に於て精神病院に收容されてゐるものは總數約一四%（總患者九二、五〇〇名中收容患者一三、一〇〇名）に過ぎない。従つて公立精神病院及び代用精神病院を増設擴充して、成可く多數の病者を收容することに努むると共に、未收容の患者に對しても之に適切なる保護治療の途を講じ、進んで精神病發生を未前に防止することに力を致してゐる。其の豫防對策としては國民優生法の實施、優生結婚の奨勵、微毒の豫防撲滅、麻薬、酒精等の中毒防止、精神衛生思想の普及等各般に涉り夫々指導研究してゐる。

精神病患者收容監置調

(豫防局豫防課調)

精神病院法に依るもの

年別	性別	公立精神病院に收容したるもの	代用精神病院に收容したるもの	計	同上以外の精神病院に收容したるもの	他の場所の監置したるもの	一時假監置者	計	精神病院又は精神病院に依らざる入院者	收容又は監置を爲すに至らざるもの	計
昭和十三年	男	一、五三二	五、七〇一	七、二三三	二、二八六	五、七九一	八三	八、六九九	一	四、〇三九	五、九九一
	女	八八一	三、四三七	四、三二八	一、二二九	一、三〇〇	一五	二、七三四	一	二、六六九	三、六六九
計		二、三四〇	九、一三八	一一、五二八	三、五一五	七、一〇一	九八	一一、四三三	二	六、七〇八	九、六六〇

備考 昭和十四年衛生年報によれば其の他の場所に監置したる者の内女子は一、一八六名にて本表と二名の差あり

(三) 精神病院

昭和十四年末現在に於ける公私立精神病院の總數は公立十二院私立一五一院、合計一六三院にして前年に比し公立は増減なく私立五院を増した。之を地方別にみれば東京府二院、大阪府一六院、福岡縣一〇院、兵庫縣九院、神奈川及愛知縣の各八院、京都府六院、埼玉、静岡、廣島縣の各五院、千葉、長野、長崎縣の各四院、北海道、茨城、栃木、石川、島根、徳島、佐賀、熊本縣の各三院、宮城、福島、新潟、奈良、岡山、山口、愛媛、高知、大分、鹿児島縣の各二院、岩手、秋田、山形、群馬、富山、福井、山梨、岐阜、三重、滋賀、和

歌山、鳥取、香川、宮崎縣の各一院である。前記病院に於ける患者收容定員及昭和十五年申入院患者數は左の如くである。尙病院中精神病院法第一條に依り設置せられた病院は東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫、福岡、鹿児島、各府縣各一院にして、同法第七條に依る代用精神病院は大阪府一五院、東京府一〇院、静岡縣五院、京都府四院、神奈川縣三院、宮城、福島、茨城、千葉、新潟、石川、愛知、兵庫、奈良、岡山、愛媛縣の各二院、岩手、秋田、山形、群馬、埼玉、富山、福井、山梨、長野、岐阜、三重、滋賀、廣島、山口、香川、高知、熊本縣の各一院である。

資料 (昭和十四年衛生年報)

年別	精神病院	年末患者收容定員	前年より越	本年入院	退院	在院中死亡	年末現在	入院患者數
昭和十年	百四十三院	一八、九六一	八、一五八	四、五二七	二、三九五	一、四九九	八、八八三	三、〇〇五、〇七三
同 十一年	百四十六院	一九、四一〇	五、七三六	四、五三〇	二、一五八	一、三三二	六、四九九	三、三九六、九二二
同 十二年	百五十一院	二二、三三五	八、八四四	四、四四一	二、三三三	一、六三七	九、四四三	三、〇九五、三三九
			九、三六一	四、四四八	二、一九九	一、六五八	九、四四二	三、二七三、七七九
			六、九九七	四、五七三	二、三〇七	一、七〇〇	九、九三七	三、三三七、五四四
				四、五七〇	二、三〇七	一、五八八	七、六六七	三、一三七、四二二

同 十三年	百五十八院	三、八八三	* 七、九二二
同 十四年	百六十三院	三、六三三	* 八、四三八

同 十三年	百五十八院	三、八八三	* 七、九二二	三、三九〇	* 八、五〇〇	三、三九〇	* 八、五〇〇
同 十四年	百六十三院	三、六三三	* 八、四三八	三、三三三	* 九、〇九〇	三、三三三	* 九、〇九〇

二 結核に對する施設

(一) 結核死亡者數

吾國の結核死亡者數は昭和十三年度に於て總數一四八、八

二七人で、肺結核は一〇七、四四二人、其の他の結核は四一、三八五人であるが、前年度に比すれば四、二〇七人の増加を示してゐる。

結核死亡者數年比較

資料 (昭和十四年衛生年報)

年 別	人口十萬以上の市		其の他の市町村		全 國	
	肺結核	其の他の結核	肺結核	其の他の結核	肺結核	其の他の結核
昭和十年	一〇、四四二	一〇、一五五	六、九四九	四、五七九	九、七〇九	五、〇〇一
同 十一年	一〇、一八八	一〇、一八八	七、一三九	四、七三三	一〇、一七二	五、〇〇三
同 十二年	一〇、一八八	一〇、一八八	七、一三九	四、七三三	一〇、一七二	五、〇〇三
同 十三年	一〇、一八八	一〇、一八八	七、一三九	四、七三三	一〇、一七二	五、〇〇三

(二) 結核病院

昭和十四年末現在の官公私立結核病院は官立一院、公立四七院、私立一三七院(内四院は外國人の經營に係るもの)に

して前年に比し公立一〇院、私立一二二院を増し、官立は増減なし、之を地方別にみれば東京府四一院、神奈川県一五院、福岡及兵庫縣各九院、岡山縣八院、廣島縣七院、愛知縣六院、

北海道、宮城縣、大阪府及山口縣各五院、茨城、群馬、京都、大分諸府縣の各四院、福島、千葉、石川、福井、岐阜、香川、長崎、熊本、鹿兒島諸縣各三院、秋田、山形、栃木、埼玉、新潟、長野、三重、滋賀、奈良、徳島諸縣の各二院、青森、岩手、富山、静岡、和歌山、佐賀、沖繩諸縣の各一院である。前記病院に於ける患者收容定員及昭和十四年中の入院患者數等は左表の通りである。尙その内結核豫防法設置命令による

ものは北海道、愛知縣各三院、栃木、神奈川、石川、福井、岐阜、大阪、岡山、福岡、熊本の各府縣各二院、青森、宮城、山形、群馬、千葉、東京、新潟、富山、静岡、滋賀、京都、兵庫、廣島、山口、長崎、大分の各府縣各一院ある。結核豫防法の命令に依らずして設置せる同法關係病院は東京府二院、岩手、福島各縣各一院ある。

資料 (昭和十四年衛生年報)

年 別	病院數	年末患者收容定員	患者數				入院患者數
			前年より越	本年入院	退 院	在院中死亡	
昭和十年	一〇六	八、〇〇〇	三、七五五	五、一三七	二、六〇六	三、九二二	
同 十一年	一一〇	八、六六七	三、二一五	五、六九八	二、四三三	三、九二二	
同 十二年	一一六	一〇、九〇九	四、〇〇〇	六、四〇八	三、一五〇	三、九二二	
同 十三年	一二一	一二、四三六	四、九六〇	七、一七五	三、〇八二	三、九二二	
同 十四年	一二五	一八、六七一	六、三三三	一三、九三八	三、三三八	三、九二二	

(三) 結核患者届出

昭和十二年四月、法律第四十一號結核豫防法中改正法律により、同年七月以降醫師は環境上病毒傳播の虞ありと認めた

結核患者の届出をなすことになつた。昭和十五年度に於ける届出患者數は男一三、三三六人、女九、五〇一人計二二、八二七人である。

自動車運轉手	一六六	五	一七二	空	二	一七六
女中、女給	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八	一、〇八八
學生	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
其他	三、八三九	三、三二八	五、五七七	一、八三三	三、三九九	三、三九九
備考	北海道、長崎、新潟、群馬、奈良、三重、岐阜、青森、福井、石川、富山、鳥取、島根、廣島、山口、和歌山、徳島、香川、愛媛、大分、鹿兒島、沖縄の一道二十二縣分					

(五) 結核健康相談施設

結核健康相談施設は結核対策上結核療養所と共に車の兩輪をなすものであり、豫防の第一線的任務を帯び國民の結核豫防の指導に當るものである。患者の早期発見、早期治療を行ふと共に多數の自宅療養患者中必要なものに對しては巡回訪問、其の他の指導をす他結核豫防に關する各般の事業に當るのである。結核豫防の實を擧げるには此の種の施設の整備が先決問題であるに拘らず、我國では昭和十六年に於て公立健康相談所及保健所を合し僅かに四二六ヶ所に過ぎなす。

健康相談施設數 (昭和十六年十二月一日現在)

(豫防局結核課調)

道府縣名	公立健康相談所	小兒結核豫防所	保健所	計
北海道	三	一	五	八
東京都	九	一	一	一一
東京	〇	一	一	二

大阪	一三	一七	九	二二	六一
神奈川	八	一	一	一〇	一四
兵庫	六	一	一	一	一
長崎	二	一	一	一	一
新潟	四	一	一	一	一
埼玉	三	一	一	一	一
群馬	三	一	一	一	一
千葉	二	一	一	一	一
茨城	三	一	一	一	一
栃木	二	一	一	一	一
奈良	一	一	一	一	一
三重	三	一	一	一	一
愛知	三	一	一	一	一
静岡	四	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
滋賀	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山	二	一	一	一	一
石川	三	一	一	一	一
福井	二	一	一	一	一
山梨	三	一	一	一	一
長野	二	一	一	一	一
岐阜	七	一	一	一	一
長野	三	一	一	一	一
富山					

日本放送協會納付金

昭和十四年

(豫防局結核課調) 一、八五二、〇三四・五〇

同 十五年 同 十六年

日本放送協會納付金に依る健康相談所

(昭和十五年度)

(豫防局結核課調)

二、二六四、一九五・五〇
二、七七三、八二〇・〇〇

相談所

醫師

看護婦

取扱患者數

結核患者數

甲種 乙種 丙種

専任 兼任

専任 兼任

實數 延數

實數 延數

三 七 天

三三 三五

三五 五

三六、七四 九三、三三

100、六六

三三、〇三

レントゲン検査數

略談検査數

醫師に依るもの

看護婦によるもの

實數 撮影數

實數 陽性數

實數 延數

實數 延數

三六、三九四 六六、二三三

二五、一七四 六、三六九

一、八七九 三、八七三

五、二〇〇 八三、三九三

(八) 教員保養所

教職員の健康が國民教育に及ぼす影響の重大なるに鑑み、國民學校職員にして學校衛生上特に必要ありと認むる者の保養施設として、昭和十五年度に於て各道府縣に教員保養所の設立を計畫し、國庫補助(創設費二分の一以内、經常費三分の一以内)の下に其の設置を奨励しつゝある。現在迄に設置を認可せるもの二十道府縣に及び、その内已に開所せるもの十一ヶ所、現に建築中のもの九ヶ所である。而して昭和二十年度迄には全國に普及せしむる見込である。尙教員保養所の設置を認可せる道府縣は次の如くである。

教員保養所設置概要

(昭和十六年十二月現在)
(文部省體育局衛生課調)

設置道府縣名	定員	收容位置	開所年月	備考
北海道	五〇	有珠郡伊達町	昭和十五年八月	
宮城	五〇	仙臺市長町	昭和十三年六月	
秋田	四〇	由利郡道川村	昭和十三年九月	
群馬	五〇	勢多郡桂萱村	昭和十四年三月	工事中
東京	二〇〇	北多摩郡清瀬村		工事中
神奈川	五〇	横濱市中區最戸町	昭和十六年十月	
富山	五〇	婦負郡古里村	昭和十五年十一月	
石川	四〇	石川郡美川町	昭和十三年十一月	
長野	七〇	上高井郡須坂町		工事中
岐阜	五〇	稲葉郡方縣村	昭和十四年十一月	
愛知	一〇〇	知多郡大府町	昭和十五年十月	
滋賀	三〇	滋賀郡和通村		工事中

道府縣名	設置數	設置時期	備考
兵庫	一〇〇	有馬郡三輪町	同
岡山	五〇	兒島郡藤戸町	同
廣島	一〇〇	佐伯郡地御前村	同
山口	五八	吉敷郡東岐波村	昭和十三年十二月
福岡	八〇	粕屋郡篠栗町	昭和十三年十一月
長崎	五〇	北高來郡諫早町	工事中
大分	五〇	北海郡大在村	同
鹿児島	五〇	始良郡重富村	同

(九) 夏期醫學徒産業結核豫防實施班編成

大日本産業報國會並に財団法人結核豫防會では時局下産業勞務者結核豫防事業の重要性に鑑み厚生省の後援の下に左の要綱に依り昭和十六年に於て夏期休暇を利用して官公私立醫大並に醫專の上級學生を産業結核豫防の第一線に動員することとなつた。

夏期醫學徒産業結核豫防實施班編成要綱

一、趣 旨

現下結核の豫防殊に産業勞務者結核豫防事業の重要性に鑑み夏期休暇中の醫學徒をして産業結核豫防の第一線の事業に參與せしめ以て醫學徒の結核豫防事業並に産業衛生事業に對する關心を深からしむると共に同事業の發展に對し寄與するところあらしめんとす。

二、方 法

第五章 保健並醫療保護事業

イ、各帝國大學、醫科大學及び醫學專門學校の學生生徒上級生中の有志を以て各學校別に實施班を編成し別記實施場に派遣して指導者の指導を受けしめつゝ集團檢診其の他の事業に従事せしむ。
ロ、實施班の總數を三十班、一班の人員を五名とし、實習期間は一期間を約二十日間とす。
ハ、本事業に参加する醫學徒の交通費及宿泊費は主催者に於て負擔す。
ニ、實務に充つる場所並に班の編成は左の如し。

實施府縣名	實施先種別	派遣班數	派遣日數	派遣校名
實施府	實施先種別	派遣班數	派遣日數	派遣校名
群馬	縣下工場	三	四〇	東京帝大
埼玉	右 同	二	四〇	慈惠醫大
栃木	右 同	二	二〇	日大専門部醫學科
新潟	右 同	一	二〇	新潟醫大
岡山	右 同	一	二〇	岡山醫大
石川	右 同	二	二〇	金澤醫大
福井	山代模範地區内工場	二	四〇	東京帝大
兵庫	勝山模範地區内工場	二	四〇	京都帝大
愛媛	湊模範地區内工場	一	二〇	大阪帝大
北海道	北宇和模範地區内工場	二	二〇	慶大醫學部
北海道	札幌模範地區内工場	一	二〇	北海道帝大
福岡	八幡製鐵所	二	三〇	九州帝大
東京	中島飛行機製作所	二	二〇	慶大醫學部

- 千葉 野田醬油會社 一 二〇 千葉醫大
- 茨城 日立製作所 一 二〇 東京帝大
- 東京 印刷局 一 二〇 慈惠醫大
- 東京 神田靴學校 二 二〇 日大專門部醫學科
- 東京 富士フイルム 三 〇 〇
- 東京 大森徒弟校 三 〇 〇

備考 一、班員は五人を以て一班とす
 一、期間……七月二十日より八月末日迄別記の日數

(十) 財團法人結核豫防會

昭和十七年一月三十一日現在に於ける財團法人結核豫防會の概況左の如し。

一、資金の造成

本會資金は其の造成豫定額一千五百萬圓に對し今日迄の寄附申込額は一千五百九十九萬餘圓にして内實際受納額九百二十萬餘圓に上り順調に進捗しつゝあり。

二、地方本部並に支部の結成

朝鮮及臺灣に於ける地方本部並に樺太、南洋、關東州に於ける外地支部は何れも之が結成を見、内地支部は東京、秋田、岩手の一府二縣を除き何れも其の結成を了せり。

三、結核豫防對策の調査研究

結核豫防對策調査會に於ては左の六部會を設け鋭意結核豫防對策の調査研究に努めつゝあり。

第一部會 學生・生徒・兒童の結核

(1) 第一健康相談所 (東京市神田區三崎町所在)

第一健康相談所は曩に財團法人保生會より寄附を受けたるものにして其の後更に擴張を行ひ連日二百數十名の受診者を示せり。

(2) 第二健康相談所 (川崎市大島町所在)

曩に川崎市より所要敷地の寄附を受け新築せる第二健康相談所は昭和十六年六月七日開所式を舉行、同月十六日より實際の業務を開始せり。

(ホ) 研究所大阪支所

大阪支所は昭和十五年八月三十日大阪帝國大學微生物病研究所竹尾結核研究所内に設置し差當り集團檢診事業を實施しつゝあり。

五、結核豫防思想の普及並に結核豫防實生活の指導

結核豫防思想の普及並に結核豫防實生活の指導に關しては本會及各地方本部、支部に於て鋭意努力しつゝあるも本會に於て實施せる事項左の如し。

(イ) 講演會

昭和十四年十一月には 令旨奉戴結核豫防講演會を昭和十五年四月及昭和十六年四月には 令旨奉戴記念講演會を夫々日比谷公會堂に於て開催したるの外各地に於て本會並支部共同主催の講演會を開催し來れるが其の數一道二府二十一縣四十ヶ所を算せり。

(ロ) 展覽會

第五章 保健並醫療保護事業

- 第二部會 産業勞務者の結核
- 第三部會 官廳・會社・商店等の従業員の結核
- 第四部會 拓殖青少年の結核
- 第五部會 結核豫防に關する行政の統制
- 第六部會 結核豫防に關する技術の向上

四、結核研究所

(イ) 研究所及附屬療養所の敷地買収
 東京府下清瀨村に地をトし既に五萬六千二百七十三坪の土地買収を了せり。

(ロ) 研究所の建築

第一期乃至第三期に分ち施工の豫定にして第一期工事は略々完成を見、目下第二期工事の見積を了し、事務進捗中なり。

(ハ) 療養所

(1) 保生園 (東京府下東村山村所在)

昭和十四年十一月財團法人保生會より寄附を受けたる保生園は當時收容定員二百十四名なりし處其の後三十九床を増し更に東京瓦斯株式會社よりの寄附を受け病床五十名分の増築工事施行中にして來る三月末完成の豫定なり。現在收容定員二百五十三名、收容人員二百二十名を算せり。

(2) 研究所構内設置の療養所 (東京府下清瀨村の豫定)

研究所構内に定員四百十二名の附屬療養所を設置するが爲目下着々之が事務進捗中なり。

(ニ) 健康相談所

昭和十四年十一月には東京に於て十五年三月には大阪に於て夫々 令旨奉戴結核豫防展覽會を開催し引續き福岡、名古屋、金澤、富山、福井の各地に於て本會並に當該支部共同主催の下に結核豫防國民健康展覽會を開催するの外他の主催に係る展覽會に對しては各種資料を供與し努めて之が援助を期しつゝあり。

(ハ) 映畫・紙芝居・小冊子及資料等の作製頒布

(ニ) 座談會、連絡會等

工場、會社、商店等集團生活者の勞務管理又は人事等に關係せる者を對象とせる座談會及各關係團體との連絡協議會等を隨時開催しつゝあり。

六、結核豫防模範地區

當初計畫の十ヶ所何れも之が設置を見、夫々事業を開始せり因に模範地區に於ける事業の要目概ね左の如し。

記

- (イ) 集團檢診
- (ロ) 虛弱兒童の養護
- (ハ) 豫防思想啓發
- (ニ) 實生活指導
- (ホ) 消毒
- (ヘ) 療養指導
- (ト) 入所(院)及入所斡旋
- (チ) 検査並調査
- 七、結核豫防職員の養成其他
- (イ) 結核豫防指導看護婦養成所

昭和十五年九月十二日 皇后陛下より特別の思召に依り下賜せられたる資金を以て設置せられ昭和十六年二月十日より開所、養成期間一ヶ年、入所資格は高等女學校卒業者にして保健婦又は看護婦免狀を有するもの及之に準ずべきものとし之が第一回入所生は四十二名にして大部分は各府縣本會支部長（知事）其の他の推薦にして、其の後各所定の學科を修得し昭和十六年十一月二十日卒業し何れも各任地へ歸任せり。

(ロ) 醫師及看護婦に對する講習會

全國の各健康相談所・保健所・療養所等並に工場醫局等に勤務し又は此等に對する指導的地位に在る醫師、看護婦並保健婦に對し現在迄に醫師九回（三百四十一名）、看護婦七回（五百七十五名）を開催するの外地方に於て支部との共同主催の下に實地醫家に對する講習を舉行せり。（昭和十六年中十回）

(ハ) 各地域並に職域に於ける指導者の養成

地方に於ける各地域並に職域に於ける結核豫防指導者を養成確保するが爲本會並に支部共同主催の下に各地に於て之が講習會を開催しつゝあり。

(ニ) 醫學徒に對する實務の訓練

各大學に於ける醫學徒に對し結核豫防模範地區其他結核豫防に關する特色ある施設に於て之が實務を訓練し以て本病豫防の關心を高めしめ且將來に於ける斯業の人材を養成するが爲昭和十六年夏期に於て大日本產業報國會と共同主催の下に、北海道

東京・京都・大阪・九州の各帝國大學・千葉・新潟・金澤・蕨惠各醫科大學及慶應大學醫學部、日本大學醫學科の醫學徒を以て夏期醫學徒結核豫防實務班を結成し之を三十ヶ班に分ち一ヶ班の人員を五名とし各班當該學部の教授を指導教官とし、札幌（北海道）、勝山（福井）、山代（石川）、神戸湊（兵庫）、北宇和（愛媛）、八幡（福岡）の各結核豫防地區及東京、千葉、埼玉、群馬、茨城、栃木、新潟の十三道府縣下に派遣し、何れも現地指導者（當該道府縣衛生課長並模範地區に在りては同指導所長工場に在りては工場醫局長等）指導監督の下に、一ヶ所十日乃至二十日間の豫定を以て基礎調査より始め、一般集團檢診並檢査其他實生活の指導、豫防思想普及啓蒙等に亘り何れも献身的努力を拂ひ、豫期以上の好成績裡に豫定の終了を見た。

三 癩に對する施設

(一) 癩患者數

昭和十五年十二月末現在の全國患者數調査によれば患者總數一五、八七三名にして、そのうち收容患者九、一二五名、未收容患者六、七四八名である。本調査は可能なる範圍に於て専門家による檢診を行ひ調査の精密を期し、多數の新患者を發見し相當の成績を挙げ得たのであるが、地方の状況により調査洩れもあると考へられる故に、本調査による總患者數は現在の最小限度の數字を示したと言ふべきである。

未收容癩患者數（昭和十五年十二月末現在）

資料（財團法人癩豫防協會癩の根本対策）

府縣名	男	女	計
北海道	一七一	六八	二三八
青森	一六一	五九	二二〇
岩手	五一	一五	六六
宮城	五	二	七
秋田	八六	三三	一二九
山形	三六	二七	六三
福島	五一	二九	八〇
茨城	四〇	一三	五三
栃木	三五	二八	六三
群馬	二六六	一二七	三九三
埼玉	一六	三	一九
千葉	一一	三	一四
東京	七六	三六	一一二
神奈川	三七	一三	五〇
新潟	三七	一六	五三
富山	一六	六	二二
石川	二七	一四	四一
福井	三六	一四	五〇
山梨	二八	一一	三九
長野	三八	一六	五四
岐阜	一一二	三九	一六一
静岡	八二	三八	一二〇
愛知	二六〇	九六	三五六

第五章 保健並醫療保護事業

府縣名	計	收容	未收容
滋賀	七六	三〇	一〇六
京都	六五	二一	八六
大阪	四五	一九	六四
兵庫	二六二	七五	三三七
奈良	四二	二五	二四二
和歌山	七六	二五	六七
鳥取	三二	九	九一
島根	六六	三〇	四一
岡山	二五	七	九六
広島	三九	七	三二
山口	九	一	五八
徳島	五〇	一九	一〇
香川	八六	二七	七七
愛媛	五五	三五	一一一
高知	一三七	二九	八四
福岡	七五	三八	一七五
佐賀	四八	二二	九七
長崎	一一四	四二	九〇
熊本	四三〇	五八	一七二
大分	八六	一九九	六二九
宮崎	二〇二	二八	一一四
鹿児島	三六八	七六	二七八
沖縄	五九九	一九九	五六七
計	四、六八八	三三七	九三六

一八三

(二) 癩療養所

我國の癩療防事業は、當初専ら社會事業として内外宗教關係者により經營せられた五つの私立療養所により實施せられたが、明治四十年癩療防法の公布せらるゝと共に、道府縣聯合立療養所五ヶ所を設置して患者の收容に努めた。大正八年三月全國一齊調査を實施し患者總數一六、二六一名を發見したが、當時の收容能力は私立療養所約三〇〇名、公立療養所約一、五三〇名、計二、〇〇〇名にも達せざる状態であつた。而して前記患者中資力を有せずして救護の必要を認むるもの約一萬に達するの實狀判明した故、政府は取敢へず其の半數五、〇〇〇人を收容し得る設備を講ずるの方針を決定し大正十年度以降年々公立療養所の擴張を圖り、昭和五年には始めて國立療養所の建設を見るに至つた。昭和十一年末に於ける癩療養所の收容定員は國立一、九〇〇名、公立四、一一〇名、私立九九〇名計七、〇〇〇名にして當初の目標たる一萬名を收容するには更に三、〇〇〇名を收容し得る設備を必要としたが、三井報恩會より建設費及設備費一切の寄附を受け、既設療養所の擴張並療養所の新設に依り昭和十二年度以降三ヶ年間に三、〇〇〇床を擴充し、以て患者一萬人を收容し得る所謂一萬床計畫を樹立した。本計畫は若干の遅延をみたが略々昭和十五年末を以て建設を終了し、收容者數九、一二五名、建物完成後に於ては優に一萬數百名の患者を收容し得ること

なり、昭和十六年七月より實施せられた公立癩療養所の國立移管と共に劃期的飛躍を遂ぐるこゝなつた。然れども昭和十五年末施行の患者數調査に依るに療養所に收容を必要とするにも拘らず、尙收容するに至らずして療養に其の途を得ざる者は極めて多數存するのみならず、新患者の發生依然として跡を絶つに至らざるものあるは癩療防上甚だ遺憾とせらるゝ處にて、政府に於ては癩療防對策の第一期計畫とも云ふべき一萬床計畫の實現を機とし、我國に於ける癩根絶を目標とし左記事項の實現に關し速に適當なる措置を講ずる必要を認めてゐる。

- 一、病床の擴充
- 二、無癩運動の實施
- (イ) 家族救護の徹底
- (ロ) 醫師届出義務の勵行
- (ハ) 十坪住宅運動
- (ニ) 患者精密調査の實施
- 三、療養所の整備
- (イ) 職員の充實
- (ロ) 不良患者の收容施設
- (ハ) 自由地區の擴張
- (ニ) 治療の徹底と患者費の増加
- (ホ) 研究費の増加
- (イ) 患者の教育施設及保育事業の改善
- 四、癩研究の促進
- (イ) 癩研究所の設置
- (ロ) 職員の研究助成
- (ハ) 内外地視察

五、海外に於ける癩の調査

癩患者收容施設

(昭和十五年十二月末現在)

(豫防局豫防課調)

療養所名	收容定員	收容實人員
長島愛生園	一、二〇〇	一、五三三
栗生泉園	八二五	九七一
星塚敬愛園	八二五	八八八
東新愛園	六〇〇	四五〇
宮北新愛園	二〇〇	二四二
宮古新愛園	二〇〇	二四二
宮頭新愛園	二五〇	三〇五
國頭新愛園	三、九〇〇	四、三八九
計	一、二〇〇	一、二三六
全多摩部	五〇〇	五一七
北松保生園	一、〇〇〇	八二八
光明養生園	一、〇〇〇	六五六
大島養生園	六五〇	一、〇九五
大島養生園	一、〇〇〇	一、〇九五
九池養生園	四、三五〇	四、三三二
計	一、一三三	五八
慰廢園	二〇〇	七四
聖バルナバ醫院	一三〇	六五
神山復生病院	一〇〇	六〇
熊本同春病院	一三〇	九六
身延深敬病院	八五	六一
待勞院	四三五	五一
癩療防協會相談所	四五	五
計	四、三五〇	四、三三二

第五章 保健並醫療保護事業

合 計

備考 括弧は昭和十六年七月一日より國立移管による新名稱

四 トラホームに對する施設

(一) トラホーム患者數

トラホームは古來吾國民の間に廣く蔓延してゐる疾患であつて、昭和十五年中全國各地方に於て行つた檢診人員六百十三萬八千餘人中トラホーム患者は六、八八%ある。之に依つて見るも現在尙可成の蔓延狀況にある。然し長年行ひ來た豫防措置の效漸く顯れ、トラホーム患者は逐年減少の傾向にあるが、昭和十一年十月失明者の統計によれば、本病は五、五七七名の失明の原因であり捨て置き難い疾患である。

年別トラホーム檢診成績 (豫防局防疫課調)

年次	檢診人員	重症	輕症	疑似症	計
昭和三年	六、八三三	五、六七三	四、四三三	一、三九一	九、七五五
同四年	六、六三三	四、八二一	四、三三〇	一、三九一	九、〇四二
同五年	六、八四四	五、一六六	四、六八六	一、三〇六	九、一五九
同六年	六、七九九	四、九二九	四、三〇〇	一、三〇六	八、九四五
同七年	六、七七八	四、九二二	四、三〇〇	一、三〇六	八、九四五
同八年	六、七三三	四、三三三	四、一〇六	一、三〇六	八、八三五
同九年	六、八〇〇	四、九三三	四、八六六	一、三〇六	八、八三五
同十年	六、七九九	四、三三三	四、一〇六	一、三〇六	八、八三五

一八五

同十一年 七、二八、四四四 四、九八八 四、四〇八、八五五 二、七〇七、六〇〇、二四八 八、七〇
 同十二年 六、五三三、五五五 三、九、四四四 四、九、四九七 一、三、五九七、七三、四九七 七、九三
 同十三年 五、七九〇、一九三 三、三、三三三 三、四〇〇、九七七 一、四、一三三、四八八、三〇五 七、三三
 同十五年 六、一三六、三三四 三、三、三八 二、五、五九六 一、〇五、五二四、三三三 六、八八

(二) トラホーム豫防法による施設

トラホーム豫防法に關しては政府は大正八年三月トラホー
 ム豫防法を制定し、毎年接客業者、工場従業者、壯丁、一般

住民等七百萬人以上の者に檢診を行ひ、罹患者に對しては治
 療の督勵を爲して居ると共に、市町村にあつては地方長官の
 指示に従ひ、トラホーム治療所を設置して檢診並治療に力を
 注ぐ外、印刷物の配布、講演會の開催等により民衆の豫防知
 識を啓發し又豫防及治療の技術に關する講習會を開催する等
 の施設を講じてゐる。

道府縣別 治療所數 昭和十六年 昭和十五年

道府縣別	治療所數	經費		昭和十五年 度中徴收 治療料總額	昭和十五年 度中の治療患者數		從事 醫員數
		豫算	決算		實數	延數	
東 京	二	六、六〇〇、〇〇〇	六、六〇〇、〇〇〇	—	—	—	三人
大 阪	一	三、一三三、〇〇〇	三、三三九、七〇〇	—	—	—	一人
茨 城	三	七、一三四、〇〇〇	八、六六六、〇〇〇	—	—	—	三人
靜 岡	一	四、八〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	—	—	—	一人
岩 手	五	九、三〇〇、〇〇〇	九、三〇〇、〇〇〇	—	—	—	五人
青 森	二	一、九〇〇、〇〇〇	一、七、三三三、〇〇〇	—	—	—	二人
岡 山	二	一、一三三、〇〇〇	一、一三〇、〇〇〇	—	—	—	二人
合 計	※	三、七、四九七、〇〇〇	三、七、六二二、〇〇〇	三、一、九五	—	—	—
昭和三十二年	七	二、九、四〇〇、〇〇〇	二、八、四二二、〇〇〇	—	—	—	七人
同十一年	八	七、七八一、〇〇〇	六、三三九、八一	—	—	—	—

(豫防局豫防課調)

同十一年 七、四〇〇、〇〇〇 一、四、四三三、三五
 同九年度 四、五〇〇、〇〇〇 四、一九三、三五
 同八年度 四、五〇〇、〇〇〇 四、四二七、七四
 同七年度 一、一、九八〇、〇〇〇 一、〇、五八七、七一
 同六年度 一、三、六〇〇、〇〇〇 一、四、六八七、七五

備考 本表掲記以外の道府縣には該當のものなし ※印は三月末日現在に於ては該當のものなきも年度内にありたるものを示す。

市町村立トラホーム治療所 (昭和十六年三月末日現在)

(豫防局豫防課調)

道府縣別	市立	町村立	計	昭和十六年 昭和十五年		昭和十五年 度中徴收 治療料總額		昭和十五年 度中の治療患者數		從事 醫員數
				豫算	決算	實數	延數	實數	延數	
北 海 道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東 京	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大 阪	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神 奈 川	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
兵 庫	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長 崎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
新 潟	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
奈 良	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三 重	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛 知	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
滋 賀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

五 花柳病に對する施設

(一) 花柳病患者數

花柳病の蔓延は人口對策上並に國民優生上に大なる影響を有する爲、大東亞戰遂行の現下之が防遏は極めて緊要である。近年壯丁検査の結果に於ては幸ひにして稍々減少しつつあることは國民各自の自覺に依るものであるが、然し殷賑産業地帯に於ては増加の傾向にあることは憂慮に堪へない。戰時並戰後に於いて本病の蔓延の虞あることは世界大戰の例に徴しても明瞭である故、豫防思想の啓發普及に努めると共に診療機關の増設並に豫防設備の徹底整備を行ふ必要がある。從來本病豫防の對策としては、娼妓に對しては娼妓取締規則を以て相當徹底せる取締を行ひつゝあるが、藝妓、酌婦等業態者

密賣淫檢舉人員及健康診斷結果

Table with columns: 年別 (Year), 密賣淫檢舉人員 (Number of secret vice inspectors), 健康診斷の結果 (Results of health diagnosis), 初犯 (First offense), 再犯以上 (Repeat offenses), 計 (Total), 同上中健康 (Same as healthy), 診斷人員 (Number of diagnosticians), 無毒 (Non-toxic), 健康診斷人員に對する有毒人員千分比 (Ratio of toxic persons to health diagnosticians per 1000).

年別娼妓花柳病患者數

(豫防局豫防課調)

Table with columns: 年別 (Year), 診斷延數 (Number of diagnoses), 病者數 (Number of patients), 中の花柳 (Among venereal diseases), 診斷延數中の花柳病患者種類別 (Number of venereal disease patients by type among diagnoses).

資料 (第十六回警察統計報告)

Table with columns: 年別 (Year), 健康診斷 延人員 (Number of health diagnosis extensions), 梅毒 (Syphilis), 淋病 (Gonorrhea), 軟性下疳 (Chancroid), 剝脫 (Erosion), 計 (Total).

業態者健康診斷成績

(豫防局豫防課調)

Table with columns: 年別 (Year), 健康診斷 延人員 (Number of health diagnosis extensions), 梅毒 (Syphilis), 淋病 (Gonorrhea), 軟性下疳 (Chancroid), 剝脫 (Erosion), 計 (Total).

(二) 娼妓病院

昭和十四年末現在の遊廓は三四三個所にて前年に比し三四ヶ所を減じた。右遊廓に於ける同年中の娼妓一日平均數は三九、二五〇人で前年に比し三、三七四人の減少である。是等娼妓の爲に設けた健康診斷所は三一三ヶ所にて前年に比し三五ヶ所を減じた。又此の診斷所に於て診斷を受けた者の延人員は二、五三四、九五三人で前年に比し一一三、七二七人を減じた。又受診人員中有病と認められたもの六三、三七九人であつたが、是等有病娼妓を入院せしめる娼妓病院は一〇三ヶ所である。

娼妓病院 資料(昭和十四年衛生年報)

及其の他一般人に對しては取締の法規の徹底を缺く爲、現行花柳病豫防法の全面的改正を行ふ必要がある。尙今次支那事變の召集解除者に對して軍當局と政府は緊密なる連絡を保ち、再發の虞ある患者に對しては國費を以て之を治療して其の徹底を期してゐる。又次第に大陸、南洋等との交通繁劇を極むる結果、當方面に於ける本病豫防對策に付いても遺憾なき措置を講ずる必要がある。

Table with columns: 年別 (Year), 病院數 (Number of hospitals), 患者收 (Number of patients received), 入院患者 (Number of inpatients), 前年より繰越 (Carried over from previous year), 本年 (This year), 延人員 (Number of extensions), 一患者の平均在院日數 (Average hospital stay per patient).

(三) 花柳病診療所

昭和二年より施行せられて居る花柳病豫防法は、其の一部未施行の部分が昭和十三年四月二十日より施行せられることとなつた。即ち同法第二條により主務大臣が、市又は特に必要と認むる其の他の公共團體に對し診療所の設置を命じたものは、昭和十四年末現在に於て北海道外二十九府縣五五公共團體に對し設置命令を爲し、その中昭和十四年末現在に於ける開所の診療所は二十八府縣、四十六公共團體にて、設置個

所数は五七ヶ所である。本施設により業態上花柳病傳播の虞ある者、其の他一般人にして本病傳播の虞ある者を診療しつゝあると共に未完成の分をも着々工事の進捗を計りつゝある。又同法第四條に依り診療所の機能を補足する代用花柳病診療所は一九四ヶ所ある。

此等診療所に於ける本年中の入院患者は合計六、四六二人、外來患者は同一七、七〇三人にて之を一診療所に平均すれば入院患者二五・七五人、外來患者七〇・五三人に當る。

(四) 保健組合

昭和十五年度に於ては保健組合數二、一四八、組合員數一〇四、一六四、組合經費は一、九六〇、〇二三圓六四錢である。

保健組合 (自昭和十五年四月三十一日 至昭和十六年三月三十一日)

資料(厚生省豫防局花柳病豫防に關する調)

道府縣名	組合數	組合員數	組合經費
新長兵神大京北警	湯崎庫川阪都道廳	六三三	五、九三三
山廣岡	山口島山	三三	一、四一五
和歌山	三三	一、五九八	七、八二二・七六
徳島	三三	二、五七四	六、〇三六・六六
香川	三三	三、三六七	二、五五五・六一
愛媛	六〇	二、〇六〇	八、一七七・三三
高知	四〇	六、七三三	一、三三三・七七
福岡	八三	三、五二七	二、六〇四・四〇
大分	三三	一、二七三	三、七三三・三三
佐賀	三三	四、四八八	一、九五〇・三三
熊本	三三	一、三六五	五、〇〇四・三三
宮崎	三〇	一、七三三	一、一〇三・四九
鹿児島	四三	一、三三八	二、九〇三・〇〇
沖縄	二二	四、四四四	一、三三三・〇〇
合計	二、一四八	一〇四、一六四	一、九六〇、〇二三・六四

道府縣名	組合數	組合員數	組合經費
埼玉	七	一、五五五	二〇、〇六・一〇
群馬	四	一、〇五八	三、八二五・九
千葉	九	一、九〇〇	八、〇〇〇・〇〇
茨城	七	二、二一六	六、三三・六〇
栃木	六	一、九三三	三、七二・八五
奈良	三	一、七五四	三、〇三三・〇〇
三重	三	一、八五五	七、九九七・三九
愛知	一〇七	三、二七三	一七、六二七・六三
静岡	八	四、八八四	三、一九四・七〇
山梨	三	一、〇四九	五、八〇五・三三
滋賀	三	六九二	一、一九四・〇〇
岐阜	四	一、九九五	六、五八五・六九
長野	四	三、〇〇九	四、二八四・三九
宮城	三	六二八	三、五二五・三九
福島	六	一、三三六	四、二四四・九〇
岩手	四	二、二二一	九、〇六二・四八
青森	四	三三九	九、六五〇・〇〇
山形	四	二、四三三	六、一九三・六〇
秋田	三	一、四三〇	五、〇九〇・〇〇
福井	三	一、四三三	二、五三四・〇〇
石川	三	一、七三三	三、七、九〇五・六三
富山	三	一、四八五	三、三三三・五
金沢	三	五三三	五、一六三・五〇
岐阜	三	三三三	三、七二・一四

六 麻薬中毒に対する施設

麻薬中毒患者とは麻薬の連用に因つて精神的、肉體的に中毒症状を呈するものである。内地に於ては其の數極めて少數であつたが、近時國際間の交通頻繁を加ふるに従ひ外國の惡風を輸入するものがあり、最近に於ては例へば「ヘロイン」を喫煙に使用したり、或は中毒者に名を藉り麻薬を手に入れ之を不正に配布して中毒者の増加を圖る等、麻薬亂用の傾向

道府縣名	組合數	組合員數	組合經費
山廣岡	七	二、八一	一〇、八四・五三
山梨	四	五、六八七	二、三二七・九
和歌山	三	一、四一五	七、三三三・〇三
徳島	三	一、五九八	七、八二二・七六
香川	三	二、五七四	六、〇三六・六六
愛媛	三	三、三六七	二、五五五・六一
高知	六〇	二、〇六〇	八、一七七・三三
福岡	四〇	六、七三三	一、三三三・七七
大分	八三	三、五二七	二、六〇四・四〇
佐賀	三三	一、二七三	三、七三三・三三
熊本	三三	四、四八八	一、九五〇・三三
宮崎	三〇	一、三六五	五、〇〇四・三三
鹿児島	四三	一、七三三	一、一〇三・四九
沖縄	二二	一、三三八	二、九〇三・〇〇
合計	二、一四八	一〇四、一六四	一、九六〇、〇二三・六四

七 傳染病に対する施設

(一) 傳染病

(イ) 法定傳染病患者數

我が國に於ては明治三十年に現行の傳染病豫防法を制定せられ、爾來明治末年に至る十五年間は赤痢、腸「チフス」及「チフテリア」の如き常在多發疾病の抑壓と「ベスト」、「コレラ」及痘瘡の驅逐に主力を注ぎ従前人口萬對發生率二十人前後に上りし赤痢は、豫防法の實施に依り之を挫折して三分の一に減せしめた。次に大正時代十五年間の防疫業績としては「ベ

スト、「コレラ」及痘瘡の撲滅に相當の功績を揚げ赤痢及「チフテリア」は概ね平靜に終始したるも腸「チフス」の擡頭に悩んだ。昭和十五年間に於ける之が消長を顧みるに「ペスト」「コレラ」及痘瘡の防退に就ては愈々完成の域に達して殆ど其の奇襲を制するを得た。然れども常在傳染病に於て

は腸「チフス」の如きは稍小康の狀に在りと謂へるが尙舊態依然の域を脱せず、而も赤痢は近年格別激増の狀を呈し、將に往年の赤痢禍時代に回歸した感がある。又猩紅熱が最近加速度的に激増を呈し、「チフテリア」も昨年来急に擡頭した事は注目すべきことである。

最近五ヶ年間の傳染病患者 (各年末現在)

(豫防局防疫課調)

病 類 別 區 分	昭和十一年					同 十二年					同 十三年					同 十四年					同 十五年					以上五ヶ年平均				
	患者數	人口萬對罹患率	死者數	患者百對死亡率	患者百對死亡者數	患者數	人口萬對罹患率	死者數	患者百對死亡率	患者百對死亡者數	患者數	人口萬對罹患率	死者數	患者百對死亡率	患者百對死亡者數	患者數	人口萬對罹患率	死者數	患者百對死亡率	患者百對死亡者數	患者數	人口萬對罹患率	死者數	患者百對死亡率	患者百對死亡者數	患者數	人口萬對罹患率	死者數	患者百對死亡率	患者百對死亡者數
「コレラ」	患者數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	人口萬對罹患率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	死者數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	患者百對死亡率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	患者百對死亡者數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
赤痢 (疫痢を含む)	患者數	五、〇七五	—	—	—	三、〇〇九	—	—	—	—	六、二一一	—	—	—	—	九、二五〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	人口萬對罹患率	七、四一一	—	—	—	一〇、九一九	—	—	—	—	一一、一一一	—	—	—	—	一三、三四四	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	死者數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	患者百對死亡率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	患者百對死亡者數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
腸「チフス」	患者數	三、〇六八	—	—	—	三、八四二	—	—	—	—	五、〇八三	—	—	—	—	五、二〇〇	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	人口萬對罹患率	四、四七五	—	—	—	四、八八〇	—	—	—	—	六、一七〇	—	—	—	—	六、四六三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	死者數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	患者百對死亡率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	患者百對死亡者數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
「バラチフス」	患者數	〇・六八	—	—	—	〇・六四	—	—	—	—	〇・八五	—	—	—	—	〇・七二	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	人口萬對罹患率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	死者數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	患者百對死亡率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	患者百對死亡者數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

合 計	脊流 髓行 膜性 炎腦					「チフテリア」					猩 紅 熱					發疹「チフス」					痘 瘡								
	患者數	人口萬對罹患率	死者數	患者百對死亡率	患者百對死亡者數	患者數	人口萬對罹患率	死者數	患者百對死亡率	患者百對死亡者數	患者數	人口萬對罹患率	死者數	患者百對死亡率	患者百對死亡者數	患者數	人口萬對罹患率	死者數	患者百對死亡率	患者百對死亡者數	患者數	人口萬對罹患率	死者數	患者百對死亡率	患者百對死亡者數	患者數	人口萬對罹患率	死者數	患者百對死亡率
患者數	一、九八九	—	—	—	—	一、七〇七	—	—	—	—	一〇、〇〇〇	—	—	—	—	一、七六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人口萬對罹患率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
死者數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
患者百對死亡率	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
患者百對死亡者數	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

備考 「ベスト」發生なきに付省略
(口) 其の他の傳染病

1 流行性腦炎

最近十ヶ年中最も多發せるは昭和十年の五千三百七十名にして、死亡率は昭和八年の患者百對六四・四八を最高とする昭和十六年は十一月末迄に患者二百四十四名にして昨年の半數にも足らざるも、死亡率は五八・六一にして依然相當高率を示し、之が豫防は主として流行性感冒豫防要項に準じ遺憾なからしめつゝある。

2 狂犬病

最近は東京、兵庫の外殆ど其の跡を絶ち、昭和十六年十一月末迄には東京府下に十三頭の病犬を見たるのみであるが、内閣死因統計には年々二、三の死者を見つゝあり、輸入犬の檢疫、野犬の掃蕩、畜犬の整理、豫防注射の勵行等に依り之が根絶を期しつゝある。

3 炭疽病

最近十ヶ年間に百三十名の患者を出し、主として大阪、鹿兒島等の骨粉獸毛の取扱業者である。昭和十六年は兵庫縣一名の發生ありたるのみである。本病は家畜傳染病として尙相當の發生あるを以て之が豫防対策と相俟つて、政府に於ては更に一層の効果を擧げんと努力中である。

(二) 傳染病院、隔離病舎、隔離所、消毒所

傳染病豫防法に依り設置の傳染病院、隔離病舎、隔離所、消毒所設置状況をみるに、昭和十四年末現在に於ける傳染病院は市設一二五院、町村若は之に準すべきもの、設立七〇八院町村組合若は之に準すべきもの、設立一五六院合計九八九院であつて前年に比し一九院を減じた。而して之が患者收容定員の合計は二三、九二八人であつて、前年に比し二二二人を減じた。之を一院に平均すれば二四、二〇人に該り、前年に比し〇、二三人を増した。隔離病舎は市設八五、町村若は之に準すべきもの設立六、四〇三、町村組合若は之に準すべきもの、設立四二八、合計六、九一六で前年に比し五四を減じた。之が患者收容定員は合計六八、二六四人で前年に比し二四人を減じた。之を一隔離病舎に平均すれば九、八七人に該り、前年に比し〇、〇四を増した。隔離所は市設八、町村若は之に準すべきもの、設立五三、町村組合若は之に準すべきもの、設立二、合計六三で前年に比し三を減じた。收容し得る人員は一、五五九人で前年に比し一一五人の減少、之を一隔離所に平均せば二四、七五人に該り、前年に比し〇、五人を減じた。消毒所は四五ヶ所で前年より一施設の減少である。

傳染病院、隔離病舎、隔離所及消毒所

資料(昭和十四年衛生年報)

年 別	市の設立に係るもの		町村若は之に準すべきもの設立に係るもの		町村組合若は之に準すべきもの設立に係るもの		計
	病院並隔離所數	患者收容定員數	病院並隔離所數	患者收容定員數	病院並隔離所數	患者收容定員數	
昭和十年	四七	八二二	六、七一	六〇、五六三	三五八	四、六七三	七、一一七
同 十一年	五三	九一八	六、七二	六三、四二〇	四二二	六、〇三三	七、二四七
同 十二年	六三	一、一六七	六、五六〇	六二、一二九	四二一	五、九五〇	七、〇四四
同 十三年	六〇	一、一三〇	六、四九三	六一、五〇四	四一七	五、八五四	六、九七〇
同 十四年	八五	一、四四七	六、四〇三	六〇、五九四	四二八	六、二二三	六、九一六
昭和十一年	一〇	一、三三四	五八	三六二	二	八	七〇
同 十二年	八	一、三三四	五七	三七六	二	八	六九
同 十三年	八	一、三四六	五六	三四五	二	八	六六
同 十四年	八	一、三一六	五四	三二九	四	二七	六六
同 十五年	八	一、二一六	五三	三三五	二	八	六三

八 寄生蟲に對する施設

寄生蟲は我國に於ては十二指腸蟲、蛔蟲等相當廣範圍に蔓延して居るが、殊に農村に著しく、地方によつては住民の九〇%餘が寄生卵保有者である所さへある。全國農村の平均についても實に農民の約六〇%に於て寄生蟲卵が證明せられる現狀である。兵力、勞務乃至人口の培養基地とも言ふべき農村に於て之等寄生蟲病が蔓延して居ることは、その及ぼす影

響に思を致すとき誠に寒心に耐へない。寄生蟲蔓延の根本は糞尿處理の不完全によるのであつて、政府に於ては寄生蟲豫防法により寄生蟲驅除を行ふと共に、厚生省式改良便所又は糞尿共同貯溜槽の設置を奨励し、蔓延防止に努力してゐる昭和十五年度以來寄生蟲蔓延の比較的高率な府縣中より各一ヶ村を選び寄生蟲病豫防模範地區とし、全戸に厚生省式改良便所を設置し徹底的撲滅を圖り、その實績をとり他町村に及ぼさんと企圖してゐる。

最近十ヶ年間に於ける各種寄生蟲病検査驅除に關する調

(豫防局防疫課調)

年次	被検査人員	各種寄生蟲卵保有者實數	同上被検査人員に對する百分比	蛔蟲卵保有者實數	同上被検査人員に對する百分比	十二指腸蟲卵保有者實數	同上被検査人員に對する百分比	投薬人員
昭和六年	五九八、四三三	三三三、七〇九	五八・九三	二七四、七七一	四四・九一	七三、四二二	一二・一〇	一、五七、四四五
同七年	五五五、六〇九	三三三、四一七	五九・八三	二六三、〇二六	四七・三四	六〇、六二九	一〇・九一	一、五四、八五九
同八年	五九一、六八八	三六一、九六〇	六一・七	二七八、六八八	四七・一〇	六六、一九九	一一・一八	一、六七、〇七三
同九年	六六二、八八四	四〇三、四三二	六〇・八六	三〇七、四四五	四六・七	七八、二二五	一二・四七	一、〇一、六三三
同十年	六〇九、三三二	三九一、六六五	六四・六	三三六、一〇五	五五・三三	七〇、七三三	一一・六	三、〇〇、四八三
同十一年	五八一、七三三	三三一、六四一	五八・七一	二七〇、一五九	四三・四	六五、四三三	一一・三三	一、七八、三九五
同十二年	六〇八、四九六	三二二、六〇〇	五二・四	三三三、〇〇〇	五四・六二	六二、一〇三	一〇・三三	一、四四、一八五
同十三年	八六〇、九八八	四〇三、二六六	四六・三	三〇六、五三四	三五・六一	七八、〇三五	九・〇六	二、八一、七五五
同十四年	七六七、七九	三七四、四三二	四八・七	二七九、一〇〇	三六・三	八一、三三六	一〇・五九	二、八一、七五五
同十五年	五八三、七五九	二九〇、三七三	四九・七	二七二、一六三	三六・〇	七〇、八四三	一二・一	九四、〇三〇
合計	六、四四〇、〇〇〇	三、三〇一、三三三	五〇・三	二、六八七、九七	四一・七	六九一、六七	一〇・七	一七、三三、六二九

九 マラリアに對する施設

我國に於ては「マラリア」を媒介する蚊族の發育に都合よき京都、滋賀、青森、福井、沖繩等に主として三日熱「マラリア」が發生して居るが、四日熱「マラリア」及熱帶熱「マラリア」も沖繩縣には發生を見て居り、更に近時支那大陸との交通頻繁を加へるに及んで、前記三種の「マラリア」に罹

患して歸るもの漸く多く、歸還將兵中にも感染者不尠あり、内地に於て傳播の虞もあり警戒を要する。幸に現在著しい蔓延を示して居ないが充分警戒の必要がある。「マラリア」流行の地方には政府は本病豫防撲滅の爲に補助金を交付してゐるが、特にその被害の甚しい沖繩縣には、昭和十六年度より政府に於て特別の豫算を計上して本病の防遏を徹底せしめる方針を取つてゐる。

最近五ヶ年間に於ける「マラリア」に關する調

(豫防局防疫課調)

道府縣	昭和十一年	同十二年	同十三年	同十四年	同十五年	同十六年一月より十月迄	計
北海道	二二二	四六六	二八	二〇八	九四	二八	六〇〇
東北	四三	七六	一四一	二八五	九七	一一	六五四
東京	二八	四六	一四一	二八五	九七	一一	六五四
京都	二八	四六	一四一	二八五	九七	一一	六五四
大阪	二八	四六	一四一	二八五	九七	一一	六五四
兵庫	一四	一六	四三	二六八	一三八	一四	四七九
長崎	一四	一六	四三	二六八	一三八	一四	四七九
新潟	七五	六三	四九	三七一	四〇	九	六一五
群馬	一六	二二	三三	七三	二七	三	一、二六四
千葉	一六	二二	三三	七三	二七	三	一、二六四
茨城	一六	二二	三三	七三	二七	三	一、二六四
合計	一、六一	一、四一	一、四一	一、四一	一、四一	一、四一	六、〇〇〇

長崎	六八	↑1	六六
埼玉	一二	—	一〇四
千葉	五三	—	一八四
山形	一七	—	一六四
合計	六九八	二七	一、九二一

備考 1 生殖不能ならしむる手術 2 生殖を不能ならしむる放射線照射 3 妊娠中絶 ↑男性の手術施行届数

(二) 國民優生聯盟の結成

國民優生の實を擧げ優秀健全なる人口の増加を圖るは現下の非常時局に對處し興亞の大業を完遂する上に於て必須の要件であることは勿論、皇國悠久の發展の根基であるが、之が爲には速かに各種優生制度の確立を期すると共に國民擧つて優生思想に徹し之を實踐するやうな強力なる國民運動を起して朝野協心戮力事に當ることが最も緊要であるとの趣旨の下に、國民優生法實施の好機を期し關係官廳、關係團體の代表者等の間に於て國民優生聯盟の設立を寄り／＼協議中のところ昭和十六年四月末に厚生省豫防局長を理事長として聯盟が設立され、國民優生を振興することゝなつた。

國民優生聯盟規約

- 第一章 名 稱
 - 第一條 本聯盟は國民優生聯盟と稱す
- 第二章 目的及事業

第二條 本聯盟は國民優生の徹底を期する爲關係諸團體の聯絡、國民優生思想の啓發、國民優生方策の研究其の他必要なる事業を行ひ以て皇國悠久の發展の根基を培ふを以て目的とす

- 第三條 本聯盟は前條の目的を達する爲左の事業を行ふ
 - 一 國民優生思想の啓發
 - 二 國民優生法の趣旨の徹底
 - 三 國民優生制度具體化の促進
 - 四 國民優生方策の調査研究
 - 五 國民精神健康の増進
 - 六 優生生活運動の推進
 - 七 優生結婚の指導
 - 八 優生結婚の斡旋
 - 九 優生多産の獎勵
 - 十 産兒制限の防遏
 - 十一 性病の豫防絶滅
 - 十二 酒害其の他民族毒の豫防
 - 十三 其の他本聯盟の目的達成に必要な事項
- 第三章 事務所
 - 第四條 本聯盟は事務所を厚生省人口局總務課内に置く
- 第四章 資産及會計
 - 第五條 本聯盟の資産中左に掲ぐるものは之を本聯盟の基金とす
 - 一 理事會の議決に依り基金に組入れたるもの
 - 二 基金として指定せられたる寄附金

第六條 基金は他の資産と區別して之を管理し理事會の議決に依るに非ざれば之を費消することを不得す

- 第七條 本聯盟の資産は郵便官署又は確實なる銀行に預入れ又は確實なる信託會社に信託し又は國債證券其の他確實なる有價證券を買入れ之を保管するものとす
- 第八條 本聯盟の經費は資産、資産より生ずる收入及其の他の收入を以て之を支辨す
- 第九條 本聯盟の豫算は理事會の議決を経て之を定め決算は其の認定に付するものとす
- 第十條 本聯盟の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第五章 總裁、顧問及名譽會員

- 第十一條 本聯盟に總裁を置くことを得理事會の決議に依り之を推薦す
- 第十二條 本聯盟に顧問及名譽會員を置くことを得理事會の決議に依り之を推薦す

第六章 役員

- 第十三條 本聯盟に理事若干名を置き内一名を理事長とす
 - 本聯盟に幹事若干名を置く
- 第十四條 理事長は厚生省豫防局長の職に在る者を以て之に充つ理事の内一名は厚生省總務課長の職に在る者を以て之に充つ其の他の理事は會員の中より選舉す
 - 幹事は理事長之を委嘱す

第五章 保健並醫療保護事業

第十五條 本聯盟に職員若干名を置き理事長之を任免す職員は有給とす

第七章 會 員

- 第十六條 本聯盟の會員は左の四種とす
 - 一 團體會員 年額金拾圓以上を負擔する團體
 - 二 贊助會員 一時金貳拾圓以上を據出する會員
 - 三 通常會員 會費年額金參圓以上を負擔する會員
 - 四 推薦會員 理事會に於て推薦したる會員

附 則

第十七條 本規約に依る理事の就任するに至る迄の間は左の者を以て理事とす (略)

(三) 優生結婚産兒獎勵金

國民優生聯盟では厚生省後援の下に優生結婚を獎勵する爲め左の如く昭和十六年四月以降特に健全にして優秀な優生結婚と認められるものを申込順によつて約三百組を選び表彰し且結婚後五年以内の生産に際して祝金を差上げることとなつた。

一、表 彰

國民優生聯盟より約三百組の優秀健全なる結婚に對し優生結婚と認むる旨の表彰狀を差上げ「優生結婚家庭」とする。

二、出産祝金

國民優生聯盟に於て約三百組を優生結婚家庭として今後五ヶ年間の出産に對して出産毎に御祝として金五拾圓を贈呈する。

三、出産育児相談

優生結婚家庭の將來の出産育児に關しては保健所と連絡して特に指導其の他の相談に應ずる。

四、結婚資金貸付斡旋

結婚資金の貸付を必要とする者には庶民金庫から簡易に借入れが出来る様斡旋する。(優生結婚資金貸付斡旋案内書参照)

五、優生結婚の條件

厚生省優生結婚相談所で定めた結婚十訓に適ふものが即ち優生結婚である。(但し年齢は男子三十歳、女子二十五歳以下)

結婚 十訓

- 一、一生の伴侶として信頼出来る人を選べ
 - 二、心身共に健康な人を選べ
 - 三、お互に健康證明書を交換せよ
 - 四、悪い遺傳の無い人を選べ
 - 五、近親結婚は成るべく避けよ
 - 六、なるべく早く結婚せよ
 - 七、迷信や因襲に捉はれるな
 - 八、父母長上の意見を尊重せよ
 - 九、式は質素に届は當日
 - 一〇、生めよ育てよ國の爲
- 六、優生結婚として表彰方申出方法
優生結婚家庭と認むるや否の診査は厚生省優生結婚相談所及び本聯盟とする。希望の者は本人及び配偶者たるべき者につき次の書

類を取揃への上厚生省優生結婚相談所、本聯盟と聯絡ある結婚相談所又は保健所に申出ること。

イ、戸籍抄本及身分證明書

ロ、素行正しく思想堅實、家庭圓滿にして悪評のないことの證明書(警察官、市區町村長、方面委員、雇傭主、勤務先の長又は隣組長より證明)

ハ、男子は獨立の生活を営んで居ることの證明書(前項同様)

ニ、家系調書

本人及び配偶者たるべき人の家系調書を本人と配偶者別に詳細記入すること。

記入事項は姓名、年齢(死亡せるものにあつては死亡年齢、死亡原因)、職業、疾病、飲酒、犯罪等、殊に疾病關係については既往に罹患せるものでも重篤な病氣であれば是を記載すること。

(四) 優生結婚資金貸付の斡旋

國民優生聯盟では庶民金庫並に厚生省後援の下に健全な身心を有つてゐる者が、資金がない爲めに結婚を延期することのないやうに庶民金庫から簡易に結婚資金の貸付を受けられる様斡旋することとなつた。借入れに關する事項は次の通りである。

一、貸付金額

五〇圓、一〇〇圓、二〇〇圓、二五〇圓、三〇〇圓の六通り。借入金の用途は家賃、敷金、式服、臺所道具其の他の必要な世帯道

具を揃へ新生活を建設する爲に使ふものに限る。

二、利息及返済

利息は年八分程度、返済は四ヶ年月賦(四八ヶ月)均等償還である。一〇〇圓借りた者は毎月約二圓四十錢を返して行けば、四年間で皆済になる。

三、本斡旋の特長

庶民金庫では従來も結婚資金を貸付けて居るが、夫れは年八分利息の最長三年間、月賦均等償還の規定によるものである。

國民優生聯盟は優生結婚を奨励するため特に庶民金庫と相談した結果本聯盟の斡旋するものに限り月賦償還の期限を四年にしたが、更にその間に出産があつた際は出産後六ヶ月間は返済を延期しても良い。

四、斡旋申込條件

結婚資金貸付斡旋は本人及び配偶者たるべき人が双方共次の條件に適つた人が申込む事が出来る。

- イ、心身共に健康なこと。
- ロ、両親及び同胞中に遺傳性精神病、遺傳性精神薄弱(低能)等の悪い遺傳病に罹つたものがないこと。
- ハ、素行正しく思想堅實なこと。
- ニ、双方の家庭が圓滿で悪評のないこと。
- ホ、男子は獨立の生計を営んで居ること。

五、申込手續

借入れを希望の者は庶民金庫の小口貸付金借入申込書に必要な事

六、保證人

保證人は通例二人であるが両親又は友人等でも差支ない。

第五節 農村保健運動

一 産業組合保健運動

産業組合中央會は第三十五回全國産業組合大會の決議に遵ひ、昭和十五年九月保健運動の新たな方針を樹立し今後の動向を明確にした。茲に其の要項を掲げる。

運動目標

保健運動體型整備擴充に重點を置くと共に保健智識の普及向上を圖り、保健協同施設の確立を期せんとす。

一、保健運動の組織體系の確立方針

保健運動の組織體型—生産力擴充を目標として再編成さるゝ農村新體制組織と同一體ならしめ概ね左に依るものとす。

組織

1 中央組織

イ、産業組合中央會

保健に關する企畫指導、調査、統制の中樞機關としての任務を擔當するものとす。

ロ、全國協同組合保健協會

産業組合中央會の指導統制の下に綜合的保健運動推進の任務を擔當するものとす。

ハ、農村保健問題中央委員會

全國の保健問題に對する連絡、審議、諮問の機關たる任務を擔當するものとす。

(略)

六、保健運動實施の據點

イ、部落實行組合の事業部門として保健部を設置すること。

ロ、部落内に保健運動の實行班を設け常時の運動は班に於て協同的に行ふこと。

ハ、班は例へば隣保班又は五人組等部落内の細胞組織と同一の組織員とすること。

ニ、班は責任者を置き亦簡單なる醫療資材を設置して協同利用せしむること。

ホ、町村以上の系統機關の爲す保健運動は第一に部落或は實行班を對照となすこと。

ヘ、町村以上の系統機關は部落乃至實行班の保健運動責任者の養成を爲すこと。

産業組合中央會の決定したる新方針に基き、醫療利用組合の指導聯絡機關である、全國醫療利用組合協會は組織を擴大し名稱を全國協同組合保健協會と改め、協同主義を指導原理とする保健運動の達成に邁進することとなり、昭和十五年九月改組を斷行した。茲に其の基本的な運動方針を概説する。

全國協同組合保健協會運動方針

目的

人的資源増強の國策に對應し、相扶共済の精神を基調とする國民保健運動の健全なる發達を圖るを目的とする。

從來産業組合の保健運動と云へば農村のみが對照として考へら

2 道府縣組織

イ、道府縣支會

ロ、道府縣保健問題委員會

3 町村組織

イ、町村産業組合

ロ、町村保健問題委員會

4 部落實行組織

イ、農事實行組合

ロ、部落常會

ハ、實行班

5 數町村、數十町村を區域とするブロック組織

二、指導組織の整備擴充

(イ)中央會並全保協の擴充強化 (ロ)保健指導員の設置 (ハ)保健婦の普及 (ニ)保健指導員、保健婦及榮養技術者の養成 (ホ)保健問題委員會の強化

三、實行施設の整備擴充

(イ)聯合會の醫療事業經營の促進 (ロ)醫療利用組合の聯合會改組 (ハ)醫療利用組合の基礎擴充 (ニ)國民健康保險代行組合の普及促進 (ホ)共同炊事の普及設置 (ヘ)保育所の普及設置 (ト)學校給食の普及 (チ)健康診断所の開設

四、保健智識の大衆化

(略)

五、保健資材の合理的配給

れ、都市に於ける其は閉却された傾向にあるが、今後の運動領域は人的資源増強の國策に對應する廣汎なる國民的運動でなければならぬ。併して其の基礎を相扶共済を指導精神とする協同組合に置くことの意義は、農村、都市共に、一切の經濟組織は共同の原理によつて構築さるべきであり、その經濟性の中に、經濟運動と密接不離の關聯に保健運動が遂行さるべきを原則とするからである。茲で云ふ相扶共済とは、決して舊き社會連帶觀の中にあるのではなく、長期建設を可能ならしむる爲の國民的基礎を持つた新たな經濟、並に社會文化運動の實體となるべき國民大衆の新たな組織の基本的條件たる自主自律性を意味し、積極的には自己責任の原則の伸長であり其の確證である。また組織力の薄弱な社會層のみの一方的組織の中に於ける相互關係として相扶共済を意義づけることは古き社會連帶觀念に陥り、經濟的生産要素の保全としての保健運動の概念を破壊するものである。各社會層を含む多角的な協力組織への發展要素として理解さるべきで、同時にまた、單に官僚の厚生政策的立場からでなく眞の産業勞働政策的立場から思考さるべきである。保健運動の目的は係る觀點から基礎づけられなければならない。

構成

産業組合聯合會、醫療事業を行ふ産業組合、國民健康保險事業を行ふ産業組合、其他保健事業を行ふ産業組合及道府縣を區域とする産業組合保健事業團體

運動方針大綱

(イ) 保健運動の經濟的基礎の確立

社會保險制度を普及し醫療の機會均等、醫療費負擔を合理化し保健運動の經濟的基礎の確立を計ることが必要である。之が爲め、國民健康保險の全國的普及、労働者健康保險制度の改革、職員、船員其他各種社會保險制度を整備し進んでは年金、退職給與等國民勤勞大衆にとつて緊要な制度の實現の促進を圖らねばならぬ。醫療保健に要する經濟的負擔のみならず、新生活體制によつて可能な新しき農村文化の向上は、國民個人に利益を給付することを前提とする形式であるべきでなくまた社會保險制に内在する自由主義的な社會連帶の古き觀念を「國民大衆の新たな組織の基本的條件たる自主自律性」に置き換へらるべきである。斯かる觀點から國民健康保險の産業組合の全面的無條件代行、國庫補助の強化等當面の問題として採り上げらるべきであり、更に普通國民健康保險組合を農村協同體へ統合し、厚生運動と經濟運動との一元化を計るべきである。

(ロ) 保健協同施設の擴充

(イ)の問題と關聯して、豫防、榮養、保護、保育等の保健的施設のみならず、娛樂、休養、慰安等の文化的施設を農村にありては協同體によつて實施されねばならぬ。生産力擴充、勞働力保全の爲、換言すれば人的資源培養の主體的組織として社會保險制度を基幹とする保健醫療施設の普及擴充、並に文化的生計水準引上の爲の國民的訓練として企畫され實踐されるべきである。

(ニ) 資材の計畫的配給

醫療資材、其他保健的協同施設に要する資材は、配給組織の確立と計畫的配給と其の共同利用化の徹底を圖らねばならぬ。この保健資材配給の問題は一般物資の問題から切離しては考へられぬことであるが、その特質に鑑み特別の考慮が拂はれなければならぬ。またその配給に當つては新生活運動の徹底による合理的消費、共同利用化といふ指導が伴はねばならぬ。即ち配給を通じての保健運動の指導啓蒙が必要である。

(ホ) 部落協同體による保健運動の實踐

第三十五回全國産業組合大會に於ては、全農村部落の組織化を産業組合の新活動體制として取上げその實行を決議し、目下その完成に近づきつつある。また都市に於ける地區的職能的細胞組織も、經濟再編成の進行によつて體系化しつつある。農村、都市共に生活環境を同じくする單位協同組織體は新經濟政策遂行の實行に不可欠の基本的組織である。

農村に於ける部落協同體は新生活運動實踐の據點として、舊き隣保共助の傳統を新體制の中に再現せしめなければならぬ。而して其の任務は單に戰時物資の増産といふ見地からのみ認識されるべきでなく、國民生活の安全を保證する農村勞働力の健全なる構築にある。協同することによつて經濟的利益を追求するのでなしに、それによつて農業勞働力の質的の向上と、その遺憾なき發揮による農業生産力の本質的の發揚とに基く新たな農村文化の建設にあるべきである。即ち農を以て立つ建國の理想に歸ることに外ならない。これが農村に於ける新生活運動の基點

(ハ) 醫療施設の普及

保健經濟の協同化、保健文化施設の普及と共に重要なことは醫療施設の確保である。(イ)、(ロ)の問題が整備されても、醫療給付の施設、即ち醫療設備が自由主義的開業醫制に據る限り國民保健の新體制は決定的に不可能である。先づ開業醫制の改廢を斷行すべきで、醫藥制度調査會に於て決定を見た所謂醫療公營と開業醫制との二本建を我國醫療制度の原則とする鶴的な御都合主義は、新體制の確立を阻礙するものであることを政府當局に認識せしめなければならぬ。此の意味に於て政治的活動の積極的展開を必要とする。醫療利用組合の發達によつて全國に普及した醫療設備は(イ)、(ロ)の整備によつて始めてその理想に達するであらう。この醫療施設を官營に移管せんとする官僚の獨善的な意圖に對しては、國民の自主自律性の展開によつてのみ國民醫療の完璧を期し得るといふ原理的實證の運動を通じて示さねばならない。斯かる觀點から當面の問題としては道府縣産業組合聯合會の醫療事業經營、既設醫療組合の再組織、無醫地域診療所の普及、醫療技術者養成、醫療高度化と豫防運動の積極的遂行、更に政治的問題としては、醫療組合の農林厚生兩省の共管、醫療設備の組合員外利用指定等、幾多處理すべき問題がある。また(イ)の問題と關聯して普通健康保險組合の醫療設備直營―農村協同體との統合をも考慮して―が將來大いに強調されるべきである。

である。

斯かる觀點から、農業生産力を擴充する爲の優秀なる勞働力の育成と、其の活力化の科學的方法を講ずることを圖らねばならぬ。従來の農業、否全産業が利潤の追求に終始し、個人的營利的に營まれ、體力の向上、勞働力の育成を顧る暇もなく、國民體位の低下を見るに至つた。故に部落協同體は、農業勞働力再編成の爲の新生活運動實踐の立場から保健運動を基本的行動として採り入れなければならぬ。保健運動體系の整備はこの部落協同體に於ける新生活運動の實踐によつて可能であり、結果するであらう。保健經濟の基礎となる社會保險制の實施、保健協同施設、醫療給付一切が、この部落協同體を據點として企畫され、實踐されることによつて眞の効果を發揮することが出来る。都市に於ても同様であつて、例へば勞働健康保險、職員健康保險等の社會保險制度や、榮養、保育、保護、休養、娛樂等の保健、文化的施設も勤勞者個人の利益のためでなく、工場、職場に於ける勞働力の發揚によつて全産業の能力を最大に發揮せしめることが其の目標となるべきであつて、従つてその運用は、地域的、職能的、協同組織を單位として、組織的、計畫的に行はねばならぬ。

二 東北更新事業

東北地方に於ては動もすれば中央の文化に遅れ加ふるに天象の災禍に遭ふこと頻にて住民生活の直相今尙日新の開明に副ひ得ない觀ある處少くない、是れが爲に客年の天災以來政

すること特に喫緊の要務なり

第二目 標

右の趣旨に基き我國の人口政策は内地人口に就きては左の目標を達成することを旨とし差當り昭和三十五年總人口一億を目標とす、外地人口に就きては別途之を定む

- 一、人口の永遠の發展を確保すること
- 二、増殖力及資質に於て他國を凌駕するものとする
- 三、高度國防國家に於ける兵力及勞力の必要を確保すること
- 四、東亞諸民族に對する指導力を確保する爲其の適正なる配置をなすこと

第三 右の目的を達成する爲採るべき方策は左の精神を確立することとを旨とし之を基本として計畫す

- 一、永遠に發展すべき民族たることを自覺すること
- 二、個人を基礎とする世界觀を排して家と民族とを基礎とする世界觀の確立、徹底を圖ること
- 三、東亞共榮圈の確立、發展の指導者たるの矜持と責務とを自覺すること
- 四、皇國の使命達成は内地人口の量的及質的の飛躍的發展を基本條件とするの認識を徹底すること

第四 人口増加の方策

人口の増加は永遠の發展を確保する爲出生の増加を基調とするものとし併せて死亡の減少を圖るものとす

一、出生増加の方策

出生の増加は今後の十年間に婚姻年齢を現在に比し概ね三年早

むると共に一夫婦の出生數平均五兒に達することを目標として計畫す

之が爲採るべき方策概ね左の如し

- (イ) 人口増殖の基本的前提として不健全なる思想の排除に努むると共に健全なる家族制度の維持強化を圖ること
- (ロ) 團體又は公營の機關等をして積極的に結婚の紹介、斡旋指導をなさしむること
- (ハ) 結婚費用の徹底的輕減を圖ると共に、婚資貸付制度を創設すること
- (ニ) 現行學校制度の改革に基きては特に人口政策との關係を考慮すること
- (ホ) 高等女學校及女子青年學校等に於ては母性の國家的使命を認識せしめ保育及保健の知識、技術に關する教育を強化徹底して健全なる母性の育成に努むることを旨とする
- (ヘ) 女子の被傭者としての就業に就きては二十歳を超ゆる者の就業を可成抑制する方針を採ると共に婚姻を阻害するが如き雇傭及就業條件を緩和又は改善せしむる如く措置すること
- (ト) 扶養家族多き者の負擔を輕減すると共に獨身者の負擔を加重する等租稅政策に就き人口政策との關係を考慮すること
- (チ) 家族の醫療費、教育費其の他の扶養費の負擔輕減を目的とする家族手當制度を確立すること
- (リ) 之が爲家族負擔調整金庫制度(假稱)の創設等を考慮すること
- (リ) 多子家族に對し物資の優先配給、表彰、其の他各種の適

切なる優遇の方法を講ずること

- (ヌ) 妊産婦乳幼児等の保護に關する制度を樹立し産院及乳兒院の擴充、出産用衛生資材の配給確保、其の他に必要なる諸方策を講ずること
- (ル) 避妊、墮胎等の人爲的産兒制限を禁止防遏すると共に、花柳病の絶滅を期すること

二、死亡減少の方策

死亡減少の方策は當面の目標を乳幼児死亡率の改善と結核の豫防とに置き一般死亡率を現在に比し二十年間に概ね三割五分低下することを目標として計畫す此の目的達成の爲採るべき方策概ね次の如し

- (イ) 保健所を中心とする保健指導網を確立すること
- (ロ) 乳幼児死亡率低下の中心目標を下痢腸炎、肺炎及先天性弱質に依る死亡の減少に置き、之が爲都市農村を通じ母性及乳幼児の保護指導を目的とする保健婦を置くと共に保育所の設置農村隣保施設の擴充、乳幼児必需品の確保、育兒知識の普及を圖り併せて乳幼児死亡率低下の運動を行ふこと
- (ハ) 結核の早期發見に努め産業衛生並に學校衛生の改善、豫防並に早期治療に關する指導保護の強化、療養施設の擴充等をなすと共に各廳連絡調整の機構を整備して結核對策の確立徹底を期すること
- (ニ) 健康保險制度を擴充強化して之を全國民に及ぼすと共に醫療給付の外豫防に必要な諸般の給付をなさしむる事
- (ホ) 環境衛生施設の改善、特に庶民住宅の改善を圖ること

(ヘ) 過勞の防止を圖る爲國民生活を刷新して充分なる休養を採り得る如くすること

(ト) 國民榮養の改善を圖る爲榮養知識の普及徹底を圖ると共に、榮養食の普及、團體給食の擴充をなすこと

(チ) 醫育機關並に醫療及豫防施設の擴充をなすと共に醫育を刷新し豫防醫學の研究普及を圖ること

第五 資質増強の方策

資質の増強は國防及勤勞に必要な精神的及肉體的の素質増強を目標として計畫す

- (イ) 國土計畫の遂行により人口の構成及分布の合理化を圖ると、特に大都市を疎開し分散を圖ること
- (ロ) 之が爲工場、學校等は極力之を地方に分散せしむる如く措置するものとす
- (ロ) 農村が最も優秀なる兵力及勞力の供給源たる現狀に鑑み、内地農業人口の一定數の維持を圖ると共に日滿支を通じ内地人口の四割は之を農業に確保する如く措置すること
- (ハ) 學校に於ける青少年の精神的及肉體的の鍛煉を圖ることを目的として教科の刷新を行ひ訓練を強化し、教育及訓練方法を改革すると共に體育施設の擴充をなすこと
- (ニ) 都市人口激増の現狀に鑑み特に都市に於ける青少年の心身の鍛煉を強化して之をして優秀なる兵力及勞力の供給源たらしむること
- (ホ) 青年男子の心身鍛煉の爲一定期間義務的に特別の團體訓練を圖ること

を受けしむる制度を創設すること

(ハ) 各種厚生體育施設を大量に増加すると共に健全簡素なる國民生活様式を確立すること

(ト) 養生思想の普及を圖り、國民優生法の強化徹底を期すること

第六 資料の整備

一、人口動態及靜態に關する統計を整備改善すること

二、國民體力法の適用範圍を擴張し其の内容を充實すると共に其他の體力及保健に關する資料を整備充實すること

第七 機構の整備

一、人口問題に關する統計、調査、研究の機構を整備充實すること

二、人口政策の企画、促進及實施の機構を整備充實すること

(二) 多子家庭の表彰

人口の増強に關しては、政府でも、先に人口問題研究所を開設して諸般の事項に涉つて研究調査を重ね、また昭和十六年一月二十二日、閣議において人口政策確立要綱を決定したが、さらに進んで、その具體的な方法を實現する歩みを着々進めてゐる。

以上の事態と要請から厚生省では、昭和十五年十一月三日明治節の佳辰に當つて、新たに全國の優良多子家庭一萬六千二百二十二の表彰を行つたが、なほ十六年度にも、前年度同様の表彰を行ふほか、更に進んで優良多子家庭の子女の育英をも

併せ行つて、これら多子家庭の經濟的保護の一方途とすると共に、國家有爲の人材の育成を圖り且つ多産の獎勵に資さうとしてゐる。

昭和十五年度に初めて實施された優良多子家庭の表彰は彼上の動機に基づいてなされたのであるが、なほその趣旨に基いて、少し詳しく説明しよう。

まづ、右表彰要項の趣旨には「堅實ナル家庭ヲ營ミ子女ヲ健全ニ育成スルハ國民生活ノ根幹タル家ノ基礎ヲ鞏固ナラシメ國本ノ培養ニ寄與スル所以ナリ」と記してある。即ち、我が國では古來國民生活の根幹は家に在り、子女を健全に育成することがたゞにこの家の基礎を強固にするばかりでなく、國本の培養に寄與する所以であることを示してゐるのであつて、更に「殊ニ多數ノ子女ヲ擁シ之ガ養育ヲ全ウスルハ一般ノ龜鑑トナスニ足ルモノトス」とあるのは、多子を儲け、しかもこれをよく育成することが、たゞ單に差當つての時局の急需に應ずる所だけでなく、永遠に生成發展すべき我が國家と民族の表徴として、まことに一般の龜鑑とするに足るのであることを示し、最後に「仍テ是等ノ家庭ヲ表彰シ以テ兒童保護精神ノ昂揚ヲ圖リ家族制度ノ確保ト國運ノ隆昌ニ資セントス」と結んであるが、これ等の家庭を表彰すると同時に、一般の多産獎勵に資し以て皇國の悠久なる發展隆昌を致さうとする國家及び民族の要請と動向とを現はしたのであ

る。以上の趣旨は、固より昭和十六年度の優良多子家庭の表彰に當つても違はない。

次に右の優良多子家庭の表彰條件に關しては、昭和十六年度にも前年度同様左のやうに定められてゐる。

被表彰者は左の各號に該當し他の模範とするに足る家庭の父母とす但し父又は母なきときは其の現にある一方とす

1 父母を同じうする滿六歳以上の嫡出の子女十人以上を自ら育成したること

2 子女(六歳未滿の子女をも含む以下之に同じ)中死亡したる者無きこと但し戰役事變に因り又は天災地變等避くべからざる事由に因り死亡したる者は之を生者と看做すこと

3 子女は何れも身心共に健全なること但し戰役事變に因り又は天災地變等避くべからざる事由に因り健全ならざるに至りたる者は之を健全なる者と看做すこと

4 父母及子女は何れも性行善良にして其の家庭堅實なること
以上の趣旨及び條件によつて昭和十五年度には、五月三十一日現在で全國各市町村において該當家庭を調査し、更に各道府縣で審査して道府縣で審査して道府縣知事より内申されたものについて慎重審議の結果、一萬六千二百二十二の家庭を選定して、十一月三日明治節の佳辰を下して、全國道府縣廳で、厚生大臣の表彰状と記念品とを各道府縣知事を通じて傳達したのである。

選定された優良多子家庭をみると、先づ、これらの多子家

庭は都市に少く地方の町村に多く、殊に農家が全表彰家庭の六割五分以上を占め、我が國では農村が、いはゆる人口の重要な貯水池であることを示してゐる。次に家庭の經濟狀態別にみると、中流家庭が最も多くて六割五分に近く、次が中流以下の家庭、最も少いのは上流家庭である。また、母の第一子分晩時年齢は二十歳以上二十五歳未滿のもの約半數を占め、十五歳以上二十歳未滿のもの四割七分強を占めてゐる。即ち、いはゆる適齡期婚姻の獎勵が人口増強の一方途として重要なことを物語つてゐる。

以上、昭和十五年度に實施した優良多子家庭の表彰の結果を顧みると、多子家庭で最も悩みとするものは子女の教育費の問題である。従つて兒童保護手當支給の如き一般的經濟保護制度は勿論考慮されねばならないが、厚生省では、差當り優良多子家庭の子女の育英を實施することとし、厚生大臣の表彰を受けた優良多子家庭の子女中、資力の關係上中等學校以上の教育を受けることが困難な者に對し學資の全部または一部補給を行ひ、以て多子家庭の經濟的保護の一方途とするとともに、人材の育成並びに多産の獎勵に資することとなつたのである。右優良多子家庭の子女に對する育英費補給の要綱は次の通りである。

優良多子家庭子女育英費補給要綱

第一 厚生大臣の表彰を受けたる優良多子家庭の子女にして左の各

備考 A、産に依る出血、B、産褥熱(流産に依るものを除く) C、産に依る蛋白尿及子癇、D、其の他の産に依る不慮の障碍

(一) 産院

昭和十二年三月末現在に於ける産院の数は合計四〇であつて、その公布状況を見るに東京九、福岡四、京都、大阪、熊本、山口各三、北海道、神奈川、福島各二、新潟、埼玉、栃木、愛知、滋賀、石川、徳島、香川、愛媛各一である。尙昭和十四年衛生年報によれば昭和十三年四月一日現在五四である。

年別産院取扱成績 資料(第十六回社会事業統計要覽)

Table with columns: 年次, 施設数, 收容定員, 入院人員, 外来人員, 経費. Rows: 大正十三年度, 同十四年度, 同十五年度, 昭和元年度, 同三年度, 同四年度, 同五年度, 同六年度, 同七年度, 同九年度, 同十年度.

同十二年 四 七七 六、三三 一四、二〇〇 〇〇、三三
同十三年 四 七三 六、三三 一四、二〇〇 〇〇、三三
同四月一日現在 四 七三 六、三三 一四、二〇〇 〇〇、三三

(二) 産婆

社会事業統計要覽による昭和十二年度公設並巡回産婆の施設数は四七一、保護人員は三〇、三七二人、経費一三〇、三九五圓、資産二二、二五二圓である。尙昭和十四年衛生年報によれば昭和十三年四月一日現在にて公設産婆四五八、巡回産婆一六四計六二二である。

年別産婆取扱成績 資料(第十六回社会事業統計要覽)

Table with columns: 年次, 施設数, 公設, 私設, 計, 保護人員, 経費. Rows: 昭和元年度, 同三年度, 同四年度, 同五年度, 同九年度, 同十年度, 同十二年, 同十三年四月一日現在.

(三) 妊産婦相談所

昭和十四年衛生年報によれば昭和十三年四月一日現在妊産婦相談所は八〇施設である

三 乳幼児保護

(一) 乳児院

昭和十二年三月三十一日現在に於ける乳児院は施設数三〇で東京九、神奈川十三、大阪四、新潟、愛知、石川各一である。昭和十二年度中の入院実人員三七六名、延人員二六、一八名、外来実人員一九、七二三名、経費八三、九四六圓、資産二〇九、九三二圓である。尙昭和十四年衛生年報によれば昭和十三年四月一日現在一七施設である。

年別乳児院成績 資料(第十六回社会事業統計要覽)

Table with columns: 年次, 施設数, 実人員, 入院人員, 外来人員, 経費. Rows: 昭和元年度, 同三年度, 同四年度, 同五年度, 同六年度, 同七年度, 同九年度, 同十年度.

(二) 病児保護

病児保護施設は昭和十二年三月末に於ては高知八、大阪三、東京四、千葉、愛知、石川各一であつて總数一八箇所、收容定員三二六名である。その事業成績は入院実人員二、四〇三名、延人員三七、七三二名、外来実人員二一、三八二名、延人員二三八、六七二名、経費八七、〇九九圓。資産一六三、七四八圓である。

年別病児保護成績 資料(第十六回社会事業統計要覽)

Table with columns: 年次, 施設数, 收容定員, 入院人員, 入院人員, 外来人員, 延人員, 経費. Rows: 昭和元年度, 同三年度, 同四年度, 同六年度, 同九年度, 同十年度, 同十二年.

(三) 児童健康相談

昭和十二年三月末に於ける児童健康相談所の總数一四〇施設である。その事業成績は相談人員一六一、五〇八人、一〇、

八三五件、経費総額一三三、七一〇円で資産一六三、七五三圓である。尙昭和十四年衛生年報によれば昭和十三年四月一日現在では二六〇施設である。

年別児童健康相談所成績 資料(第十六回社会事業統計要覽)

年次	施設数	相談人員	経費
昭和元年度	五	一〇、八四八	四、四九九
同 三年度	七	六、四〇八	六、四〇八
同 四年度	一〇一	一〇八、五五九	八、五〇〇
同 五年度	一〇九	一八、一〇七	一〇、〇八八
同 六年度	一〇三	一六、〇四八	八、三〇九
同 七年度	一〇九	一四、三五六	一三、六七〇
同 八年度	一〇九	一六、八四二	一三、七七一
同 九年度	一〇九	一六、八四二	一三、七七一
同 十年度	一〇九	一六、八四二	一三、七七一
同 十一年度	一〇九	一六、八四二	一三、七七一
同 十二年度	一〇九	一六、八四二	一三、七七一
同 十三年度	一〇九	一六、八四二	一三、七七一
同 十四年度	一〇九	一六、八四二	一三、七七一
同 十五年	一〇九	一六、八四二	一三、七七一

(四) 牛乳供給所

昭和十四年衛生年報によれば昭和十三年四月一日現在牛乳供給所は六九施設である。

(五) 保育所

(イ) 常設保育所

常設保育所は昭和十三年八月現在に於ては全國總數一、四

尙工場、鑛山に於ける保育所設置数は昭和十四年十月十日

九五ヶ所、経費二、六一八、〇一〇圓、補助額二五二、八四五圓である。三歳未満の子女を保育する常設保育所は昭和十三年度に於ては公設九七施設、保育兒數一歳未満二二九名、一歳以上六〇〇名、計八一九名、私設三五二施設、保育兒數一歳未満八六四名、一歳以上三、一九〇名、計四、〇五四名である。

年別常設保育所 資料(第十六回社会事業統計要覽)

年次	施設数	收容人員	経費
昭和元年度	三三	三〇、〇二八	四、九六九
同 三年度	三三	四、一三九	八、八三九
同 四年度	四九	四八、五九	八、八〇七
同 五年度	四三	五五、九八	八、七、八五九
同 六年度	五七	五九、四七五	九、五、八六七
同 七年度	六五	五四、四六七	一、五五、四八六
同 八年度	六五	六六、〇三三	一、〇七、九三三
同 九年度	八七	六六、〇三三	一、〇七、九三三
同 十年度	八七	六六、〇三三	一、〇七、九三三
同 十一年度	八七	六六、〇三三	一、〇七、九三三
同 十二年度	八五	九七、六六六	一、六七、九三三
同 十三年度	八五	七三、九六六	一、六七、九三三
同 十四年度	一、四九五	一、六七八	二、六八、〇一〇

備考 昭和九年度は昭和十二年度版全國社会事業名鑑昭和十一年度は社会局児童課調、昭和十三年度は厚生省社会局調による

現在厚生省労働局調によれば工場二二八、鑛山七一計一九六である。

(ロ) 季節保育所

時局下に於ける農村の労働力不足を調整すると共に、特に農繁期に於て等閑に附せられ易い乳幼児保育の萬全を期する爲季節保育所普及奨励の要緊なるものがある。厚生省に於ては昭和十六年度に於て差當り四、〇五〇施設の設置助成を爲したが、尙一層之が普及奨励を圖りつゝある。

季節保育所補助要項は左の如くである。

季節保育所補助要項

一、趣 旨

乳幼児の健全なる育成上農繁期に於ける乳幼児(満三歳未満)に対する保育施設の普及は最も緊要なるにも不拘幼児(満三歳以上)保育施設に比し比較的多額の経費を要する關係上從來此種施設は極めて僅少なる現況に鑑み國費を以て助成し其普及を圖らんとす。

二、補助方法

満三歳未満の乳幼児の保育を爲す季節保育所に對し補助する道府

季節保育所数

年次	春 季		秋 季		合 計		一施設平均保育兒數
	施設数	保育兒數	施設数	保育兒數	施設数	保育兒數	
昭和十二年	九、三三五	五〇、五〇一	二、〇四八	三、四四九	一一、四〇三	五三、〇四	五三・〇
同 十三年	一三、〇九八	七二、四〇七	三、四四九	四、三三〇	一六、五四七	八七、七三三	五三・七
同 十四年	一六、三六三	七七、八四四	四、三三〇	四、三三〇	二〇、六九三	一三九、一〇一	五四・三
同 十五年	一六、〇〇〇	八七、一〇〇	五、〇五六	三、三五六	二一、二五六	一三八、六八〇	五四・六

(人口局母子課調)

縣の補助金に對し其の創設費一施設平均三〇圓を補助するものとす。

三、補助施設標準

- (一) 一施設十人以上の満三歳未満の乳幼児を保育すること
- (二) 保育時間は日出より日没迄とすること
- (三) 保育従事者中には乳児保育に経験あるもの一名以上有すること
- (四) 期間中一回以上醫師の健康診断を受けしむること

四、補助施設数

施設の性質上全國町村部落數五六、九六一に普及設置の要あるも本年度に於ては差當り四、〇五〇施設ヲ設置せんとす
昭和十三年度に於ては三歳未満の乳幼児を保育する季節保育所は公設八一八施設、保育兒數一歳未満五八一一名、一歳以上六、二七五名、計六、八五六名、私設五、六八八施設、保育兒數一歳未満三、三三三名、一歳以上三七、九四七名、計四一、二七〇名である。

季節保育所開設数は昭和四年一、一四四が昭和八年には四、八八二となり、昭和十二年一一、三六三と激増し、昭和十五年には二二、七五八と更に増加してゐる。

尙厚生省社會局昭和十三年度季節保育所調によれば保育婦数は五七、七八六名である。

(八) 其他保育所

(1) 水害地方保育施設

茨城縣外二縣に於ける水害對策として離村防止水害應急施設事業の實施に對應し、施業地住民の就勞を容易ならしむると共に其の子女の適正な保育を期する爲、昭和十六年十月より厚生省に於ては被害地方に保育施設を設置せしむること、昭和十六年度に於て之が經費に對し補助を爲したが、昭和十七年度に於ても更に補助することゝされてゐる。

水害地方保育施設設置要項

一、趣 旨

水害地に對し離村防止水害應急施設事業實施せらるゝを以て之が就勞を容易ならしむると共に子女の適正なる保育を圖らんとするものなること。

二、設置主體

町村又は適當なる私人(團體を含む)の設置に係るものなること。

三、設 備

設備は保育見數に應じ相當程度の設備及保育用具を備へしむること。

四、職 員

保育婦は可成相當の知識經驗を有する者を以て充つること。

五、保育料

保育料は徴收せざること但し給食を爲す場合に於て負擔能力ある者に對しては其の實費を徴收するも支障なきこと。

六、開設期間

昭和十六年十月より昭和十七年五月に至る八ヶ月とすること。
昭和十六年度水害地方保育施設設置見込數及國庫補助交付見込額は茨城五五施設一、〇〇〇圓、埼玉二〇施設四、〇〇〇圓、千葉二五施設五、〇〇〇圓、計一〇〇施設二〇、〇〇〇圓である。

(2) 冷害地方保育施設

北海道及青森縣外三縣に於ける冷害對策として冷害應急施設事業の實施に對應し、施業地住民の就勞を容易ならしむると共に其の子女の適正な保育を期する爲、昭和十六年十一月より被害地方に保育施設を設置せしむることゝし、昭和十六年度に於て之が經費に對し補助を爲したが、昭和十七年度に於て更に補助することゝされてゐる。

冷害地方保育施設設置要項は左の如くである。

冷害地方保育施設設置要項

一、趣 旨

冷害地方に對し冷害地方救濟應急施設事業實施せらるゝを以て施業地住民の就勞を容易ならしむると共に其の子女の適正なる保育を圖らんとするものなること。

二、設置主體

町村又は適當なる私人(團體を含む)の設置に係るものなること。
設備は保育見數に應じ相當程度の設備及保育用具を備へしむること。

四、保育従事者

保育婦は可成相當の知識經驗を有する者を以て充つること。

五、保育料

保育料は徴收せざること但し給食を爲す場合に於て負擔能力ある者よりは其の實費を徴收するも差支なきこと。

六、開設期間

昭和十六年十一月より昭和十七年五月に至る七ヶ月とすること。
昭和十六年度冷害地方保育施設設置見込數及國庫補助交付見込額は北海道六二施設一〇、三三三圓、青森三五施設五、八三三圓、岩手二六施設四、三三三圓、宮城四〇施設六、六六七圓、福島一七施設二、八三四圓、計一八〇施設三〇、〇〇〇圓

(六) 恩賜財團愛育會指定愛育村

愛育村とは農山漁村に於ける乳幼児死亡率の高きに鑑み、乳幼児保育方法に關する正しき知識、技能を農山漁村に普及せしめ、その死亡率の低減と心身の健全なる發達を圖る爲、一村が打つて一丸となり、村内婦人を以て愛育班を組織し、之が中心となつて各種の愛育事業、母性並に兒童の教化、養護を圖る諸事業を総合的に實施する村の謂であつて、その精

神に於ては郷土愛、祖國愛に立脚したる隣保相扶であり、その實踐に當つては村民の日常生活に即した方法を採るものがある。

愛育會に於ては從來毎年三乃至五の町村を愛育村として設置して來たのであるが、本事業の重大性に鑑み且亦設置府縣の熾烈なる要望に答ふるべく、厚生省の支援の下に昭和十四年度に於て一舉に三十町村を指定した。その指導方法に關しては本會(研究所を含む)當該府縣當局、愛育村當局が一體となつて各地の實情に即し、検討し、改良しゆくと共に各方面の識者の指導、助言の下に行つてゐる。

愛育村の組織と事業の概要左の如くである、

愛育村選定方針

A、各府縣當局に對し左記要項により愛育村の選定方を依頼す。

- 1、成るべく中位の民度にある農山漁村たること。
 - 2、村當局、學校教職員、警察官、醫師、助産婦、社會事業家、神職、宗教家、各種團體長、婦人團體及女子青年團體幹部等の相互協力を得て本施設の有效適切に運用せらるること。
 - 3、當該村當局及學校其の他有力者等が本施設に對し理解と熱意とを有し村治の圓滿なること。
 - 4、成るべく乳幼児死亡率の高き村たること。
 - 5、成るべく縣の指導に便利なる村たること。
- B、各府縣選定の各候補村に對して更に左記要項に付調査し、然る上客觀狀勢に於て最も妥當と認定せらるる諸要素を具備する一村

を指定す。

1、過去五ヶ年間の乳幼児死亡の主たる死亡原因

2、妊産婦取扱上に於ける従来の習慣

イ、産婆の有無、並に産婆利用の状況

ロ、産前、産後の休養状況

ハ、出産時の弊風の有無

3、一般衛生

イ、一般醫療利用状況（醫師の有無）

ロ、家庭衛生の普及（萬年床の有無、春秋二季大掃除の徹底如何等）

4、季節並に常設保育所の実施状況

5、教育

イ、學校教育普及程度

6、本事業に對する村當局の關心度

イ、村當局の財政的補助

ロ、村當局の本事業に對する積極的意志

ハ、各種協力團體との連絡状況

愛育村の組織

愛育班の構成分子

愛育村の中核なる愛育班は當該村在住の婦人團體、女子青年團體の團員及び女子青年學校生徒にして高等小學校卒業以上の教育を受けたる者を以て村單位に組織する。婦人を以て愛育班の構成分子と爲すのは愛育の事は婦人の天職であり、殊に妊産婦の保護

には經驗ある婦人の参加が必要とされるからである。又未婚の子女を動員するのは彼女等が家庭訪問等の班員としての活動力に富むといふ以外、第二母性としての教育を實踐を通して彼女等に與へると云ふ意義も含まれてゐる。勿論、それと共に受持家庭を指導してゆくのであるから、相當の學力（高等小學校卒業程度の學力）が要求されるのは當然であらう。又彼女等を動員する點から小學校教員を班幹部に就任せしめるとか、農繁期に於ける愛育班活動に備へて農業に従事せざる婦人を愛育班員に加へるとか等の考慮も拂はねばならぬ。

愛育班の細胞組織

愛育班は村内を數地區に別けて各分班を置き、分班長の統率の下に各班員は受持家庭を分擔して、全村洩れなく保護指導の手が差し伸べられるやうにする。

分班長には婦人團體幹部が就任してゐるのが現在愛育村の一般の例であるが、要はこれ等の役を有名無實な名譽職とせず、班活動の第一線に起つて班員を統率しつゝ充分に活躍し得る人を選ぶことである。

併し、かうした役員の人選から面白からぬ蟻りを生ずることのないやう戒心の要がある。

愛育班員の受持戸數

班員の受持戸數は其の地區の家屋の粗密及び班員の素質等から見て適宜に決定すべきものである。村内婦人凡てが時間にも健康にも恵まれ、且教養にも優れてゐるならば問題はないが、さうでない場合、小數精銳主義でゆくか（一人當り受持戸數多）、實踐

教育の意味をも含めて多數班主義でゆくか（一人當りの受持戸數少）、これは各村の實情に應じて決定するより他はない。又一法として愛育班結成當初は小數精銳主義でゆき、村内婦人の愛育的教養の向上と共に班員を増加してゆくといふ方法も考へられる。

愛育班の事業主體

愛育班の援護團體として、又村愛育事業遂行の中心機關として愛育村には一つの事業主體が必要となる。現在の愛育村では普通「〇〇村愛育會」といふ名稱で新しく團體を組織してゐるところが多いが、徒らに屋上屋を重ねることなく、既存の村社會事業協會その他が事業主體となつてもよいわけであるが、事業主體の役員は村吏員、方面委員、警察官、學校教職員、寺院住職、各種團體長、醫師、産婆等を網羅し、名實共に村愛育事業遂行の中心機關としての萬全を期することである。

事業主體の事務所は役場、小學校等とし、事務擔任者として役場書記、又は小學校教員に依頼する。

尙保健婦、囑託醫師及囑託産婆以外役員、班員共に無給であるのが普通である。又一定の年齢以上の村内婦人（又は村内に世帯を有する婦人）を會員とする組織に依つて年額十錢程度の會費を徴集してゐる村もあるが、始めから會費を徴集することは村によつては事業遂行上思はぬ障礙となることもあるから充分の考慮を要すると思ふ。

保健婦の設置

愛育班員は一般婦人であつて、愛育に關する専門的知識を普通有してゐないし、又、農村婦人はその殆んど全てが就勞婦人と云

つても差支へない程時間的にも閑暇はない。且本事業は長期に亘つて繼續するに非ざれば、その効果は期せられないのであるから、愛育班員の負擔は出來得る限り軽減し、日常生活に即したる活動方法を講ぜねばならぬ。

茲に於て愛育に關する専門的知識を有し且つ愛育事業遂行をその職務とする保健婦の必要が生ずる。

保健婦として要求せられる條件は大體次の通りである。

- 1、母性並に児童保護に關する専門的知識及び技能を有することは勿論、村民の生活一般を指導するに足る教養を有すること。
- 2、身體強健にして本事業に對し熱意を有すること。
- 3、人格圓滿なること。

愛育村の事業

愛育村の事業は愛育班が中心となり隣保相扶の精神に基き全村の乳幼児の心身の健全な發達と死亡の減少を圖るのが目的であるが、云ふ迄もなく夫等の仕事は生活全體から切り離して考へることとは出來ない。特に農山漁村に於てはさうである。従つて農村に行はれる愛育事業が総合的に活動して行くには各種團體、施設と密接な連絡を取らなければならない。方面委員その他社會事業施設は勿論、學校、教化團體や産業組合等とも充分の協力が必須である。特に醫療施設を補ひ國民の保健を強化するため近年漸次設置されつゝある保健所、國民健康保險組合とは非常に密接な關係があるので、これ等の施行されて居る村では必ず協力しなければならぬ。

愛育村事業は現行の保健所の仕事の一部をなすもので、一種の支所の働きをなすものと考へることも出来るが、更に村内婦人が率的に参加し、妊産婦並乳幼児に對して特にその健康及福祉増進を企圖されるのが特色である。又國民健康保險組合は國民の醫療費を軽減させ、傳染病及び保健衛生に要する冗費を節約せしめるのが直接の目的であるが、同組合には特に保健施設をなすことが奨励されて居り、その内容は妊産婦並に乳幼児に關しては、これ又愛育村の事業と全く同一である。國民健康保險組合はこの保健施設の充實に俟たねば眞の目的は達せられず、それには愛育班組織の活動が先づ必要である。一方家庭看護の徹底を目的として居る愛育村事業は、醫療機關の普及、一般保健施設の擴充と並行して發展しなければならぬので愛育村に同組合が設置されることは最も望ましいのである。

愛育班の事業

- 愛育班事業の主力點は、家庭訪問看護にある。これを具體的に述べると次のやうになる。
- 1、班員はその受持區域に妊産婦ある場合には直ちに訪問して適當なる印刷物を配布し、必要あらば解説を加へて理解を深め、妊産婦とその家族に對し機宜の注意を與ふること。
 - 2、妊産婦に異常ある場合には班員はその容態を醫師又は助産婦に通知し、適當なる處置を乞ふこと。
 - 3、出産の際には其の家族の者より成るべく速かに通知を受くる様豫め注意しておくこと。
 - 4、出産の通知を受けたる場合班員は成るべく速かにその家庭を

訪問し、産室、産褥、嬰兒の衣服、寢具等の衛生状態、産婦及嬰兒の健康状態、哺育、榮養の状況等に關し必要なる指導を爲すと共に醫師、産婆との連絡を密にすること。

- 5、出産及産後の手當に必要な衛生材料を備付け得ざる家庭に對しては、班備付の器具、材料を貸與若くは給與し其の方法を指示すること。
 - 6、生後一年間は尠くとも數回に亘り児童並母體の状態を調べ、身長、體重、胸圍等必要ある事項を所定の「カード」に記入しておくこと。
 - 7、虚弱の乳兒に對しては訪問度數を増し、爲し得る限り異常状態の早期に於ける發見と手當とに努むること。
 - 8、乳兒、幼兒及母性の心身に異常あるときは、醫師に通知し其の指揮を仰ぐこと。
 - 9、乳幼兒の精神の發達に異常あるときは勿論、身體の異常に就ても、必要ある場合は之を適當なる指導機關に報告し、専門家の指導を仰ぐこと。
 - 10、乳幼兒又はその母親が、醫師、教育者、心理學者等専門家の診査を受けたる時は班員は之に立會ひ、看護又は保育上の指示を受くること。
 - 11、看護又は保育に必要な器具、材料を備付け得ざる家庭に對しては、班備付のものを貸與又は給與すること。
- 班員は村内の保育所、健康相談所等乳幼兒保育に關する機關と緊密に連絡を圖り村内保育事業成績の向上の爲協力するこ

保健婦の活動

保健婦の仕事を列記すると大體次のやうになる。

- 1、家庭訪問看護（助産、病弱兒看護、器具貸出、榮養指導）
- 2、健康相談の手傳（體位測定等）

恩賜財團愛育會指定愛育村一覽表（昭和十五年十月一日現在）

指定年度	道府縣名	村名	愛育村名	主業	事業主體名	大人口數	村內醫師	村內產婆	保健婦數	國民健康保險組合數	役員數	班分數	班員數	備考
三	北海道	札幌	幌路	農	母子愛育會	三、四七〇	一	一	一	有	四二	三	七〇	
*	二	青森	北浦野	農(山)	愛育會	七、四三〇	一	一	一	有	九	四	八〇	
*	二	岩手	紫波	農	愛育會	四、〇〇六	一	一	一	有	七	七	七〇	
*	二	宮城	刈田	農(山)	愛育會	二、六二六	一	一	一	有	四	二	八〇	東北更新會指定村
*	二	秋田	平鹿	農	愛育會	八、一七〇	一	一	一	有	一五	一	一〇〇	
*	二	山形	東村山	農	愛育會	五、八六六	一	一	一	有	〇	六	一〇〇	定期健康相談所囑託醫一
*	二	福島	信夫	農	愛育會	二、四四一	一	一	一	有	〇	三	一〇〇	囑託醫、囑託產婆各一
*	三	茨城	西茨城	農	愛育會	五、六四四	一	一	一	有	一〇	一五	一三〇	
*	三	栃木	下都賀	農	愛育會	四、三二七	一	一	一	有	四	五	一四〇	
*	四	群馬	邑樂	農	愛育會	五、〇〇〇	一	一	一	有	四	三	一七〇	
*	四	埼玉	南埼玉	農	愛育會	四、八八六	一	一	一	有	一	一	一七〇	
*	二	千葉	安房	農	愛育會	二、六六六	一	一	一	有	一	一	一七〇	
*	二	東京	西多摩	農、商	愛育會	四、〇三三	一	一	一	有	三	一〇	一七〇	西多摩保健所區域
*	二	神奈川	中	農	愛育會	三、七四三	一	一	一	有	四	一〇	一七〇	
*	四	新潟	中蒲原	農	愛育會	五、五七〇	一	一	一	有	三	一〇	一七〇	
*	四	富山	上新川	農	愛育會	二、三四四	一	一	一	有	二	九	一七〇	經濟更生指定村常設保育所

二	石川	鹿島金丸	農	婦人會	一	一、六〇〇	一	一〇六	〇	七尾保健所區域
二	福井	足羽社	農	村直營	一	四、七〇七	一	四九	〇	福井縣指定村
三	山梨	中巨摩源	農	愛育會	一	三、三三五	一	三六	〇	縣衛生指定村
四	長野	上水内三	農	謝恩會	一	六、〇三三	一	四八	〇	太田保健所區域
四	岐阜	加茂坂	農	愛育會	一	二、九六六	一	一四	〇	福井縣指定村
三	静岡	小笠日坂	農	愛育會	一	一、六九七	一	一〇	〇	福井縣指定村
四	愛知	額田形	農(山)	隣保事業組合	一	二、三四	一	一〇	〇	福井縣指定村
三	三重	度會御	農	愛育會	一	四、四三	一	三〇	〇	福井縣指定村
四	滋賀	神崎八幡	農(商)	母子愛育會	一	五、八二一	一	三三	〇	福井縣指定村
四	京都	都與謝養老	農(漁)	愛育會	一	二、〇五	一	四二	〇	福井縣指定村
四	大阪	中河内西郡	農	愛育會	一	二、三三	一	五八	〇	福井縣指定村
四	兵庫	印南上莊	農	愛育會	一	三、四〇〇	一	四七	〇	福井縣指定村
四	奈良	添上辰市	農	愛育會	一	二、一四	一	三三	〇	福井縣指定村
四	和歌山	海草和佐	農	母子愛育會	一	二、四一	一	一〇	〇	福井縣指定村
四	鳥取	岩美倉田	農	愛育會	一	二、五三	一	二二	〇	福井縣指定村
四	島根	八束岩坂	農	愛育會	一	二、三二	一	二八	〇	福井縣指定村
四	岡山	邑久邑久	農	愛育協保協會	一	二、〇八	一	四六	〇	福井縣指定村
四	廣島	豊田船木	農	愛育協保協會	一	二、〇〇	一	三六	〇	福井縣指定村
四	山口	阿武佐々並農(山)	農	國民健康保險組合	一	二、〇六	一	二二	〇	福井縣指定村

四	徳島	板野里浦	農(漁)	愛育協保協會	一	三、七二	一	三	〇	常設保育所 學校
四	香川	三豊吉津	農	愛育協保協會	一	二、九〇	一	三七	〇	看護婦 學校衛生
四	愛媛	越智清水	農	愛育協保協會	一	二、三九	一	一六	〇	福井縣指定村
四	高知	吾川御墨瀬	農	愛育協保協會	一	一、五九〇	一	一七	〇	福井縣指定村
四	福岡	早良入部	農	愛育協保協會	一	二、一五六	一	二〇	〇	福井縣指定村
四	佐賀	西松浦曲川	農	愛育協保協會	一	三、六八四	一	二四	〇	福井縣指定村
三	長崎	南高來多比良町	農(商)	愛育協保協會	一	四、三三	一	二五	〇	福井縣指定村
四	熊本	八代有佐	農	愛育協保協會	一	三、三三四	一	三三	〇	福井縣指定村
四	大分	西國東河内	農(山)	愛育協保協會	一	二、二二	一	三三	〇	福井縣指定村
四	宮崎	東臼杵岩脇	農	愛育協保協會	一	三、八八〇	一	三三	〇	福井縣指定村
四	鹿児島	鹿兒島西櫻島	農	愛育協保協會	一	六、四五	一	三三	〇	福井縣指定村
四	沖縄	國頭今歸仁	農	愛育協保協會	一	一、三六	一	三三	〇	福井縣指定村

備考 *印は「愛育班設置村」
 愛育班設置村は東北地方の特殊事情に鑑み應急的措置として特に設置したものであるが、その根本精神は固より事業実施方法に於ても他の愛育村と殆ど異るところはない。

(七) 児童愛護運動

第十五回全國児童愛護運動は財團法人中央社會事業協會、恩賜財團愛育會提唱の下に昭和十六年五月五日を中心として左記實施要綱により施行された。

第十五回全國児童愛護運動實施要綱

一、名稱 第十五回全國児童愛護運動

一、趣旨 未曾有の世局に際し皇國の使命愈々重大なるに鑑み我國人的資源を培養育成するは刻下喫緊の要務たり仍て普く児童愛護精神の昂揚徹底を圖ると共に之が關係機關並施設の協力強化を圖り以て大業を翼賛し皇國の隆運に寄與せむとす

昭和十六年五月を全國一齊の實施期間とし五月五日前後に適當行事を爲すこと但地方の狀況に依り適宜伸縮

することを得

財団法人中央社会事業協会

一、提唱 恩賜財團 愛育會

一、主催 道府縣、朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳、南洋廳、關東州廳若くは地方社会事業協會又は之に準ずる團體

一、協賛 大政翼賛會

一、後援 厚生省、内務省、陸軍省、海軍省、司法部、文部省、拓務省、對滿事務局、企畫院、情報局

本年特に留意すべき事項

本運動は昭和二年以來本邦乳幼児の死亡率低下並児童愛護に關する諸般の目標の下に逐年實施し來り由來着々其の効果を收めつゝありと雖も未だ理想と相去ること遠きものあり且現時局下特に國勢の動向に照し本運動本來の趣旨貫徹に努むるの要あり

仍て本年特に左記各項の實施に關し最善の努力を致され度こと

一、人口増殖の方策を講ずること

(一) 晩婚並結婚迷信の弊風を是正善導し適齡期優生結婚の奨勵助長の方策を講ずること

(二) 多子家族並多胎兒(双生兒、三つ兒等) 出産家族保護の方途を講ずること

二、母性並妊産婦保護の徹底を圖ること

(一) 妊産婦並児童の必需物資及栄養品需給の補整に關し適當なる方策を講ずること

(二) 妊産婦並乳幼児を擁する母性の過勞又は不適就勞の如何を

検討し隣保互助の組織的活動を促進して之が補強の方策を講ずること

三、乳幼児保護の徹底を期すること

(一) 乳幼児保育指導に適切なる方策を講ずること

(二) 乳幼児死亡率特に高率なる地方に於ては之が減少對策委員會の如き特別機關を設置しその原因を究明し積極的施策實施の方途を講ずること

右死亡平均率に於て比較的low率なる地方と雖も更に施策の宜きを圖り全地域に亘る減少の方途を講ずること

四、児童不良化防止並に保護の徹底を圖ること

(一) 児童生活環境の補整を圖り其の保護指導に適切なる方策を講ずること

(二) 不良化児童數は近年増高の傾向を辿るは遺憾の極みなり仍て特に其の高率を示す地方に於ては之が減少對策委員會の如き特別機關を組織し其の原因を究明し積極的施策の方途を講ずること

右の傾向に於て比較的low率なる地方と雖も更に施策の宜きを圖り全地域に亘る減少の方途を講ずること

五、児童保護施設の普及徹底を圖ること

(一) 児童に關する各種保護法規の普及徹底に付有效適切なる方策を講ずること

(二) 児童保護施設の分布状態を検討し之が活用に關し適當なる方策を講ずること

(三) 要保護母性並児童に對する適正扶掖の實情を調査し一層之が徹底の方策を講ずること

(四) 児童保護施設に於ける設備の調査をなし適當なる指導助長の途を講ずること

(五) 児童保護に關する優良施設の選奨をなすこと

(六) 児童保護上最も参考となるべき實例を募集し之が適切なる活用を圖ること

(七) 児童保護上弊害ありと認むべき地方風習を指摘し之が改善の方途を講ずること

六、本運動實施に關する諸般の行事は特に既往の實績に鑑み各地方の實情に照し愈々内の徹底を期せられ度こと

(一) 町内會、部落會又は隣組の活用を圖ると共に児童保護に關する機關又は施設の利用其他の斡旋をなさしむるの方途を講ずること

(二) 隣組内に母親會の開催を圖ると共に特に母親回覽板を發行して育兒報國、母親報國の實力涵養に資するの方途を講ずること

(三) 妊産婦健康相談會、児童審査會、育兒・教養相談會等を催すこと

(四) 児童保護に關する適正なる知識の普及を圖ると共に児童保護施設の活用を一般に周知徹底せしむる爲め各種會合、催物の開催等適切なる方途を講ずること

(五) 児童保護に關する各地方特別研究會(又は座談會)を開催し

其の記録は可及的公開又は周知せしむるの方法を講ずること

(六) 國民學校、保育所、幼稚園に於ける母の會の開催を圖ること

(七) 母親大會の如き母性を中心とする會合、行事を開催し育兒報國、母親報國の國民的行事たらしむるの方途を講ずること

(八) 児童を對象として保健、教養、慰安、娛樂の各種の催をなすこと

(九) 児童保護事業従事員を對象とする保健、教養、慰安、娛樂の各種の催をなすこと

(一〇) 児童保護に關する特別放送番組の編成實施方を關係當局に依頼すること

中央に於ける準備事項

本運動實施に關し中央に於ては大要左の準備を取計ふこと

一、厚生省、内務省、陸軍省、海軍省、司法部、文部省、拓務省、對滿事務局、企畫院、情報局に對し本運動の後援方を申請すると共に各地方長官、朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官、南洋廳長官、駐滿特命全權大使に對し其の管下に於ける有效適切なる實施方に關し特に盡力相成様通牒方を依頼すること

二、大政翼賛會に對し本運動の協賛方を依頼すると共に各地方機關に對し其の管内に於ける有效適切なる實施方に關し特に協力相成様斡旋を依頼すること

三、各地方長官、朝鮮總督、臺灣總督、樺太廳長官、南洋廳長官、

- 駐滿特命全權大使及各地方社會事業協會長（又は之に準ずる團體の長）に對し其の管内の有效適切なる實施方を依頼すること
- 恩賜財團軍人援護會、日本赤十字社、愛國婦人會、財團濟生會、恩賜財團軍人援護會、日本赤十字社、愛國婦人會、大日本國防婦人會、全國育兒事業協會、日本少年救護協會、全日本方面委員聯盟、國民健康保險協會、司法保護協會、中央協和會、大日本聯合婦人會、大日本青少年團、日本衛生會、日本精神衛生會、中央盲人福祉協會、帝國學校衛生會、日本醫師會、日本齒科醫師會、日本藥劑師會、全國協同組合保健協會、農山漁村文化協會、生活改善中央會、日本產婆會、帝國教育會、協調會、大日本産業報國會、勤勞者教育中央會、日本海員救濟會、全國市町村長會、日本商工會議所、東北更新會、日本放送協會等に對し本運動實施に協力援助方を依頼すること
- 本運動實施に關する記事の掲載方を新聞社、雜誌社等に依頼すること
- 本運動實施の趣旨に依るラジオ特別放送方を當局に依頼すること
- 児童愛護マークを作製し本運動實施に當り之を有料頒布せしめ其の収益金は當該地方の児童愛護資金に充當せしむること
- 育兒カレンダーを編纂刊行し各地方の希望に應じ實費にて頒布すること
- 児童愛護に關する講演會、講習會、母の會其他の催に當り講師、指導者、出演者等の斡旋をなすこと
- 児童愛護講演用參考資料を作製頒布すること
- 児童愛護に關する小印刷物を編纂刊行し之を適當なる地方に頒布すること

に於ける場合と同様であつて、市町村長をして扶助を行はしめ方面委員を其の補助機關としてゐる。最近、經濟狀態の變化に伴ひ從來實施して來た給與額の限度にては保護の徹底を期し難いので、政府は諸般の實情を考慮し、昭和十四年十月より生活扶助、養育扶助、生業扶助及埋葬費の限度を夫々引上げ、本法所期の目的達成に遺憾なきを期した。本法施行に要する經費は、道府縣市町村の負擔とし、國庫は之等の費用

昭和十五年年度 自四月 至九月 分 母子保護狀況

(人口局母子課調)

種別	道府縣		市		町村		合計	
	實人員	延人員	金額	實人員	延人員	金額	實人員	延人員
生活扶助	入院	147	15,699	2,768	1,299	33,011	17,766	19,966
	居宅	3	33	3	4,141	3	101	2,198
養育扶助	入院	379	41,672	6,338	5,531	99,074	53,782	94,000
	居宅	11	602	148	9,467	2,994	6	15,137
醫療扶助	入院	103	580	98	7,661	10,859	110	107,501
	居宅	4	14	11	4,977	2,677	11	5,880
生業扶助	入院	1	1	1	2,677	6	6	3,985
	居宅	1	1	1	2,677	6	6	3,985
合計								

第六章 母性並児童保護事業

- 布すること
 - 普く児童愛護の徹底を圖らむため「紙芝居」を作製し各地方社會事業協會又は之に準ずる團體を通じ其の管内に於ける適切なる活用を圖るの方途を講ずること
 - 本運動實施狀況を取纏め六月末日迄に回報方を各地方主催團體に依頼すること
- 附記
- 本運動實施に際し使用の各種印刷物、看板、標識等には左記例の適當なる標語を附し以て本運動實施の趣旨の普及徹底を圖ること
 - 全國児童愛護運動
 - 昇る日の本子供は寶
 - 強く、正しく、愛らしく

第二節 母子保護

(一) 母子保護法による保護

母子保護法は昭和十二年三月三十一日法律第十九號を以て公布せられ、昭和十三年一月一日より施行せられた。同法に依り扶助を受ける者は、十三歳以下の子を擁する夫なき母（夫あるも其の夫が勞務不能其他特殊の事情に在る場合の母）及母に代つて孫を擁する祖母が貧困の爲生活することが出來ず、又は子若くは孫を養育することの出來ぬ場合である。同法の扶助の方法、保護並に扶助の機關等は概ね救護法

に對し二分の一乃至十二分の七の補助を爲すこととした。尙母子を保護する爲、適當なる施設の必要を認め、道府縣市町村其他の私人も之を設置し得ることとし、此の施設の費用に對しても國庫は一定の補助を爲すこととした。

昭和十五年度上半期に於ける母子保護狀況は左の如くである。

合計	入院	居宅	合計	東京	神奈川	長野	山口	計
	(一)	(二)	(三)	四三六圓	四三六圓	九六八圓	四三六圓	三、〇九一圓
母性保護施設事務費	委員費	埋葬費	母性保護施設事務費	二	二	二	二	二
	九、七三九	一、六九九	一一、四三八	九、七三九	一、六九九	一一、四三八	九、七三九	一一、四三八
總計	二	二	二	二	二	二	二	二
備考	九、五八二	一、八五六	一一、四三八	九、五八二	一、八五六	一一、四三八	九、五八二	一一、四三八

昭和十六年度母子保護費國庫補助所要見込額は生活扶助、養育扶助、醫療、埋葬及委員費補助二、六五四、五七七圓（道府縣一七、五二二圓、市一、六三六、五六五圓、町村一、〇〇〇、四九〇圓）、母子保護施設の費用補助六三、六三一圓（事務費一一、〇六五圓、創設初度調辨費五、二五六圓）、國庫補助所要見込額二、七七八、二〇八圓である。

母子保護法に依る認可を受けた母子保護施設数は昭和十六年十二月五日現在にては二九、一收容世帯数は四七三世帯である。

(二) 未亡人助成會の設立

収入に依つて何等生活に憂なく、此の義務を安んじて果すことの出来る妻たり母たる者は誠に恵まれたのですが其の反面、良人に先立たれた未亡人にして養育すべき子女を抱へて居る者が相當澤山あることを忘れてはならぬ。子女無き未亡人には尙再婚の途があらうし又既に貧困階級に陥つた人に對しては母子保護法に依り其の最低生活を保障して居るが之は己むを得ない最後の手段であつて、斯る救貧策よりも寧ろ防貧的施設を講じ中堅階層に屬する此等の未亡人に對し自力で立派な社會的生活を営み得る途を開いてやることこそ最も望ましいのである。

良人には死別し子女を抱へて而も生活費に充つべき資産収入も年金扶助等の収入をも有しない未亡人達は、その大部分は何等かの職業を持つて雄々しく働いて居るが、然も斯様にして生計を営んで居る途中にて或時は本人が、或る時は子女若しくは本人の収入によつて生活を営んでゐる父母が病氣に罹り其の病氣療養の爲に臨時の支出を必要とする場合もあれば子女の學校入學の爲とか又は在學子女の學期始の入費の爲に多少の支出を必要とする場合もあり、又時には生計の資を得る唯一の途である職業に失敗して新しい職業を開拓することの必要も生じ、又職業に依つては必要なる資材の買入れに或は設備の改善に一時的資金を必要とする等臨時に少なからぬ負擔を負はねばならぬ色々の場合がある。之等の場合に對處する日頃の蓄へのあることは勿論望ましい事ではあるが、此等の未亡人達に之を望むことは無理であり亦他方斯かる人々に便宜を與へる國家的社會的施設も完備して居ない現在に於ては未亡人はどんなにか此等の資金

生計の資となるべき財産収入や年金扶助料等の収入もなく又親族や縁故者よりの貸付その他の便宜を受けることも出来ない未亡人達に低利小額の厚生資金を融通するため昭和十六年八月十五日に財團法人未亡人助成會が設立されたが、同會では既に財團社會事業會館の一室に於て事務を開始し、毎週月水金の三日間相談を行つてゐる。同會設立の趣意書、寄附行爲等は左の通りである。

設立趣意

現下の非常時局に於て世の母に課せられた最大の國家的義務は第二の國民を健全に育て上げることにある。家に資産あり又は良人の

を調達するのにも人知れず悩んで居ることであらう。遂には己むを得ない途として或は高利貸から負擔に堪へない程の高利率を以て貸付を受けるか或は又無けなしの擔保物を持つて質屋の暖簾をくぐると言つた状態に立至ることが多く洵に同情に堪へない斯かることは多くの場合その本人にとつては内心の苦痛を生來するのみならず往々自墮落な生活に陥る結果をも來し又自立向上の希望を失ひ救護法、母子保護法等に依る救護、扶助を受けるに至ることは本人のみならず社會全般にとつて大きな不幸と言はねばならぬ。加之其の結果は素直に健全なる生長を遂げるべき子女に與へる悪影響となり母たる人の、健全なる第二の國民を養育すべき國家的義務を履行し得ざるに至らしむことは誠に國家的重大事と申さねばならぬ。

本會の設立は斯かる社會的不祥事を未然に防止する意味に於て子女ある未亡人達が最も要望して居る臨時的な小額資金を融通し以て其の生活を明朗ならしめ其の更生を援ける意圖の下に準備したところ此の趣旨に賛成された財團法人原田積善會から三萬圓の寄附を頂いたので其れを資産としてささやかながら財團法人組織を以て店開きをして本事業に深く関心と共鳴を持たれる方々の御援助による今後の發展を期し些か未開の分野に於ける先驅的な範を示し度いと思ふ次第である。

寄附行爲

第一章 名稱及事務所

第一條 本會は財團法人未亡人助成會と稱す

第二條 本會は事務所を東京府東京市麹町區三年町一番地の二二財

團法人社會事業協會内に置く

第二章 目的及事業

第三條 本會は生計の資となるべき財産収入を有せずして子女を養育しつつある未亡人に對して低利小額資金を融通し其の厚生を圖るを援助するを以て目的とす

第四條 本會は前條の目的達成の爲左の各號に該當する未亡人に對し金融援助規則の定むるところに従ひ資金の貸付を爲す

一、自己又は其の収入によりて生計を維持しつつある者の病氣療養の爲臨時に金融的援助を必要とする者

二、子女の修學資金を得る爲金融的援助を必要とする者

三、自己の職業を開拓又は維持する爲臨時に金融的援助を必要とする者

四、高利債の借換の低利資金を必要とする者

五、其他厚生を圖らむとして臨時小額の資金を必要とする者

第三章 資産及會計

第五條 本會の資産は左に掲ぐるものより成る

一、設立當初財團法人原田積善會の寄附に係る金參萬圓

二、補助金、助成金

三、寄附金其の他の諸收入

四、貸付金利子及其他の財産より生ずる果實

第六條 前條第一項第一號に掲ぐる資産中一萬圓を以て基本財産とする

基本財産は確實なる銀行若は信託會社に預入れ若くは附託し又は

國債證券其の他確實なる有價證券を購入して之を管理す

第七條 基本財産に非ざる資産は總て普通財産とし事業上の貸付に充てる外一部を本會の經費に充つ

基本財産は之を貸付くることを得ず但し特別の事情ある場合に於ては理事全員の同意を得殘餘財産が總資産の五分の一を下らざる限度に於て基本財産の一部を貸付くることを得この場合に於ては理由を具し主務官廳に報告することを要す

第八條 貸付殘額の方法は理事之を定む

第九條 已むを得ざる事業上の必要により借財をなす場合に於ては評議員會の議決を経主務官廳の認可を受くることを要す但し該會計年度内の収入を以て償還すること確實なる一時の借入金に付きては評議員會の議決あるを以て足る

第十條 本會の豫算は毎會計年度開始前評議員會の議決を経て之を定め決算は當該會計年度終了後評議員會の承認を得ることを要す

第十一條 毎年度の決算剩餘金は之を翌年度の歳入に繰入するものとす

第十二條 本會の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第十三條 本會に左の役員を置く

會長 一名

常務理事 一名

評議員 若干名

理事 四名

監事 二名

評議員 若干名

第十四條 會長、常務理事は同時に理事たるものとし其の數は前項の定員には含まざるものとす

會長は理事會に於て之を推薦す

常務理事は理事の互選により之を定む

理事は評議員會に於て之を互選す

監事は評議員中より會長之を委嘱す

評議員は左に掲ぐる者に就き會長之を委嘱す

一、關係官廳の高等官

二、婦人保護事業に關し知識経験を有し又は深き理解を有する婦人

三、學識経験ある者

第十五條 會長は本會を代表し會務を統括す

常務理事は本會の常務を掌理し會長事故あるときは之を代理す

監事は本法人の會務を監査す

第十六條 役員は凡て名譽職としその任期は四年とす但し再任を妨げず

補缺に依り就任したる者の任期は前任者の殘任期間とす

役員は任期滿了後と雖も後任者の就任するに至る迄の間其の職務を行ふものとす

とを要す

第二十五條 本會設立の際に於ける理事を定むること左の如し

- 理事 川村 秀文
- 理事 熊谷 憲一
- 理事 佐藤 純
- 理事 日下まつ子

金融援助規則

第一條 寄附行爲第四條に依る貸付事務は常務理事之を行ふ但し貸付の可否を決定する場合に於ては他の理事二名以上の同意あることを要す

第二條 貸付に際しては貸付を受けむとする者より左の事項を記載せる貸與申請書を提出せしむることを要す

- 一、氏名
- 二、職業
- 三、現存子女の數並に年齢、職業
- 四、生活費財源の種類
- 五、貸與資金の使途
- 六、貸與を受けむとする金額
- 七、貸與資金の豫定償還期限

第三條 左に掲ぐる者に就ては貸付をなさず

- 一、親族、縁故者より貸付其の他の便宜を受け得るの途あるもの
- 二、届出を爲さざるも事實上婚姻關係と同様の事情に在るもの
- 三、其の他常務理事に於て適當ならずと認めたるもの

第四條 資金貸付に際しては本人より借借書を徴す

第五條 貸付金額は本人よりの所要額の申出に對し各場合の事情考慮の上返済確實と認むる範圍内に於て常務理事之を定む

第六條 償還期限は一年以内にて常務理事之を定む但し特別の事情ある場合に於ては一年半迄之を延長することを得

第七條 貸付利率は年三分六厘とす但し特別の事情ある場合に於ては其の利率を低下することを得

第八條 貸付には保證人を立つることを要す但し事情に依り無保證と爲すことを得

第三節 虚弱児童保護

一 虚弱児童收容保護施設

厚生省社會局兒童課昭和十三年九月調によれば、調査兒童總數五、四五四人（十四歳未満）に對する虚弱児童の割合は四ヶ村（埼玉縣日勝村、宮城縣愛島村、神奈川縣高部屋村、千葉縣富崎村）平均七、七％である。虚弱兒の年齢別分布状態は年長兒童に比し乳幼兒に於て稍々多く、之を其の處置方法より見れば其の内養護施設に收容するを適當と認めらるるもの三一、二％、保健所、健康相談所等の指導注意を受くるを適當と認めらるるもの五〇、一％其の他醫師の治療を要す

と認めらるるもの一八、五％の割合を示してゐる。昭和十六年十一月母子課調によれば虚弱兒收容保護施設は二〇、收容定員は一、九五〇名である。

虚弱児童收容保護施設

（昭和十六年十一月現在）（人口局母子課調）

名	稱	收容定員
東京市	養育院安房分院	一四〇
白十字會	林間學校	八〇
日本赤十字社千葉支部	附屬富浦海濱學校	六〇
花岡	學園	四〇
一宮	學園	一五〇
大阪市	立六甲郊外學園	一五〇
熱海	外氣學校	二〇
再度	山林間學校	一二〇
麴町	區臨海學園	九〇
深川	區海濱養護學園	三〇
東京府	立久留米學園	二〇〇
淺草	區健康學園	六〇
京橋	區健康學園	一二〇
東京市	立金澤養護學園	三〇
鎌倉	倉學莊	三〇
東京市	立沼津養護學園	九〇
東京市	立竹岡養護學園	九〇

二 養護施設

(一) 養護學校及養護學級

國民學校令制定に伴ひ文部省に於ては同令施行規則に「國民學校ニ於テハ身體虚弱、精神薄弱其ノ他心身ニ異常アル兒童ニシテ特別養護ノ必要アリト認ムルモノノ爲ニ特ニ學級又ハ學校ヲ編制スルコトヲ得」ることを定め、更に文部省令を以て右規定による學級又は學校の編制に關する規程を公布するに至つた。即ち右施行規則に依り編制したる學校又は學級を養護學校又は養護學級と稱する。而して養護學校又は養護學級の一學級の兒童數は三十人以下とし、之等は成るべく身體虚弱、精神薄弱、弱視、難聴、吃音、肢體不自由等の別に編制し、養護指導を必ず置く（特別の事情ある場合は當分の内養護指導を置かず、養護指導の資格を有せざる者をして衛生養護の實務に従事せしむることを得）こととなしてゐる。又地方長官は特に必要ありと認むるときは市町村、市町村學校組合又は町村學校組合に養護學級の編制を命ずることを得ることゝ定めた。文部省では昭和十六年度に於て右施設獎勵

大阪市	立長谷川郊外學園	一〇〇
大阪市	立助松郊外學園	一五〇
東京市	立片濱養護學園	二〇〇
計		一、九五〇

のため國庫より三萬圓を支出して全國に配分し之が普及に力めてゐる。

尙從來に於ても斯かる養護施設を必要とする病弱児童、榮養不良児童、腺病質児童等の所謂虛弱児童は學齡兒童中に甚だ多く、文部省の調査に依れば其の数は全國に於て約五十萬人を下らず、之等の兒童に對して特に養護學級、保養學級又は開放學級等と稱して此の種の學級を編制せるものは一道三府三十四縣にして、昭和十五年度に於ける其の學校數は六〇四、學級數は一、四一三學級を算し、左表に示す如く年々増加の傾向を示し來つた。然るに國民學校令により設立せられたる昭和十六年度養護學校數は五五八、學級數は一、三九九に減少してゐるが、收容兒童數は前年より増加を示してゐる。

年 度	年度別養護學級	
	學級設置學校數	收容兒童數
昭和七年度	—	—
同 八年度	—	八七
同 九年度	八九	一四六
同 十年度	一一四	二〇九
同 十四年度	四〇八	九八九
同 十五年度	六〇四	一、四一三
同 十六年度	五五八	一、三九九

(文部省體育局衛生課調)

國民學校令施行規則第五十三條ノ規定ニ依ル學級又ハ學校ノ編制ニ關スル規程左ノ通定ム

昭和十六年五月八日 文部大臣 橋田 邦彦

國民學校令施行規則第五十三條ノ規定ニ依ル學級又ハ學校ノ編制ニ關スル規程

第一條 本令ニ於テ養護學級又ハ養護學校ト稱スルハ國民學校令施行規則第五十三條ノ規定ニ依リ編制セルモノヲ謂フ

第二條 養護學級又ハ養護學校ノ一學級ノ兒童數ハ三十人以下トス

第三條 養護學級又ハ養護學校ニ在リテハ成ルベク身體虛弱、精神薄弱、弱視、難聽、吃音、肢體不自由等ノ別ニ學級又ハ學校ヲ編制スベシ

第四條 養護學級ヲ編制シタル學校又ハ養護學校ニ於テハ養護訓導ヲ置クベシ

第五條 地方長官ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ市町村、市町村學校組合又ハ町村學校組合ニ養護學級ノ編制ヲ命ズルコトヲ得

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

特別ノ事情アル場合ハ當分ノ内養護訓導ヲ置カズ養護訓導ノ資格ヲ有セザル者ヲシテ衛生養護ノ實務ニ従事セシムルコトヲ得

〔參照〕

國民學校令施行規則抄錄 (昭和十六年三月十四日) (文部省令第四號)

第五十三條 國民學校ニ於テハ身體虛弱、精神薄弱其ノ他心身ニ異常アル兒童ニシテ特別養護ノ必要アリト認ムルモノノ爲ニ特ニ學級又ハ學校ヲ編制スルコトヲ得

前項ノ學級又ハ學校ノ編制ニ關スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

(二) 養護聚落

養護聚落とは、主として夏季授業を行はざる日を利用し虛弱兒童を或る期間海濱高原林間温泉地等に收容し、兒童の健康恢復を圖るを目的とする施設である。尙之が普及せるは最近數年來にして教育施設中最も顯著なるもの、一つである。其の施設の主なるものは林間聚落、臨海聚落、高原聚落、温泉聚落等である。而して是等の施設を營むもの近年漸く多く、その成績亦次第に顯はれつゝある。

養護聚落

施設數	開設の場所	計
一、三〇〇	海岸 河湖 林間 高原 温泉 學校	一、一〇〇
三、九〇	—	三、〇〇〇
五、二〇	—	五、〇〇〇

開設の期間

施設數	開設の期間	計
一、三〇〇	一〇—一〇〇 三〇—一〇〇	一、〇〇〇
三、九〇	—	三、〇〇〇
五、二〇	—	五、〇〇〇

參加人員 經費總額

施設數	參加人員	經費總額
一、三〇〇	—	—
三、九〇	—	—
五、二〇	—	—

更に夏季養護に關しては昭和十六年七月文部省體育局長より左の通牒を發した。

記

一、施設の場所は教育上衛生上適當なる地域を選ぶこと

二、施設の時期は成るべく七月及八月月上旬を選び、其の期間は二週間以上とすること

三、職員は教育、醫師、看護婦等を以て組織し、教員數は兒童概ね二十人に付一人以上とすること

四、参加兒童の選定に當りては特に身體検査を実施し、参加の適否の判定に遺憾なきを期すること

五、日課、行事等は特に兒童の心身の狀況を考慮して之を実施し

(三) 郊外に於ける養護施設

茲に謂ふ養護施設とは國民學校令に依る養護學校以外に林間、高原或は海岸等の自然に恵まれたる大都市の郊外等の衛生的環境の下に虛弱兒童を收容する恒久的養護施設である。

此の目的とする所は發育及榮養不良其の他身體虛弱等の爲、國民學校に於て一般児童と共に授業を受くるに適せざる者を收容して自然の環境を利用し、日常生活の訓練を通して特別養護を施すことに依り其の身體を強健ならしめ、併せて初等教育を行はんと企圖せられたるものである。而して現在我國に於ては此の種施設は主として六大都市等に於て經營せらるゝもの多く、斯かる郊外學園の代表的なるものを掲ぐれば左の如くである。

施設	收容児童數	設立者
金澤養護學園	三〇	東京市
竹岡養護學園	九〇	東京市
沼津養護學園	九〇	東京市
片濱養護學園	二〇〇	東京市
東京市麴町區臨海學園	一〇五	東京市麴町區
東京市深川區養護學園	三五	東京市深川區
東京市京橋區健康學園	一〇〇	東京市京橋區
東京市淺草區健康學園	六〇	東京市淺草區
東京市蒲田區宇佐美學園	七〇	東京市蒲田區
東京府立久留米學園	一一〇	東京府
六甲郊外學園	一五〇	大阪府
助松郊外學園	二〇〇	大阪府
長谷川郊外學園	一〇〇	大阪府

郊外に於ける養護施設 (文部省體育局衛生課調)

三 學校給食施設

(一) 學校給食獎勵規程による學校給食

昭和七年以降、主として貧困児童を對象として就學獎勵と榮養改善の趣旨とを以て施設し來つた學校給食の實績に鑑み從來の方針に一步を進めて、全面的に小學校児童の榮養を改善し、以つて體位の向上を期するといふ積極的の立場に於て文部省訓令「學校給食獎勵規程」を制定した。

學校給食獎勵規程

- 第一條 本規程ニ於テ學校給食ト稱スルハ小學校児童ノ榮養改善ヲ圖ル爲學校ノ授業日ニ於テ給食ヲ行フ施設ヲ謂フ
- 第二條 國庫ハ學校給食ノ施設ヲ獎勵スル爲毎年度豫算ノ定ムル所ニ依リ補助金ヲ北海道府縣ニ交付ス
- 第三條 北海道府縣ハ前條ノ交付金ニ相當ノ支出金ヲ加ヘ之ヲ學校給食ヲ行フ市町村ニ交付スベシ
- 第四條 北海道府縣ニ於テ直接學校給食ノ施設ヲ爲サントスルトキハ第二條ノ交付金ノ五分ノ一以内ヲ之ニ充ツルコトヲ得
- 第五條 市町村ハ第三條ノ交付金ニ成ルベク相當ノ支出金ヲ加ヘ給食ヲ必要トスル兒童ニ學校給食ヲ行フベシ
- 第六條 北海道府縣ハ第四條ノ交付金、市町村ハ第三條ノ交付金ノ一部又ハ全部ヲ基礎鞏固ニシテ學校給食ヲ行フニ適當ナル公益團體ニ交付シ學校給食ノ施設ヲ行ハシムルコトヲ得
- 第七條 北海道府縣ニ於テハ學校給食委員會ヲ設ケ學校給食ニ關シ

必要ナル事項ノ調査及指導ニ當ラシムベシ

附 則

本令ハ昭和十五年度ヨリ之ヲ施行ス
昭和七年文部省訓令第十八號學校給食臨時施設方法ハ之ヲ廢止ス
學校給食に要したる食費の總額は公費、私費を合せ毎年平均凡そ百五十萬圓餘にして、その内公費は六乃至七割である。
一人一食當りの食費は昭和十五年度以來は概ね六錢を標準と

昭和十五年度學校給食實施狀況

實施せる市町村數	實施せる學校數	給食延人員	給食實人員
四、八五〇	八、三三九	一、九三六、九七〇人	一、七五〇、〇三三
道府縣	支 市町村	公費	私費
支 出	支 出	五、五、六、五五	一、七、〇、〇三
五、二、七、七〇	五、四、四、七五、三二	寄附金	九、八、三、〇、三二
國庫補助額	同	昭十五年度	四十二萬圓
		同 十六年度	三十六萬八千五百圓

(二) 其他の給食施設

財團法人大里兒童育成會 昭和八年十月より東京市内に於ける小學兒童の給食事業を開始しつゝある。昭和十五年度に於ては荒川外六區給食延人員六三六、七〇七名に給食したが、

してゐる。學校給食に要する事務費は極めて少く凡そ二萬五千圓程度にして、之を一校平均より見れば五圓以内に過ぎないが、之は殆ど多數の學校が特別の實務者を置かずして、學校教職員等が實務に従事するため僅少の事務費を使用するか或は全然事務費を要せずして學校給食を實施しつゝあるためである。文部省調査による昭和十五年度の學校給食實施狀況學校給食施設費及び國庫補助額は左の如くである。

給食實人員	給食費
延人員	費
公費	私費
五、五、六、五五	一、七、〇、〇三
被給食者負擔	前年度繰越金
九、四、五、五、八七	五、〇、三、〇、八九
其他	計
五、七、〇、三、〇〇	一、七、六、六、三、三

(文部省體育局衛生課調)

その金額は六〇、六二二圓六六錢である。この外毎年年末にあたり熨斗餅一枚宛を缺食兒童に給與し來れる慣例であるが、本年度は糯米の入手困難にて實施不可能となり、一人當り現金五十錢を贈與したその金額一、三八七圓である。

財團 大里兒童育成會昭和十五年度給食學校兒童延人員

区別	学校数	給食児童延人員
荒川区	二二	一三〇、四九六
向島区	一七	一一六、七三六
城東区	一五	一二六、二六八
足立区	一六	一二一、五四六
葛飾区	四	四一、三七五
江戸川区	八	四六、四七七
淀橋区	九	二二、五〇五
上智大 セツルメント	一	一〇、三七六
愛恵學園	一	六、八九八
託兒所	一	二一、一七〇
合計	九四	六三六、七〇七

財団法人日本栄養協會 本會昭和十五年度給食事業概況は次の如くである。(一)東京市内小學校児童及び公私立託兒所の児童等に對する無料給食所は、一八箇所、給食数は延數七萬八千七百七十七人(二)仙臺學童給食は延人員十萬二千四百七十二人(三)虚弱兒童中特別養護を必要とする兒童保護施設にして京橋區兒童(静岡縣宇佐美村)、淺草區兒童(千葉縣幕張町)、東京市厚生局保養兒童(横濱市金澤町)に對する給食数は延十七萬四千七百八十六人(四)保健並に體位向上施設中實費を徴收しての食事供給は延百十四萬五千六百三十三食(五)工場商店員に對する給食は東京市内三十二箇所、延三十二萬八千二百五十六人、(六)夏期に於ける林間及臨海施

設への食事供給は延十四萬四千七百八十七食である。昭和十六年度中に於ける無料給食は、東京市内の國民學校及公私立託兒場十六箇所に對し延七四、八八七人に及んだ。

第四節 貧兒保護

一 育兒事業

第十六回社會事業統計要覽によれば昭和十二年三月末現在育兒院は全國にて一一四施設を數へる。その事業成績は收容人員七、五四八名、經費一〇三三、四七二圓、資産七、五二三、九九二圓である。

育兒事業は近年保育事業其他の兒童保護事業の發達と財界不況の影響とにより一時一般的に經營困難を來たしてゐる。然るに昭和七年以來各方面に於て私設社會事業助成の途が講ぜられたのと救護法の實施とによつて經營難は一時的に稍緩和されたのであるが、救護法の實施後不具兒及精神薄弱兒が多く育兒院に委託せられる様になり育兒事業の上に新たな問題をなげかけてゐる。従來とても育兒院に於て收容保護中のものには可なりの缺陷兒があり、育兒事業の進歩發達の上から見ても又之等の兒童の保護教育の立場から云つても、是非適當な施設を設けて之を育兒院から分離せしめねばならぬこと

が主張せられてゐたにも拘らず、未だ實現するに至つてゐないが之は相當考慮せらるべき問題である。

年別育兒事業成績 資料 (第十六回社會事業統計要覽)

年次	施設数	收容人員	經費
昭和元年度	一一三	五、九三八	七五〇、一二四
同三年度	一一一	六、〇四〇	七八三、五一一
同四年度	一一〇	六、二五八	八一八、〇〇八
同五年度	一一〇	六、七二五	七四九、四九六
同六年度	一二四	六、七一一	六九七、七一八
同七年度	一二七	七、〇一五	七二二、二三〇
同九年度	一二九	七、五九六	八五〇、九四一
同十年度	一三一	七、八一三	一、〇四二、〇七一
同十二年度	一四	七、五四八	一、〇三三、四七二

二 貧兒教育

第十六回社會事業統計要覽によれば、昭和十二年三月末現

累年別兒童數

年次	總數	男	女
昭和元年度	一〇、六四八、二二一	五、五七三、三三〇	五、〇七四、八九一
同二年度	一一、二二二、三三三	五、六八八、六六五	五、五三三、六六八

第六章 母性並児童保護事業

在に於ては貧兒學校及夜學校の數は合計三五施設であつて、生徒數は三、九三四名、經費總額一四六、四〇四圓、資産九一四、四一一圓である。

子守學校は十五施設であり、生徒數三八六名、經費七、七八二圓、資産二九、八五三圓である。

勞働兒童教育施設は私設十二施設であり、その生徒數六七二名で經費七、七八二圓である。

三 兒童就學獎勵

(一) 兒童就學狀況

文部省調による昭和十三年度全國兒童數は總數一一、九七八、一九九人(内男六、二〇〇、〇七九人、女五、七七八、一一〇人)にして既に就學の始期に達したるものは一一、八〇八、〇二五人(内男五、九九〇、〇五四人、女五、八一七、九七一)である。

(文部省調)

既に就學の始期に達したるもの
(年度内四月一日に滿六歳)
以上滿十四歳にあるもの

未だ就學の始期に達せざるもの
(年度内四月二日以後)
滿六歳になるもの

性別	既に就學の始期に達したるもの	未だ就學の始期に達せざるもの
男	四、七〇、〇〇八	七、八一、〇九二
女	四、六八、七六八	七、〇一、九四一
合計	九、三八八、七七六	一四、八三〇、〇三三

二四九

第六章 母性並児童保護事業

同	三年度	二、三九八、七九九	五、七五三、九八一	四、九七九、六四七	四、七九一、四一〇	七九八、三三四	七九八、三三四
同	四年度	二、四九一、六六二	五、八〇〇、四四三	五、〇一八、一六三	四、八六三、六三三	八二二、三九三	七九五、六八五
同	五年度	二、七二七、五六一	五、九一九、六八八	五、一五三、八三三	四、九八〇、〇八九	八三三、九六六	七九七、七〇四
同	六年度	三、〇八二、三三三	六、一三三、七九三	五、三六九、〇八八	五、一三三、七〇六	八三三、七〇五	八三四、七〇四
同	七年度	三、四七二、一六二	六、三三二、一三三	五、四三三、一四四	五、三〇一、八四八	八六八、〇二二	八四八、一七九
同	八年度	三、七三二、三三二	六、四七二、八四一	五、五八九、一七五	五、四三三、三三七	八八八、六六六	八三八、一三三
同	九年度	三、九〇五、三三三	六、五〇〇、九七七	五、六五三、三九九	五、四九七、三九五	八八七、四〇八	八六七、二六〇
同	十年度	三、〇七五、一七九	六、六二八、一〇三	五、七五八、四二二	五、五九九、六六三	八六九、六七一	八四七、四四四
同	十一年度	三、三六二、三九七	六、七三三、八四三	五、八三三、四三六	五、六六〇、〇三三	九〇〇、四二七	八七九、五五九
同	十二年度	二、七三三、三三三	六、一〇八、四七九	五、九九〇、〇〇八	五、七三三、六六八	八八八、七九七	八七四、〇八八
同	十三年度	二、九七八、一九九	六、二〇〇、〇九九	五、七七八、一一〇	五、八七九、九七一	九三六、八八四	八七六、三三六

(二) 學齡兒童就學規程に依る就學獎勵

昭和五年十一月に於て従來の學齡兒童就學獎勵規程は、市町村をして貧困なる學齡兒童の獎勵事業を爲さしめ、又は貧困兒童就學獎勵を目的とする基礎鞏固なる公益團體に市町村が補助して事業を爲さしめ、而して就學獎勵費の支出範圍は教科書、學用品、被服、食料品其他生活費の一部又は全部を支辨又は給與することに限定せられ、現下の就學獎勵事業の發達と相伴はざる點あるに鑑み、文部省訓令第十六號を以て此の點を改正し、道府縣に於て國庫交付金の五分の一以内を支出し、就學獎勵事業を爲すことを認め、且つ従來は就學獎勵金の費途に付制限列舉主義を採りたるを改正して、貧困

の爲就學困難なる學齡兒童の就學を獎勵する各種の施設に對し廣く獎勵金を支出し得るの途を開き、又昭和八年十一月には文部省訓令第十九號を以て、總額の十分の一の範圍内に於て非常災害其他特別なる事情に因り、特に就學獎勵の必要ある道府縣に對し特別増加交付金を支出し得る途をも開いた。

國庫補助金の支出狀況及學齡兒童就學獎勵費支給狀況は左の如くである。

自昭和二十年度 各年度 五〇〇、〇〇〇圓
至同 十五年度 各年度 五〇〇、〇〇〇圓
昭和十六年度 五一〇、〇〇〇圓

學齡兒童就學獎勵費支給狀況

(道府縣、市町村、公益團體)

(文部省普通學務局初等教育課)

年 度	教科書		學用品		被服		食料	
	支給人員	金額	支給人員	金額	支給人員	金額	支給人員	金額
昭和二年	六、〇〇〇	三、七七八、七九九	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
三年	七、〇〇〇	四、七五三、九八一	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
四年	七、〇〇〇	五、八〇〇、四四三	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
五年	七、〇〇〇	五、九一九、六八八	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
六年	七、〇〇〇	六、一三三、七九三	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
七年	七、〇〇〇	六、三三二、一三三	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
八年	七、〇〇〇	六、四七二、八四一	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
九年	七、〇〇〇	六、五〇〇、九七七	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
十年	七、〇〇〇	六、六二八、一〇三	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
十一年	七、〇〇〇	六、七三三、八四三	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
十二年	七、〇〇〇	六、一〇八、四七九	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇
十三年	七、〇〇〇	六、二〇〇、〇九九	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇

第六章 母性並児童保護事業

(三) 就學獎勵團體

財團法人大里兒童育成會 東京市内に於ける小學校兒童の給食を行ふ外、その事業の一として昭和九年度より新に學資補助を開始した。昭和十五年には新に第五期生三十三名を社會の第一線に送り、第八期生三十二名を新に採用した。之に依り卒業生一四三名となり、現在生九一名であり、本年度學資補助額は九、九一五圓である。

財團法人兒童愛護會 關東震災府縣管内の兒童の保護を目的とするものであるが、其の一方として昭和二年四月より學資補助事業を開始した。而して補助を行ふべき兒童は、東京府及神奈川、千葉、埼玉、山梨の四縣内に居住するものにして、中等程度の實業教育を受けんとするも家庭貧困の爲通學し得ざるものである。

昭和十五年度に於ける學資被補助者は二二〇人で補助額九、〇一四圓五三錢、一人一ヶ月平均七圓一八錢である。

財團法人兒童愛護會學資補助狀況

年次	實人員	補助總額	平均
昭和三年度	七一	五、二四六・一二	七・一四
同 四年度	一〇九	八、五五六・九一	七・七九
同 五年度	一一〇	一〇、七九九・〇三	九・一九
同 六年度	一三八	一一、一七一・五六	七・一七
同 七年度	一七七	一一、七〇三・一三	八・六二

同 八年度	同 九年度	同 十年度	同 十一年度	同 十二年度	同 十三年度	同 十四年度	同 十五年度
一八五	二〇一	一六七	一五六	一四二	一一五	一一二	一二〇
一〇、五九三・八二	一一、一七二・七〇	九、六二二・五五	八、八二八・九五	八、〇一五・四〇	六、五五九・四四	八、〇六〇・二五	九、〇一四・五三
五・八五	五・九八	五・九三	六・〇一	五・六〇	五・八二	六・六八	七・一八

第五節 兒童虐待防止

昭和八年四月法律第四十號を以て公布された兒童虐待防止法は第一は、兒童を保護すべき責任ある者が兒童を虐待し又は著しく其の監護を怠りたる場合に於ては、地方長官をして兒童保護の責任ある者に對し訓戒を爲し又は其の監護につき條件を附することを得しむると共に、必要ある場合には兒童を親權者又は後見人に引渡し若は私人の家庭又は適當なる施設に委託することを得しめ、兒童の監護教養に付充分なる注意を加ふることとし、第二には地方長官をして輕業・曲馬又は戸々に就き若は道路に於て行ふ諸藝の演出若は物品の販賣其の他の業務及行爲にして、兒童の虐待に涉り又は之を誘發する虞あるものに付、必要ありと認むるときは兒童の使用を禁止し又は制限を爲し得ることとなつてゐる。尙其の保護處

分に要する費用の徴收及負擔並に罰則等に若干の必要なる規定を設けたるものであつて、昭和八年十月一日より施行された。

昭和十五年度法第二條の規定に依る保護處分兒童數は二〇五名、法第七條の規定に依る禁止制限の違反件數は二〇一件である。

(人口局母子課調)

昭和十五年度兒童虐待防止法實施狀況

年齢別	法第二條に依り保護處分を受けたる兒童數調 (一)				法第七條の規定に依る禁止制限の違反件數 (二)			
	第一項第一號處分 (訓戒)		同上第二號處分 (條件附監護)		第一項第一號處分 (訓戒)		同上第二號處分 (條件附監護)	
一歳未満	男	女	計	然らざるもの	親權者若くは後見人の虐待に係るもの	然らざるもの	計	計
一歳以上六歳未満	男	女	計	然らざるもの	親權者若くは後見人の虐待に係るもの	然らざるもの	計	計
六歳以上十四歳未満	男	女	計	然らざるもの	親權者若くは後見人の虐待に係るもの	然らざるもの	計	計
十四歳以上十五歳未満	男	女	計	然らざるもの	親權者若くは後見人の虐待に係るもの	然らざるもの	計	計
計	八六	六六	一五二	六	二六	一〇	三六	三六

石川	富山	新潟	神奈川	東京	千葉	埼玉	群馬	栃木	茨城	福島	山形	秋田	宮城	岩手
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七	八七
二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二五
六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七
六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇

鳥根	鳥取	和歌山	奈良	兵庫	大阪	京都	滋賀	三重	愛知	静岡	岐阜	長野	山梨	福井
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六	四六
一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三	五三
三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三

沖繩	鹿児島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	高知	愛媛	香川	徳島	山口	広島	岡山
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男
六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五	六五
一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七	六七
六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇	六〇

同十五年	同十二年	同十年	同九年	同八年	同七年	同六年	同五年	同三年	同二年	昭和元年
七、六六一	二五、三六六	八、七二〇	八、四七七	八、三〇九	一〇、一三〇	八、五八三	八、七二〇	一〇、一四一	九、七二八	九、四五八
六、二一三	六、八一三	六、五七四	六、五〇一	七、六〇七	六、八〇九	六、八一	八、〇一四	七、六七七	七、三一〇	七、三〇八

備考 空欄は報告書未着
計 女男 四、四〇九 三、四三九 六、八四八 五、三三三
視察人員

(二) 少年教護院
第六十四議會を通過した少年教護法は昭和八年五月五日法律第五十五號を以て公布せられ、實施の時期が残されてゐたが、昭和九年九月二十九日少年教護法施行令其他關係法規が公布せられて同年十月十日より實施せられた。従つて從來の國立並道府縣立感化院は同法により設置したる少年教護院と看做され、代用感化院は同法の認可をうけたる少年教護院と

看做されることになつた。昭和十六年十二月十五日現在に於ける少年教護院總數は五一施設、收容定員一、九三一人、經費一、一五四、三七五圓である。少年鑑別機關は一五施設、經費二五、四七三圓である。

昭和十四年末現在の少年教護院在院者は國立一三八名（昭和十六年六月一日現在）、道府縣立院外七八三名、院内一、八二三名、計二、六〇六名、認可は院外一三名、院内一八五名計一九八名である。

昭和十六年度少年教護院（人口局母子課調）

施設數	收容定員	經費
國立	一〇五人	四、一三三
道府縣立	二、五五七	九八、〇八二
認可	三	二八、〇九四
計	二、六六五	一、一三四、三七五
少年鑑別機關	一五	二五、四七三

備考 國立は昭和十六年六月一日

(三) 少年教護委員

昭和十五年度少年教護委員は委員定數一七、五二七人、委員現在數一六、四九六人、委員設置市町村數五、三八四、委員未設置市町村數四、六一〇である。

昭和十五年度少年教護委員數

資料（厚生省人口局母子保護の重要性に就て）

府縣	定員數	現在員數	委員設置市町村數	委員未設置市町村數	計	備考
北海道	一〇〇人	一〇〇人	四	三	三七	
青森	一〇〇	一〇〇	一	一	一六	
岩手	一〇〇	一〇〇	一	一	三七	
宮城	一〇〇	一〇〇	一	一	三三	
秋田	一〇〇	一〇〇	一	一	三三	
山形	一〇〇	一〇〇	一	一	三三	
福島	一〇〇	一〇〇	一	一	三三	
茨城	一〇〇	一〇〇	一	一	三三	
栃木	一〇〇	一〇〇	一	一	三三	
群馬	一〇〇	一〇〇	一	一	三三	
埼玉	一〇〇	一〇〇	一	一	三三	
千葉	一〇〇	一〇〇	一	一	三三	
東京	一〇〇	一〇〇	一	一	三三	大島、八丈、小笠原支廳内を含まず
神奈川	一〇〇	一〇〇	一	一	三三	
新潟	一〇〇	一〇〇	一	一	三三	
富山	一〇〇	一〇〇	一	一	三三	
石川	一〇〇	一〇〇	一	一	三三	
福井	一〇〇	一〇〇	一	一	三三	
山梨	一〇〇	一〇〇	一	一	三三	
計	一七、五二七	一六、四九六	五、三八四	四、六一〇	九、九九四	

府縣	定員數	現在員數	委員設置市町村數	委員未設置市町村數	計
佐賀	一七	一七	一	一	一五
長崎	九	九	一	一	一六
熊本	一三	一三	一	一	三四
大分	二	二	一	一	三
宮崎	二	二	一	一	三
鹿兒島	一〇	一〇	一	一	一六
沖縄	四	四	一	一	三
計	一七、五二七	一六、四九六	五、三八四	四、六一〇	九、九九四

備考 一、括弧は婦人少年教護委員の再掲數
二、千葉縣報告未着に付昭和十四年度に依る

第七節 異常児童保護

一 盲啞教育

昭和十五年度に於ける盲學校、聾啞學校數は公立七五校、私立四五校、合計一二〇校、之が生徒數は一、二、二五三人である。尙公私立別學校數及生徒數並に教員數は左の如くである。

公立	私立	計
公立	私立	計
七五	四五	一二〇
一、二、二五	一、二、二五	一、二、二五
一、二、二五	一、二、二五	一、二、二五

府縣	定員數	現在員數	委員設置市町村數	委員未設置市町村數	計
長野	一〇〇	一〇〇	一	一	三三
岐阜	一〇〇	一〇〇	一	一	三三
静岡	一〇〇	一〇〇	一	一	三三
愛知	一〇〇	一〇〇	一	一	三三
三重	一〇〇	一〇〇	一	一	三三
滋賀	一〇〇	一〇〇	一	一	三三
京都	一〇〇	一〇〇	一	一	三三
大阪	一〇〇	一〇〇	一	一	三三
兵庫	一〇〇	一〇〇	一	一	三三
奈良	一〇〇	一〇〇	一	一	三三
和歌山	一〇〇	一〇〇	一	一	三三
鳥取	一〇〇	一〇〇	一	一	三三
島根	一〇〇	一〇〇	一	一	三三
岡山	一〇〇	一〇〇	一	一	三三
広島	一〇〇	一〇〇	一	一	三三
山口	一〇〇	一〇〇	一	一	三三
徳島	一〇〇	一〇〇	一	一	三三
香川	一〇〇	一〇〇	一	一	三三
愛媛	一〇〇	一〇〇	一	一	三三
高知	一〇〇	一〇〇	一	一	三三
福岡	一〇〇	一〇〇	一	一	三三
計	一七、五二七	一六、四九六	五、三八四	四、六一〇	九、九九四

盲學校、聾啞學校數及生徒數

(盲學校及聾啞學校令に依らざるものを含む)
昭和十五年五月現在

(文部省普通學務局)
初等教育課調

校 種	公 立		私 立		計
	府縣立	市立	町立	私立	
盲 校	六六	八	一	四五	一二〇
聾 校				三、九八三	三、九八三
聾啞校				六、〇八四	六、〇八四
計				一、三八二	一、三八二
生徒數				八〇四	八〇四
計				五、三六五	五、三六五
計				六、八八八	六、八八八

盲聾啞學校教員數(昭和十五年五月現在)

(文部省普通學務局)
初等教育課調

學 校 別	専 任		兼 任		合 計
	人	名	人	名	
合 計	一、三七三	一	一九六	一	一、五六九
盲 校	四一	一	一一二	一	五二三
聾 校	五二九	一	五五	一	五八四
聾啞校	四三三	一	二九	一	四六二

學資補助者數及補助平均月額

(昭和十五年五月現在)

全 國 學 資 被 補 助 者 總 數	同 上 數 に よ る 補 助 總 年 額		一 人 當 補 助 平 均 月 額	
	人	名	円	円
一、七三四	六一、三〇六	〇〇	一〇・二二	

全 國 學 資 被 補 助 者 總 數

同 上 數 に よ る 補 助 總 年 額

一 人 當 補 助 平 均 月 額

一、七六五	六〇、八九三	〇九	七・八四
-------	--------	----	------

昭和十五年度に於ける盲學校及聾啞學校經費は公立一、四二二、六八七圓九六錢、私立二九八、三九二圓三四錢、合計

一、七二二、〇八〇圓三〇錢である。

昭和十五年度盲學校及聾啞學校經費

(盲學校及聾啞學校令に依らざるものを含む) (文部省普通學務局初等教育課調)

年 度	公 立		私 立		計
	經常費	臨時費	經常費	臨時費	
昭和十五年度	一、四八八、六九・六	四、〇五八・〇〇	一、四三三、六八七・六	二八五、一六四・四	三、三三八・〇〇
昭和十四年度	八、四八四	一、〇一一	三、一一一	四、一二二	一、二四二
昭和十三年度					三、一一〇
昭和十二年度					四、三六二
昭和十一年度					一五、〇〇〇
昭和十年度					三、四四

盲聾兒童就學狀況並國庫補助金

(文部省普通學務局初等教育課調)

盲聾兒童就學獎勵 盲聾兒童の就學費は一般兒童に比し著しく多額を要するに、其の家庭は概ね貧困にして益々其の就學を困難ならしめ、之が爲に該兒童の就學率は極めて不良(盲兒四一%、聾啞四五%)の實情にある。依て昭和十五年度より盲聾兒童就學獎勵費一萬五千圓を道府縣に交付し、道府

縣は本交付金に相當の道府縣支出金を加へ盲聾者たる學齡兒童中の未就學者に對し教科書、學用品、被服等の現品支給及通學費、寄宿舎費を支給して之が就學率の向上を圖るつてゐる。

二 吃音矯正

第十六回社會事業統計要覽によれば昭和十三年三月末現在吃音矯正施設は樂石社、東京正聲學院、京都吃音矯正學院、樂石社福島支部の四施設であり總て私設である。その事業狀況は矯正人員二、八二八名、經費二三、二〇六圓、資産六四、三七六圓、職員三〇名である。

三 精神薄弱兒童保護

厚生省社會局兒童課調(虛弱兒童の項参照)によれば、精神薄弱兒の割合は學童につきみるに四ヶ村平均五・八%であり、從來の推定數約二乃至三%に比し遙に高率を示してゐる。智能指數別に見れば、智能指數〇乃至二五のもの二・六%、二六乃至五〇のもの八・九%、五一乃至六〇のもの二九・六%

%、六一乃至七〇のもの五八・七%にて之を其の處置方法に就てみれば、補助學級に編入するを適當と認めらるゝもの七九・三%、特殊施設に收容するを適當と認めらるゝもの二〇・六%である。

精神薄弱兒收容施設は人口局母子課昭和十六年十一月調によれば十二施設である。その收容定員は四六五名である。

精神薄弱兒收容施設(昭和十六年十一月調)(人口局母子課調)

施設名	收容定員
財團法人瀧乃川學園	九〇
白川學園	三〇
桃花塾	五〇
財團法人藤倉學園	七〇
三田谷治療教育院	三〇
八幡學園	五〇
小金井學園	一五
六方學園	三五
淺草寺カルナ學園	三五
島村塾	三〇
京都市洛北兒童園	一
筑波學園	三〇
計 十二施設	四六五

四 肢體不自由兒保護

厚生省社會局兒童課調(虛弱兒童の項参照)によれば肢體不自由兒の割合は四ヶ村平均〇・八%で、肢體不自由兒は昭和八年度の壯丁検査に表はれた畸形不具者の割合一%に比し稍々少く、昭和八年東京市五區の畸形不具者調査に於ける小學校兒童の〇・七八%に近似してゐる。肢體不自由兒の處置方法に付ては、クリュツベルハイムに收容して整形外科的處置と特殊治療教育を施すを適當と認めらるゝもの四五・六%、治療を要するもの四七・八%、治療不能又は不要なるもの六・五%であつた。

肢體不自由兒保護施設 (昭和十二年) (人口局母子課調)

名 稱	收容定員
柏學園	一五
東京市立光明學校(本校)	一〇〇
同 (分校)	五〇
東星學園	二五
計 四施設	一九〇

第七章 勞働保護事業

第一節 勞務需給調整事業

第七十三議會を通過せる國家總動員法は平戰時國民生活の各般に互り極めて廣範圍に且つ徹底的に統制し得ることを規定せるものであるが、現在我國の勞務動員態勢は國家總動員法の勞務關係條項の次々の發動によつて着々強化されて來たのである。今其の内容を極めて簡単に要約すれば次の如くである。

一 勞務の調査

(一) 勞務動態調査

我が國の勞務配置状況を全面的に迅速に知悉する爲に資源調査法に基く勞務動態調査規則(昭和十四年十一月二十八日厚生省令第三十八號)によつて毎年二回三月末日及び九月末日現在、全國の全雇傭主につきその被傭者全部の現在員數、移動状況等を調査してゐる。

(二) 國民登錄

國家總動員法第二十一條に基いて公布された國民職業能力申告令(昭和十四年一月七日勅令第五號)によつて行はれるものであるが、尙特別の登錄については、醫療關係者職業能

力申告令、船員職業能力申告令、獸醫師職業能力申告令がある。國民登錄は、始め有技能者の登録のみ行はれたが、昭和十五年十月十九日勅令第六百七十三號により青年の登録をも行ふこととなつた。有技能者登録は、本令施行地内に居住する年齢十六年以上五十年未満の男子たる帝國臣民であつて、夫々所定の職業指導所に氏名、居住の場所、兵役關係、學歷、現在從事してゐる職業、就業の場所、その他各般の事項につき登録することを要することゝされてゐる。更にその申告された技能程度を國民職業能力検査規則(昭和十五年六月十八日厚生省令第二十七號)により檢定することが出来る。青年國民登録は年齢十六年以上徴兵適齡未満の男子は有技能者としての要申告者と徴兵猶豫を受ける學校に在學中の者とを除き、すべて毎年一回九月末日現在で申告を爲すことゝされてゐる。

二 勞務手帳制度

國民勞務手帳法(昭和十六年三月七日法律第四十八號)により年齢十四年以上六十年未満の男子であつて、工業、鑛業、土木建築業、交通運輸業、貨物取扱業及通信事業に使用される一定の技術者及び勞務者たる者は、すべて政府の發行する國民勞務手帳を受有することゝされてゐる。然して從業者は手帳を提出しない限り本法適用事業に使用されることができ

す又使用主もこれを提出した者でなければ従業者として使用することが出来ないものである。これによつて労働者の不当な移動を防止してゐる。尚上述の國民登録の要申告者で本法の適用を受けるものについては、職業能力申告手帳をもつて國民勞務手帳と看做される。

三 勞務配置

(一) 職業紹介並職業指導

(イ) 國民職業指導所

滿洲事變を契機として、わが國の産業は重工業部門を中心として著るしい發展を示し、それに伴つて勞務の需要が増大して來た。又今次の事變勃發以來、軍需産業、生産力擴充關係の産業において著しい躍進を示し、これに要する勞務者もまた多數に上ることになつて來た。かゝる事態に對應して、職業紹介所の機構の擴充整備が要請せられるに至つたので職業紹介法を改正して、市町村營の職業紹介所を廢止して國營の職業紹介所を配置すると共にその内容を一新し、これによつて職業紹介所は、勞務需給の調整の第一線機關として、その任務は失業の救済から勞務の調整へと一轉し、その使命はますゝ重要性を加へて來た。即ち政府において設定した勞務動員計畫に呼應して、職業紹介所はこの勞務動員の實施機關として重責を果しつゝあつたのである。以上の如く職業紹介

介事業は「勞務の適正なる配置を圖る」ことを目標として運営されてゐたのであるから、單に人を求める者と職を求める者との間に立つて就職の斡旋をするといふ消極的なものでなく、苟くも國民の一人々々が職業に従事し、國家の活動の一部門を擔當して職域奉公の誠を致すにあたり、諸般の事情を考慮して、これを指導する意圖の下に、各般の業務運営をなしてゐたのであるが、昭和十六年二月一日より名稱を國民職業指導所と改め、名實共に國民の職業指導を擔當するものなることを明瞭にされた。斯くして、その機構を刷新整備して、從來職業紹介所で取扱はれてゐた職業紹介、國民登録、従業者の移動防止、青少年の雇入制限等に萬全を期することとなつたのである。

次に中小商工業部門において、勞務が相當過剩となることが豫測される時に、これを緊要な部門に轉換せしむるため、指導斡旋することは又國民職業指導所に課せられた重大な責務である。これがため主として市部に設置されてゐる國民職業指導所には、職業轉換指導の専任職員が民間から起用され、又個々の業者並にその従業者について、轉業の相談、指導に當るために、市部並に必要な場合には町村の地域に職業指導員が置かれることになつた。この職業指導員は、社會事業における方面委員の如きで民間の産業經濟事情等に明るく、且つ熱意ある人が地方長官から任命され、常時國民職業指導所

と聯絡し、擔當区域内の要職業轉換者の相談相手となつて活動するものである。

各地方を一丸とした中小商工業者等の職業轉換指導対策の企畫運営はそれ／＼各道府縣廳及びそこに設けられてゐる官民合同の轉業對策協議會において行はれ、又同業組合等の團體を對象とした指導は主として道府縣廳で行はれるのである。併し乍ら、例へば企業の間合同整理等の問題が道府縣で解決された後、そのうち、具體的に何人かが職業の轉換をなすことになつた場合には、その指導は國民職業指導所の活動に任されることになるのである。國民職業指導所は、常に時局産業部門をはじめ、各方面から多數の求人を受けてゐるのであるから、要職業轉換者の經歷、年齢、身體、家庭等の諸事情並に本人の希望等を考慮し、適當な就職を斡旋することになるのである。或る場合には軍需工場の一勞務者として、人生の再出發をしなければならぬことも想像される。また國民職業指導所に附設されてゐる職業補導所に入所して、機械工や事務員としての技能を身につける場合、或ひは大陸の開拓に進むことなども考へられるのである。若くは適當な職業轉換を期するために、國民勤勞訓練所に入所して訓練を受けるやうになることもある。この場合國民職業指導所は能ふ限りの活動をして、要職業轉換者の人々が職業を通じ國家に對し奉公が出來得るやうに努めてゐる。

國民職業指導所數

(昭和十六年十一月八日現在)

(厚生省職業局調)

北	青	岩	宮	秋	山	福	茨	栃	群	埼	千	東	神	新	富	石	福	山	長	岐	靜
海	道	手	城	田	形	島	城	木	馬	玉	葉	京	川	湯	山	川	井	梨	野	阜	岡

一	八	九	七	八	八	九	九	七	一	〇	九	四	七	二	四	五	五	五	一	七	〇
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

愛知 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀 熊本 大分 宮崎 鹿兒島

一〇七九一一八五一五七五六八〇一一六三七四四八六五八九

沖 計 三

(口) 職業紹介

労務配置の各種の方法の中、最も主要な職業紹介は上述の如く國家統制の下に立つこととなつたが、職業紹介は、求人側たる各産業と求職側たる労務給源とにつき、夫々その特性に基いて取扱方法が定められてゐる。

一般職業紹介 大正十二年職業紹介事務局開設當時に於ては、三十一萬餘人を就職せしめたるに過ぎざりしが、其の後職業紹介機關の整備さるゝに伴ひ漸次増加し昭和十一年には八十一萬餘人を就職せしめ其の就職率も四六%を示した。其の後昭和十一年九月職業紹介事務局を廢止して、職業紹介所の聯絡統一並監督を内務大臣及地方長官に移管し、諸般の行政と共に総合的に運営せしむることとなつてより其の進展に一層見るべきものがある。更に昭和十三年七月改正職業紹介法が實施せられ、國營職業紹介所の設置せらるゝに及び一段と良好なる成績を收めつゝある。

大正十二年以降の職業紹介成績を概観すれば、昭和八年迄は失業状況深刻を極め常に求職者の殺到を見たが、昭和九年よりは各種産業の殷賑に伴ひ、求人超過を示し、特に支那事變勃發以來軍需勞務要員、生産力擴充計畫、産業勞務要員等時局産業關係求人への激増に伴ひ此の傾向は益々顯著となりつ

ある。
尙昭和十五年中に於ける取扱数は求人数三、八〇五、九六六人、求職者數二、〇二六、九〇七人、就職者數一、四七四、七〇

一般職業紹介成績

(厚生省職業局調)

年 別	求 人 數		計	求 職 者 數		計	就 職 者 數		計
	男	女		男	女		男	女	
大正十二年	六七四、八〇九	一四三、六二八	八二七、四三七	四六、三一七	七〇、四三六	一一六、七五三	三三、五五〇	一三三	
同十三年	八八六、一五九	二〇九、四〇八	一、〇九五、五六七	八二、七五五	九七、三三六	一八〇、〇九一	四四、三六三	一六一	
同十四年	六八二、三〇一	一七一、六四八	八五三、九四九	九三、一五九	一一〇、七七一	二〇三、八七六	二八、五九八	一七〇	
昭和元年	五六四、七九四	一六四、九三六	七二九、七三〇	九四、〇九六	七九、〇六六	一七三、一六二	四三、四八九	一八〇	
同二年	四六四、〇〇〇	一六〇、四七〇	六二四、四七〇	二四、七八八	七九、六六一	一〇四、四四五	三三、五三三	一三六	
同三年	四八九、三三四	一〇一、〇一一	六九〇、三四五	二九、一三五	七五、〇七二	一〇四、二四五	三三、五三三	一三六	
同四年	四八五、九九九	二四、四七三	五一〇、四七二	七〇、九三三	八二、四九一	一五三、四二四	三三、五三三	一三六	
同五年	五五一、二三四	三三、四七六	五八四、七一〇	二八、六九八	一一、六一一	四〇、二六九	三三、五三三	一三六	
同六年	六四八、三三八	四八、五九三	六九六、九八一	四七、七九七	一、三六一	四九、一六八	三三、五三三	一三六	
同七年	六六八、六三三	五八、八〇五	七二七、四三八	四七、七九七	一、三六一	四九、一六八	三三、五三三	一三六	
同八年	八〇八、〇八六	六四、九三三	八七三、〇一九	五〇、一七八	一、五九八	五一、七八六	三三、五三三	一三六	
同九年	九五六、〇八九	八三、七九三	一、〇三九、八八二	五〇、一七八	一、五九八	五一、七八六	三三、五三三	一三六	
同十年	一、〇一〇、〇一〇	八四、九三三	一、〇九四、九四三	五〇、一七八	一、五九八	五一、七八六	三三、五三三	一三六	
同十一年	一、三三三、九四六	九四、三三三	一、四二八、二七九	五九、三三七	一、七七八	六〇、〇六六	三三、五三三	一三六	
同十二年	一、七三三、四七七	一〇四、六三三	一、八三八、〇一〇	五九、三三七	一、七七八	六〇、〇六六	三三、五三三	一三六	
同十三年	二、一〇〇、八九五	九八、八二八	二、一九八、七二三	五九、三三七	一、七七八	六〇、〇六六	三三、五三三	一三六	

同十四年	二、四〇、七七一	一、四九、七九四	三、六九、〇五五	一、四三、一三三	五、五、四〇〇	一、九八、六三三	八、三、八三八	三、〇五、二四四	一、一八、一三三	三、四八
同十五年	三、五九、〇四〇	一、三三、九三六	三、八五、〇九六	一、四〇、〇五七	五、九、三九〇	二、〇六、〇九七	一、〇一、〇三三	四、九、九七一	一、四四、七〇四	五、六九
同十六年 (一月一九月)	一、七五、七六八	八〇、〇四四	二、五二、四三三	一、三三、四七七	三、二、五〇六	一、七五、四三三	九、八、〇三六	四、六、六六九	一、四四、七〇五	三、七六

日備労働紹介成績

(厚生省職業局調)

年別	求人数	求職者数	就業者数
大正十二年	一、二五八、一四八	一、三三八、六八八	一、〇六一、〇四七
同十三年	一、三三三、六七三	一、五五五、四九六	一、二六五、七三三
同十四年	一、二八二、〇三六	一、六〇〇、四九六	一、二七〇、七七一
昭和元年	二、五三三、一七七	二、七三三、三三四	二、四七七、七四六
同二年	二、三三六、三三二	二、七五三、六四三	二、三三三、四七一
同三年	二、九七七、三〇八	三、三三三、三三七	二、九七三、三三三
同四年	三、〇一五、一九五	三、四三三、三三七	三、〇一〇、三三〇
同五年	五、一八六、三三三	六、一七四、九三三	五、一三三、一三〇
同六年	二、一六二、六五〇	二、四九六、六九二	二、一四八、一八八
同七年	三、八〇〇、三九九	四、三九一、三三二	三、七七八、一〇三
同八年	二、八九七、一四三	三、〇一四、三三三	二、六七七、一五九
同九年	四、五八六、三九六	五、一八三、三三三	四、三七一、三三三
同十年	三、三九八、七一一	四、四三三、七三〇	三、八六七、三九五
同十一年	二、三五一、一三六	三、六六六、八三七	三、二七〇、六六〇
同十二年	一、〇五九、七九九	二、三〇七、九三〇	一、〇一六、〇六一
同十三年	九、一七七、九四四	八、九二一、〇九九	八、三九一、五九九
同十四年	八、七四四、六八八	七、七三九、三三三	七、四三六、九九四
同十五年	九、七五七、七五五	八、四六七、六九二	八、三二一、八七五

同十六年自一月至九月

七、六八、九九七

六、七八、〇四四

六、五三、八三三

國民學校修了者職業紹介 國民學校修了者の職業紹介に關しては、特に職業指導の立場より慎重なる取扱を必要とするは固よりの所であるが、此の國民學校修了者は勞務動員實施上新規給源として重要な地位を占むる實情に鑑み、屢次通牒を發し國民學校と相提携し國民職業指導所に依る之が一元的紹介斡旋に努め來つた。而して此の國民學校修了者の就職斡旋数は、昭和五年以降同十三年に至る間に於ては毎年概ね七萬八千人以下に過ぎなかつたが、昭和十三年國民職業指導所の國營移管に伴ひ厚生、文部兩省より職業指導に關する訓令を發し、學校と職業紹介機關との有機的なる聯絡の下に修了者の就かんとする職業をして國家の要望に適合せしむる様強力なる指導を加へたる處、昭和十四年には十八萬一千人、翌十五年には求人割當制に依る取扱方法の強化に伴ひ其の數は一躍三十三萬三千人となり、更に昭和十六年三月修了者は五月末日現在に於て三十四萬二千人の多數にして之等の者は能ふ限り勞務動員産業方面へ就職せしむる様努めつゝある。然し乍ら此の三十四萬二千人は就職者總數五十萬人に比すれ

ば尙相當の開きが在り、爾餘のものは縁故其他に依り殆ど其の大半は不急産業部門に就職せるものと考へられる。因つて勞務需給調整上より斯くの如き勞務配置を是正し、之が適正を期する爲今回勞務調整令を公布し、昭和十七年三月以降國民學校修了者の雇入及就職に付ては原則として國民職業指導所の紹介に依らしむることとし、其の就職先は時局下重要な方面に限定し、且つ就職兒童の身體並に智能等に付ても學校及官公私の醫療施設の援助を得て之が詳細なる檢診、検査を實施し其の適材配置に遺憾なきを期しつゝある。

國民學校修了者職業紹介成績

(厚生省職業局調)

年別	求人数	求職者数	就職者数	就業者数	就職率
昭和五年	六八、九五七	四六、六九九	一六、六九五	六、六	三三%
同六年	七六、九四四	五三、五七七	二〇、四九八	六、七	三六%
同七年	八七、一八六	五八、八九〇	三三、九七八	四、〇	三九%
同八年	一〇一、〇七三	六六、〇三三	三六、〇〇七	三、九	四〇%
同九年	一三三、四三九	七七、一〇四	三二、七三三	四、一	四二%
同十年	一七八、四八四	九四、四七一	四三、六六二	四、五	四八%
同十一年	二〇〇、〇六一	一〇一、一四六	四七、八三六	五、一	五〇%

無料職業紹介事業状況

(厚生省職業局調)

年別	求人数		求職者数		就職者数		日備労働者数
	男	女	男	女	男	女	
昭和十四年	四、四三〇	一、九三三	二、四〇三	一、〇六五	六、〇七二	一、〇七三	一、〇七三
昭和十五年	四、四三〇	一、九三三	二、四〇三	一、〇六五	六、〇七二	一、〇七三	一、〇七三
昭和十六年	四、四三〇	一、九三三	二、四〇三	一、〇六五	六、〇七二	一、〇七三	一、〇七三

(ハ) 其の他の職業紹介

職業紹介事業を國家において掌握した結果、從來から民間において行はれて來た無料職業紹介事業及び營利職業紹介事業は、無料職業紹介事業規則(昭和十三年六月二十九日厚生省令第十六號)及び營利職業紹介事業規則(昭和十三年六月二十九日厚生省令第十七號)によりその新設を認めないこととされてゐる。又これに類似した性質を有する勞務供給事業及勞務者募集も勞務供給事業規則(昭和十三年六月二十九日厚生省令第十八號)及勞務者募集規則(昭和十五年十一月十五日厚生省令第五十號)により種々の規制を受けることゝされた。

湯屋従業人	三	三、四〇二	一七、五二
其の他	一四二	二、七六	一七、七五
料理人	八	四〇五	一四、六四
大工	元	六二六	一四、五二
店員	八	六	八、三六四
左官	三	四	四、三三
計	四、〇三六	一、一、〇〇六	三三、三三、〇〇〇

(二) 従業者の移動防止

労働需要の激増は必然労働者の引拔争奪や移動を誘發する。この事は軍需産業を始めとし各種の國家的産業の生産上非常な支障を生ずる爲、國家總動員法第六條に基き従業者雇入制限令(昭和十四年三月三十一日勅令第二百二十六號)が公布され、従業者の移動を防止してゐたが、事態は更に強力な移動防止の方途を必要とすることとなり、新たに従業者移動防止令(昭和十五年十一月八日勅令第七百五十號)が公布され、前の勅令は廢止された。移動防止令の規制の對象となる従業者即ち指定従業者は、年齢十四年以上六十年未満の男子であつて、特定の事業を行ふ工場事業場等における労働者若くはその前歴者又は一定の技術者若くはその前歴者である。工場事業場で使用するため雇入れようとする者が指定従業者であるときは、國民職業指導所長の認可を受けなければこれを雇入れることはできないのであつて、たゞ國民職業指導所長

の紹介により雇入れる場合、又は現在若くは従前の使用主の雇入同意書の交付を受けたものである場合には認可を必要としない。なほ、本令では他人を雇備しようとする場合には豫めその者が指定従業者であるか否かを確認する義務があるものとされ、又指定従業者が雇入れられようとする場合にはその前歴に關する事項を國民職業指導所長に報告すべきものとされ移動防止の徹底を期してゐる。

(三) 青少年の雇入制限

青少年労働者の配置については、國家總動員法第六條に基いて青少年雇入制限令(昭和十五年二月一日勅令第三十六號)が公布されてゐる。本令の對象となる者は一定の例外を除き、年齢十二歳以上三十年未満の男子青少年又は年齢十二年以上二十年未満の女子青少年である。男子青少年を雇入れることは、昭和十四年末現在の雇備男子青少年員數の七割以下に員數が減少した場合に、七割に至るまで認められる。たゞ重要な時局産業として指定されてゐる事業を営む者が、男子青少年の雇入につき地方長官の認可を受けてゐる場合とか、特に國民職業指導所長の認可を受けてゐる場合等には雇入が出来る。女子青少年についても、特定の業務への雇入は七割に制限され、たゞ國民職業指導所長の認可を受けた場合等には雇入が認められる。

(四) 國民徵用

労働動員が國民職業指導所の職業紹介、その他募集の形によりその目的を達し得る場合には問題はないが、労働が逼迫して來るとその目的を達し得ない虞れがある。故に國家總動員法第四條に基いて國民徵用令(昭和十四年七月八日勅令第四百五十一號)が制定されてゐる。本令は始め國の行ふ總動員業務に従事せしめるために國民職業能力申告令の要申告者中から徵用を行ふものとされてゐたのであるが、昭和十五年十月十九日勅令第六百七十四號により改正され、工場事業場管理令により政府の管理する工場事業場、その他の施設において行ふ管理の目的たる總動員業務に従事せしめるためにも徵用を行ひ得ることとされ、また軍事上特に必要ある場合には前述の要申告者以外の者をも徵用し得ることとなり、その適用範囲は著しく擴大されることとなつたのである。尙船員については船員徵用令が昭和十五年十月二十一日勅令第六八七號を以て公布されてゐる。醫療關係者徵用令は昭和十六年十二月十六日勅令第千三百三十一號を以て公布即日實施されてゐる。

(五) 學校卒業者の使用制限

労働拂底の中でも最も不足を告げてゐるものは技術者及び幹部職工である。そこで、これ等技術者の給源とも謂ふべき工礦關係の學校卒業者の使用を事業主の自由に委すことなく、國策遂行上最も必要とする部面にこれを配置する爲、國

家總動員法第六條に基く學校卒業者使用制限令(昭和十三年八月二十四日勅令第五百九十九號)が制定されてゐる。本令の對象となるものは厚生大臣の指定した大學、専門學校、實業學校、各種學校で、工礦業關係の所定の學科を修めその學校を卒業する者である。この卒業者を使用しようとする者は各年の使用員數につき學校程度及び學科別に厚生大臣の認可を受けることを要するのである。尙學校卒業者は外地のみならず、滿洲國、支那においても使用されてゐる現狀に鑑み、卒業者の配當は日滿支間に合理的に行はれるやうに措置が講ぜられてゐる。

(六) 國民勤勞報國制度

時局下において國民皆働の體制を整備し、國民すべての勞務を最も有効適切に活用することに努めることは眞に緊要なことといはなければならぬ。即ち勤勞報國の氣風を一層振作し國民の覺悟を新たにしてその勞務を現下緊要な部面に動員し、斯くして國民のすべてが國家總動員に協力する態勢を整へる必要がある。現在我が國の勞務の需給は極めて逼迫して、政府の各種の勞務對策だけでは所要勞務の確保を圖り得ない状態である。斯かる事態に對處し、緊要な産業部門における作業の中で比較的熟練を要せず、而も臨時的なものには、國民の勤勞報國によつて其の勞力不足を補ふことは極めて適切である。更に又從來各地において、學校その他の各種

團體或いは國民職業指導所において、夫々勤勞報國隊を結成して勤勞報國に邁進して來たが、これ等の全國的な綜合調整を圖ることは一段とその能率を増進させ、勞務の有効適切な活用を促進し、眞に國民全體が國家總動員に協力する所以である爲、政府では昭和十六年九月十一日の國家總動員審議會に諮問の上、國家總動員法第五條の規定に基き國民勤勞報國協力令（昭和十六年十一月二十二日勅令第九百九十五號）を制定し十二月一日より施行された。本令の對象となるものは帝國臣民のうちで、男子は滿十四歳以上四十歳未滿の者、女子は滿十四歳以上二十五歳未滿の者としてゐるが、たゞ女子についてはわが國の國民生活の實情に鑑み、妻又は届出をしなくとも事實上婚姻關係と同様の事情にある内縁の妻は除かれてゐる。尙其他例外がある。國民勤勞報國隊による協力は國、地方公共團體又は厚生大臣若しくは地方長官の指定する者の行ふ命令をもつて定める總動員業務につきこれを爲さしめることゝされてゐる。

(四) 技能者の養成

近代戰の機械化とこれに伴ふ産業の高度化に因り技能者の養成の必要が緊急の問題である。故に政府に於ては國家總動員法第二十二條に基き學校技能者養成令（昭和十四年三月三十一日勅令第一三〇號）工場事業場技能者養成令（昭和十四年三月三十一日勅令第一三一號）船舶運航技能者養成令（昭和十四年十一月二十一日勅令第七八〇號）を公布し、この點については技術關係の學校や施設の増設擴充を行つてゐる。

和十四年十一月二十一日勅令第七八〇號）を公布し、この點については技術關係の學校や施設の増設擴充を行つてゐる。工場事業場の勞務者の中から檢定の方法によつて技術者たるの能力を有する者を發見し、以つて技術者不足緩和の一方途たらしめると共に、職工を技術者に登用する途を國家的に開き、一般勞務者の技術向上の一助たらしめる爲機械技術者檢定令（昭和十六年五月三十一日勅令第六百四十四號）が公布されてゐる。尙機械工の再教育施設としては東京、大阪、愛知、福岡の四府縣に設けられてゐるが、昭和十六年から更に神奈川、兵庫、廣島の三縣にも設置を見ることゝなつてゐる。本施設は、機械關係經驗職工中において現に五箇年以上當該業務に従事する年齢二十一歳以上の男子で使用者の推薦した者の中から地方長官が銓衡して入所せしめるものと、工場等における幹部職工、殊に工場事業場技能者養成令による技能者養成所の養成指導員たるに必要な知識技能を再教育することを目的とし、養成期間は六個月である。

以上の如く支那事變勃發以來、政府では軍需その他緊要部門の勞務を確保するため、國家總動員法を次ぎ／＼に發動して、學校卒業生使用制限令、國民職業能力申告令、國民徵用令、青少年雇入制限令、從業者移動防止令等の勅令を制定實施して、勞務動員の完遂に邁進して來たが、内外の狀勢の緊迫に伴ひ、勞務統制を更に一層強化する必要上昭和十六年秋

以來、國民勞務手帳法の實施、國民職業能力申告令及國民徵用令の擴充改正、國民勤勞報國協力令を制定したのであるが、更に勞務者の移動とか雇入等を全般的に統制するため、從業者移動防止令と青少年雇入制限令を廢止して昭和十六年十二月八日勞務調整令が公布され、昭和十七年一月十日より實施されることゝなつた。本令は國家に緊要な事業に必要な勞務を確保するため從業者の雇入、使用、解雇、就職及び退職を制限し、戰時下の人的資源を最も有効適切に動員できるやうに統制するものである。

第二節 轉失業者保護事業

一 失業應急施設

我國に於ける失業者救濟施設中失業救濟の爲めの土木事業は、大正十四年冬季六大都市關係公共團體に施行せしめてより以來、施行主體施行期間等の擴張を見つつ毎年施行せられてゐるが、最近一般失業狀況の緩和に伴ひ漸次縮小を見つつある。

政府は昭和七年度以降、道路、河川及港灣等の公共土木事業、開墾及耕地整理等の農業、土木事業、軍需品の注文、其他各種の事業を起興して窮迫せる農民及失業者を使用し失業の緩和に資することとしたが、之等諸事業及民間事業等を

施行するも尙救濟を要すべき失業者多數存する都市に對し失業應急事業を起興せしめ、之に對し補助を與ふることとし失業者の救濟を圖つた。

次に小額給料生活者救濟の爲の失業應急事業に關しては、昭和四年度以降毎年六大都市及び關係府縣に補助を與へ授職事業を施行せしむることとした。

最近の失業狀況は軍需品工業等の好況により、昭和七年時局匡救事業開始當時に比し約四割の緩和を見たと雖も、六大都市及其の關係府縣並其の他の都市に於ては旺盛なる現下の勞務需要に吸収せられずして、尙救濟を要すべき失業者相當數存するも現下の時局に鑑み、昭和十六年度に於ては之等の都市又は關係府縣に於ては新規事業の起興計畫なきを以て、専ら前年度よりの繰越に依る失業應急事業を施行せしめ之に對し補助を與ふることとした。尙右以外の都市に於ても失業者に對し生活に困窮するもの尠しとせざるも、財政の都合上等の凡てに對し補助を與ふること困難なるを以て、低利資金の融通による補助なき失業應急事業を認め、又は之等事業以外の各種事業の施行に當り失業者救濟に資する様考慮することとした。失業應急事業の仕組の大要を述べれば左の如くである。

一般勞働者失業應急事業の施行主體は都市を原則とし、都市の失業者救濟を目的とする場合に限り府縣を認めることも

神戸市 神戸市俸給生活者訓練所

修了者数 八、八六〇・〇〇

官公署 四、〇〇一・四〇

農業移民 二、九四〇・〇〇

個人商店 一、五〇〇・七五

社会事業 一、五〇〇・七五

自営 三、八五八・〇〇

應召 三、八五八・〇〇

昭和十五年労働者更生訓練施設修了者就職状況

(厚生省職業局調)

経営主體	訓練所名	修了者数	就職先並に就職数							
			官公署	社会工場	農業移民	個人商店	社会事業	自営	應召	その他
東京市	江戸川修練道場	六六	三	四	三	一	一	五	二	一
	王子	六六	三	四	三	一	一	五	二	一
	瀧野川	六六	三	四	三	一	一	五	二	一
大阪府	高槻修練所	一七	一	一	一	一	一	一	一	一
	守口	三三	一	一	一	一	一	一	一	一
大阪市	大阪市労働訓練所	三三	一	一	一	一	一	一	一	一
	横濱市労働訓練所	一九	一	一	一	一	一	一	一	一
神戸市	神戸市俸給生活者訓練所	七	一	一	一	一	一	一	一	一
	計	三〇四	三	四	三	一	一	五	二	一

二 轉廢業者保護施設

(一) 職業補導施設

本施設は昭和十三年度以來、全國樞要の國民職業指導所に於て物資動員の強化に因り影響を受くる者の職業轉換對策施設として、是等の者を時局の要請する生産工場方面に就職せ

しむる爲、心身を鍛錬し必要なる知識及技能を短期間に授け其の轉職を容易ならしめると共に、他面勞務動員計畫實施の圓滑なる促進を図り、更に昭和十五年十月以降は、吾國産業經濟の再編成に伴ふ中小商工業者の職業轉換對策施設の一として運営せられ來りたるものにして、昭和十六年度に於ても

之が經費として二百八十九萬四千三百七十圓

轉廢業對策施設諸費(款) 職業補導施設費(項目)

二、八一〇、三七〇圓

職業紹介事業諸費(款項) 職業補導費(目)

四二、〇〇〇圓

職業紹介(款項) 職業補導費(目) 四二、〇〇〇圓

を計上し、引續き實施中であるが其の狀況は左の通である。

一 施設數及定員

施設別	施設數	定員	一ヶ年補導豫定人員
機械工	晝間	四ヶ所	二、三〇〇人
	夜間	三ヶ所	二、〇〇〇人
検査工	晝間	二ヶ所	一、〇〇〇人
	夜間	一ヶ所	五〇〇人
製圖工	晝間	三ヶ所	一、〇〇〇人
	夜間	二ヶ所	七〇〇人
事務員	晝間	一ヶ所	一、〇〇〇人
	夜間	一ヶ所	七〇〇人
合計		一五ヶ所	七、七五〇人

施設數及定員は右の通にして補導種目は補導生を主として時局の必要とする生産工場方面に向はしむることを目的としてゐる。又補導施設の經營は職業補導施設が職業紹介事業に附帯して行はれるものであるから、原則として國民職業指導所に於て直營してゐるのであるが、公共團體工業學校等の施設を利用し又は之に委託し補導を行ふものは三〇箇所ある。

二 補導期間及補導時間

補導期間は職業補導が短期入門教育を主旨とすること。特に事變關係の要轉職者については生活の困難なる場合あることも豫想し、なるべく就職を速かならしむること。なるべく多數の者を補導し得ることを考慮し、又毎日の補導終始の時刻は所要の補導教程を所定の期間内に終了すること。其の他補導生の登所の遠近季節の關係を考慮し、就職後の職場の實際に適合するやう大體左の通定めてゐる。

機械工(検査工)	晝間	三箇月	六〇時間乃至八〇時間
製圖工	晝間	四箇月	三〇時間乃至四〇時間
事務員	晝間	二箇月又三箇月	一五時間乃至八〇時間

尙補導日數は一箇年間に大體三百日以上とし、其中補導實日數は大體二百六十日として實施することになつてゐる。

三 補導教科

補導教科は德育、體育、學科及實習とし、單に就職上必要なる知識技能の習得に止まらず、寧ろ精神教育に力を注ぎ勤勞精神の涵養を図り、終了後就職に際しては産業報國の精神を以て夫々の職場に再起奉公せしむるやう指導するを本旨としてゐる。

尙機械工補導に就ては德育、體育、學科及實習の要綱が定められて居り、其の他のものに就ては夫々道府縣の實情に適

するやう工夫することになつてゐるが、概ね左の事項に留意せしめることとしてゐる。

(イ) 各教科は之を相互に聯絡補益せしめ総合的に實施し且就職後の職業生活に即して具體的實際的ならしむること。

(ロ) 徳性の涵養は國體を明徴にし、職業生活の國家的意義を自覺せしめ産業報國に邁往せしむるを以て本旨とする。

(ハ) 體育は身體を強健にして姿勢を正し其の動作を機敏ならしめ潑刺たる活動力を養ふを要旨とすること。

(ニ) 學科は職業に對する豫備知識を啓培し、技能の習得に直接必要な基礎知識を授けるを以て要旨とする。

(ホ) 實習は職業遂行の基礎たるべき一般作業の方法を科學的に正確且徹底的に習得練磨せしむるを以て要旨とする。

四 設 備

建物は資材經費等の關係上新築を避け既存の建物を借家することとしてゐるが、民間篤志家又は公共團體が補導所として特に新築せしものを借上げてゐるものもある。又設備は新設補導所に於ては補導に必要な機械器具類(機械工なれば旋盤、フライス盤型削盤、ボール盤研磨盤、萬力等)を一切

新に購入し、其の他に於ては工業學校等の既存の設備を利用し、一部不足の器具類のみを補充することにしてゐる。尙補導所は生産工場でないから、機械器具類は贅澤ではないが低廉なる經費を以て出来るだけ多くのものを揃へ最大の補導効果を擧げ得るやう狙つてゐる。

五 職 員

職員としては概ね所長、指導員、助手、事務員、舎監、講師を置き、所長は原則として國民職業指導所長之に當るも地方の實情に依りては、専任所長を置くことを認めることとし、指導員は少くとも中等學校以上の學識を有し、各専門の技術に關し相當の經驗才能を有するものが之に當り、遺憾なきを期してゐる。

六 寄 宿 舎

寄宿舎は遠隔地よりの入所生の便宜を圖る爲、晝間部の機械工補導所三五箇所設け、入舎生は一定の行事表に依り舎監の指揮監督を受け規律ある生活を爲し、行住座臥の間に人格の陶冶を圖つてゐる。

七 補 給 金

本施設入所中に於ける費用としては授業料等は一切徴收せず、又其の必要な補導用材料は凡て無償で給與し、且補導中に於ける生活の資とせんが爲晝間部の補導生に對しては大體一日五十錢、夜間部の補導生に對しては大體一日二十錢程

度の補給金を支給し、家庭の事情の著しく困窮せる者、寄宿舎に入舎中の者等に對しては其の生活援護の必要の程度に應じ若干補給金を増額支給することとし、補導中に於ける生活の保護に努めてゐる。

八 入所及修了

(イ) 入 所

入所資格は國民學校高等科卒業程度の知能を有する青壯年者にして、時局の影響に因り轉職を爲すもの又は其他職業補導を受くるを適當とするもので學歷前職に制限を附さないのであるが、入所の許可に當りては銓衡の結果補導を行ふを適當とする者の中、時局の要請に依る轉職者特にその壯年者に優先的に之を與ふることとしてゐる。

昭和十六年度九月末現在に於ける入所者数は左の通にして、本施設創始以來の累計入所人員は約五萬四千人である。

機械工(検査工を含む)	七、一九一名
製圖工	一、二二三名
事務員	三、〇三七名
計	一一、四五九名

尙最近に於ける

定員に對する申込率は

平均一、五

定員に對する入所率は

平均〇、九

となつてゐるが、東京市に於ける施設の如く定員に對する申込率は約三倍になつてゐる處もある。又最近に於ける入所者の前職は産業中分類に依れば物品販賣業二五%にして最も多く、次で農耕業一四%、機械器具工業一〇%の順となり、大分類に依れば工業關係三四%にして最も多く、次で商業關係の二八%の順となり、營業者は事務的職業への進出比較的多く九%を占めてゐる。

次に入所者の年齢には條件を附してゐないのであるが補導の効果を狙ふ關係もあり三十歳以下の者を以てその過半数を占むる状態なるも、猶大都市に於ては比較的高年齢の者が入所してゐる状況である。

(ロ) 修 了

修了者の就職斡旋は勞務動員計畫産業、殊に緊急要員方面に計畫的に就職せしめてゐるのであるが、就職の斡旋に當りては雇傭主をして補導所を視察せしめ、その教育状況を理解せしめ又は必要に應じ補導生をして適當なる職場を見學せしめ、業務の内容を理解せしめる等萬全の措置を講じ、補導生の個性に關する資料(身體、精神技能、家庭事情)に基き適職の斡旋に努めてゐる。

昭和十六年度九月末現在に於ける修了者数は左の通にして、本施設創始以來の累計修了人員は約四萬三千九百

人である。

機械工 六、五二九名
 製圖工 九八九名
 事務員 二、五九四名
 合計 一〇、一一二名

尙最近に於ける入所者に對する修了率は平均〇、八とな

つてゐるが、之は所謂轉廢業者の轉職補導が如何に困難なる事業であるかを物語つてゐる證據であり、又特に夜間部の補導に於て修了率の低いのが原因してゐるのである。
 修了生の就職先は軍需關係工場、生擴關係工場方面最も多く八〇を%占めてゐる狀況である。

道府縣別職業補導施設設置調 (昭和十五年度)

(厚生省職業局調)

道府縣	機械工日間部 個所數	機械工夜間部 個所數	製圖工 個所數	検査工 個所數	事務員 個所數	合計 個所數
管 廳	1	1	1	1	1	5
北 道	2	2	2	2	2	10
東 京	3	3	3	3	3	15
大 阪	2	2	2	2	2	10
神 奈 川	2	2	2	2	2	10
兵 庫	2	2	2	2	2	10
長 崎	2	2	2	2	2	10
新 潟	2	2	2	2	2	10
埼 玉	2	2	2	2	2	10
千 葉	2	2	2	2	2	10
茨 城	2	2	2	2	2	10
栃 木	2	2	2	2	2	10

奈 三 愛 靜 山 滋 岐 長 宮 福 石 富 島 島 岡 廣 山 和

歌

重 良 知 岡 梨 賀 卓 野 城 島 馬 手 森 形 田 井 川 山 取 根 山 島 口

重 良	1	1	1	1	1	5
知 岡	1	1	1	1	1	5
梨 賀	1	1	1	1	1	5
卓 野	1	1	1	1	1	5
城 島	1	1	1	1	1	5
馬 手	1	1	1	1	1	5
森 形	1	1	1	1	1	5
田 井	1	1	1	1	1	5
川 山	1	1	1	1	1	5
取 根	1	1	1	1	1	5
山 島	1	1	1	1	1	5
島 口	1	1	1	1	1	5

- 七 本施設経費に對する國庫補助金は道府縣豫算に對し道府縣に於て計上する補助額の全額なること
- 此の場合右補助額は本施設實施に要する經費（一組合當り大體一、〇〇〇圓程度を標準とす）の四分の三程度なること
- 八 本施設経費に對する國庫補助交付申請は別紙様式に依る事業豫定書に事業計畫説明書及本年度當該事業豫算計畫書を添付し十月三十一日迄に厚生大臣に申請すること

(三) 國民勤勞訓練所

職業轉換を爲し、時局産業の勞務者たらんとする者の心身の基本的訓練を主眼として行ふべき國民勤勞訓練所は、政府に於て昭和十五年十二月財團法人職業協會に對し豫算全額國庫補助に依り之が設置運営方を委嘱し建設中の處、東部國民勤勞訓練所は昭和十六年十二月十一日落成、西部國民勤勞訓練所は近く落成につき、左記の通夫々勤勞訓練開始されるところとなつた。

記

- 一、東部國民勤勞訓練所訓練開始
昭和十七年一月二十日
- 一、西部國民勤勞訓練所訓練開始
昭和十七年二月二十日

國民勤勞訓練所入所者取扱要綱

第一總 則

志ある者なること

- ロ、凡そ年齢十六歳以上五十歳未満の男子なること
- ハ、疾病又は心身の機能障害等なき者なること

第三 登 録

- 十、指導所入所者を詮衡したるときは登録すること（登録用紙は求職票を代用し欄外に要訓練登録と標記し整理すること）
- 十一、指導所要訓練登録を爲したるときは遅滞なく氏名一覧表に右訓練登録票の副本を添附し當該道府縣に送付すること
- 十二、道府縣は右副本を取纏め訓練所入所希望者聯絡通報（氏名、年齢、前職、希望職業）を添附し必ず入所日の七日前迄に關係訓練所に到着するやう送付すること

第四 入 所

- 十三、入所者の服装及携帶品に付ては左に留意すること
 - イ、服装は團服、作業服又は平常着等輕装とすること
 - ロ、履物は可成靴、ズック靴、地下足袋等とし所内下履用として駒下駄及草履を携行すること
 - ハ、シャツ、ズボン下（何れも可成二組）を用意すること
 - ニ、認印、寢間着、手拭、齒磨用具、石鹼、靴下、足袋（冬季）等を持參すること
 - ホ、訓練所入所中の食費等の費用は支給せらるゝものなるに付所持金は少額に止めしむること
- 十四、入所者は一團として入所者中より責任者を定め所定日時に違はざる様訓練所に到着せしむること

- 一、財團法人職業協會をして經營せしむる國民勤勞訓練所入所者の取扱は本要綱に依ること
- 二、國民勤勞訓練所（以下訓練所と稱す）に入所せしむべき者は職業轉換を要する者にして新職業への基本的訓練を必要と認めたる者なること
- 時局の要請に依り轉廢業を爲す者に對しては優先的に入所せしむること
- 三、訓練所に入所せしむべき道府縣の區分は別表に依ること

第二募 集

- 四、訓練所に入所せしむべき者の募集は國民職業指導所（以下指導所と稱す）に於て之を爲すこと
- 五、訓練所に入所せしむべき毎次の訓練員數は豫め職業協會より厚生省に報告するものなること
- 六、厚生省は豫め募集すべき員數を道府縣に對し割當を爲すものなること
- 七、道府縣は指導所を督勵し關係機關、關係商工業組合と聯絡を密にし國民勤勞訓練の趣旨の周知徹底に力め要轉職者にして訓練を要すと認めらるゝ者に對しては入所を指導勸奨すること
- 八、國民職業指導所に於て勞務者の詮衡を爲す場合訓練を爲したる上就職せしむることを適當と認めたる者に對しては訓練所に入所せしめたる上就職せしむるの措置を講ずること
- 九、入所者に付ては左記に該る者を詮衡するやう留意すること
 - イ、訓練所規程を遵守し所定期間訓練を受けんとする確固たる意

第五 訓 練

- 十五、訓練所に於ける訓練期間は一ヶ月を原則として行ふも情況に依り短縮又は延長することあるべきこと
- 十六、訓練所に於ける訓練は寮舎に宿泊せしめ概ね左記事項に付て行ふものなること
 - イ、寮生活
 - ロ、講 義
 - ハ、訓 練
 - ニ、職業相談

- 十七、訓練所に於て行ふべき職業相談を協力實施すべき指導所は概ね左記指導所とし國民勤勞訓練所と聯絡の上實施すること
 - (一) 東部國民勤勞訓練所に協力すべきもの
 - 一、東京國民職業指導所
 - 一、東京國民労働指導所
 - 一、立川國民職業指導所
 - 一、八王子國民職業指導所
 - 一、横濱國民職業指導所
 - 一、横濱國民労働指導所
 - 一、川崎國民職業指導所
 - 一、川崎國民労働指導所
 - (二) 西部國民勤勞訓練所に協力すべきもの
 - 一、奈良國民職業指導所
 - 一、大阪國民職業指導所

- 一、大阪国民労働指導所
 - 一、名古屋国民職業指導所
 - 一、京都国民職業指導所
 - 一、京都国民労働指導所
 - 一、神戸国民職業指導所
 - 一、神戸国民労働指導所
- 右以外の指導所に於ても訓練所より依頼ありたるときは協力すべきこと

第六給 與

- 十八、入所者に對しては左の給與及貸與を爲すものなること
- イ、給與は食事及若干の手當
- ロ、貸與は作業服、帽子、ゲートル、地下足袋、寢具
- 十九、入所者正當の事由なく中途退所したるとき又は故意に貸與品を破損及減耗したるときは給與費用の返還又は貸與品の辨償を爲さしむるものなること
- 二十、入所者入所中の疾病及負傷に付ては原則として訓練所に於て療養せしむるものなること

第七 就職斡旋

二十一、訓練終了者の就職斡旋は能ふ限り訓練所入所期間中に豫め關係指導所に於て勞務動員産業方面に配置就職せしむる様措置すること

二十二、指導所は求人者に對し訓練終了者の特質を理解せしめ率先

優遇採用の途を開かしむること

第八報 告

二十三、訓練所は訓練生の身上又は訓練狀況に付重要と認めらるゝ事情生じたるときは關係道府縣又は關係國民職業指導所に隨時速報すること

二十四、訓練所は訓練終了したるときは訓練終了者名簿（氏名、希望決定事項、措置頓末記載）を關係道府縣に送付するものなること

一、東部國民勤勞訓練所に入所せしむべき道府縣

- 北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形
- 福島 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉
- 東京 神奈川 新潟 山梨 長野 静岡
- 一、西部國民勤勞訓練所に入所せしむべき道府縣
- 富山 石川 福井 岐阜 愛知 三重
- 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山
- 鳥取 島根 岡山 廣島 山口 徳島
- 香川 愛媛 高知 福岡 佐賀 長崎
- 熊本 大分 宮崎 鹿兒島 沖縄

(四) 國民更正金庫

國民更生金庫法（昭和十六年三月六日公布）は昭和十五年十二月暫定的に設立せられた基金百萬圓を有する同名の民法の財団法人を組織擴充したもので、時局の要請に應じ轉廢業をなす中小商工業者の資産負債の整理を促進しその更生を圖

るを使命とし、更生債券の發行、政府の損失補償契約等の特典が與へられてゐる。

國民更生金庫法（法律第四十二號）

第一章 總 則

第一條 國民更生金庫ハ時局ノ要請ニ應ジ轉廢業又ハ廢業ヲ爲ス商工業者等ノ資産及負債ノ整理ヲ促進シ其ノ更生ヲ圖ルコトヲ目的トス

國民更生金庫ハ法人トス

第二條 國民更生金庫ハ主タル事務所ヲ東京市ニ置ク

國民更生金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ必要ノ地ニ從タル事務所ヲ設置スルコトヲ得

第三條 國民更生金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ銀行其ノ他命令ノ定ムル法人ヲシテ業者ノ一部ヲ代理セシムルコトヲ得

第四條 國民更生金庫ノ資本金ハ二千萬圓トス但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ増加スルコトヲ得

第五條 政府ハ千九百萬圓ヲ國民更生金庫ニ出資スベシ

前項ノ出資ハ國債證券ヲ交付シテ之ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ交付スル國債證券ノ交付價格ハ時價ヲ參酌シテ大藏大臣之ヲ定ム

第六條 國民更生金庫ハ定款ヲ以テ左ノ事項ヲ規定スベシ

一 目的

二 名稱

三 事務所ノ所在地

- 四 資本金額及資産ニ關スル事項
 - 五 役員ニ關スル事項
 - 六 業務及其ノ執行ニ關スル事項
 - 七 更生債券ノ發行ニ關スル事項
 - 八 會計ニ關スル事項
 - 九 公告ノ方法
- 定款ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ之ヲ變更スルコトヲ得
- 第七條 國民更生金庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ登記ヲ爲スコトヲ要ス
- 前項ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ハ登記ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ
- 第八條 國民更生金庫ニハ所得稅、法人稅及營業稅ヲ課セズ
- 北海道、府縣、市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ國民更生金庫ノ事業ニ對シテハ地方稅ヲ課スルコトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ基キ内務大臣及大藏大臣ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第九條 國民更生金庫ニ付解散ヲ必要トスル事由發生シタル場合ニ於テ其ノ處置ニ關シテハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十條 國民更生金庫ニ非ザル者ハ國民更生金庫又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フルコトヲ得ズ
- 第二章 役 員
- 第十一條 國民更生金庫ニ理事長一人、理事三人以上及監事二人以上ヲ置ク

第十二條 理事長ハ國民更生金庫ヲ代表シ其ノ業務ヲ總理ス

理事ハ定款ノ定ムル所ニ依リ國民更生金庫ヲ代表シ、理事長ヲ輔佐シテ國民更生金庫ノ業務ヲ掌理シ、理事長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理シ、理事長缺員ノトキハ其ノ職務ヲ行フ

監事ハ國民更生金庫ノ業務ヲ監査ス

第十三條 理事長、理事及監事ハ主務大臣之ヲ命ズ

理事長及理事ノ任期ハ三年、監事ノ任期ハ二年トス

第十四條 理事長ハ定款ノ定ムル所ニ依リ從タル事務所ノ業務ニ關シ一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有スル代理人ヲ選任スルコトヲ得

第十五條 理事長及理事ハ他ノ職業ニ從事スルコトヲ得ズ但シ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條 國民更生金庫ニ評議員若干人ヲ置キ主務大臣之ヲ命ズ

評議員ハ業務經營ニ關スル重要ナル事項ニ付理事長ノ諮問ニ應ジ必要アルトキハ之ニ對シ意見ヲ述ブルコトヲ得

評議員ハ名譽職トシ其ノ任期ハ二年トス

第三章 業 務

第十七條 國民更生金庫ハ左ノ業務ヲ行フ

一 轉業又ハ廢業ヲ爲ス商工業者等ノ爲ニスル資産ノ管理又ハ處分

二 轉業又ハ廢業ヲ爲ス商工業者等ノ爲ニスル資金ノ融通

三 轉業又ハ廢業ヲ爲ス商工業者等ノ爲ニスル債務ノ引受又ハ保證

四 前各號ノ業務ニ附帶スル事業

國民更生金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前項ニ掲グル業務以外ノ業務ヲ行フコトヲ得

本法ニ規定スルモノノ外國民更生金庫ノ業務ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 國民更生金庫ハ左ノ方法ニ依ルノ外業務上ノ餘裕金ヲ運用スルコトヲ得ズ

一 國債、地方債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル有價證券ノ取得

二 大藏省預金部ヘノ預金又ハ郵便貯金

三 銀行ヘノ預金又ハ信託會社ヘノ金錢信託

第四章 更生債券

第十九條 國民更生金庫ハ拂込資本金額ノ十倍ヲ限リ更生債券ヲ發行スルコトヲ得

第二十條 更生債券ハ額面金額五十圓以上トシ無記名札付トス但シ應券者又ハ所有者ノ請求ニ依リ記名ト爲スコトヲ得

更生債券ハ割引ノ方法ヲ以テ之ヲ發行スルコトヲ得

第二十一條 國民更生金庫ハ更生債券借換ノ爲一時第十九條ノ制限ニ依ラズ更生債券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ更生債券ヲ發行シタルトキハ發行後一月以内ニ其ノ發行額面金額ニ相當スル舊更生債券ヲ償還スベシ

第二十二條 政府ハ更生債券ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ヲ保證スルコトヲ得

第二十三條 更生債券ハ賣出ノ方法ヲ以テ發行スルコトヲ得

第二十四條 國民更生金庫ニ於テ更生債券ヲ發行セントスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受ケベシ

第二十五條 更生債券ノ消滅時効ハ元本ニ在リテハ十五年、利息ニ在リテハ五年ヲ以テ完成ス

第二十六條 所得税法及有價證券移轉税法中國債以外ノ公債ニ關スル規定ハ更生債券ニ之ヲ準用ス

第二十七條 本章ニ規定スルモノノ外更生債券ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五章 會 計

第二十八條 國民更生金庫ノ事業年度ハ四月ヨリ翌年三月迄トス

第二十九條 國民更生金庫ハ設立ノ時及毎事業年度ノ初ニ於テ財産目錄、貸借對照表及損益計算書ヲ作成シ定款ト共ニ之ヲ各事務所ニ備置クコトヲ要ス

出資者及債權者ハ業務時間内何時ニテモ前項ニ掲グル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第六章 監督及補助

第三十條 主務大臣ハ國民更生金庫ノ業務ヲ監督ス

第三十一條 國民更生金庫ハ主務大臣ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ剩餘金ノ處分ヲ爲スコトヲ得ズ

第三十二條 國民更生金庫ハ業務開始ノ際業務ノ方法ヲ定メ主務大臣ノ認可ヲ受ケベシ之ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第三十三條 主務大臣ハ國民更生金庫ニ對シ業務及財産ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ、検査ヲ爲シ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ

又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第三十四條 主務大臣ハ國民更生金庫監理官ヲ置キ國民更生金庫ノ業務ヲ監視セシム

第三十五條 國民更生金庫監理官ハ何時ニテモ國民更生金庫ノ業務及財産ノ狀況ヲ検査スルコトヲ得

國民更生金庫監理官ハ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ國民更生金庫ニ命ジテ業務及財産ノ狀況ヲ報告セシムルコトヲ得

國民更生金庫監理官ハ國民更生金庫ノ諸般ノ會議ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得

第三十六條 役員ガ法令、定款若ハ主務大臣ノ命令ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ主務大臣ハ之ヲ解任スルコトヲ得

第三十七條 政府ハ國民更生金庫ニ對シ第十七條ニ規定スル業務ニ因リテ受ケタル損失ヲ補償スルノ契約ヲ爲スコトヲ得

前項ノ契約ハ之ニ基キ交付スベキ補償金ノ總額ガ帝國議會ノ協賛ヲ經タル金額ヲ超エザル範圍内ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第一項ノ損失ヲ決定スル基準ハ大藏大臣之ヲ定ム

第三十八條 前條第一項ノ損失及其ノ額ハ國民更生金庫損失審査會之ヲ決定ス

第七章 罰 則

國民更生金庫損失審査會ノ組織及權限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十九條 左ノ場合ニ於テハ國民更生金庫ノ理事長、理事又ハ監事ヲ千圓以下ノ過料ニ處ス

- 一 本法ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケベキ場合ニ於テ其ノ認可ヲ受ケザルトキ
- 二 本法ニ規定セザル業務ヲ營ミタルトキ
- 三 第十八條ノ規定ニ違反シ業務上ノ餘裕金ヲ運用シタルトキ
- 四 第十九條又ハ第二十一條第二項ノ規定ニ違反シ更生債券ノ發行ヲ爲シ又ハ償還ヲ爲サザルトキ
- 五 主務大臣ノ監督上ノ命令又ハ處分ニ違反シタルトキ
- 六 國民更生金庫監理官ノ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ命ズル報告ヲ爲サザルトキ
- 第四十條 左ノ場合ニ於テハ國民更生金庫ノ理事長、理事又ハ監事ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス
 - 一 本法又ハ本法ニ基キテ發スル勅令ニ違反シ登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキ
 - 二 第二十九條ノ規定ニ違反シ書類ヲ備置カザルトキ、其ノ書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不正ノ記載ヲ爲シタルトキ又ハ正當ノ事由ナクシテ其ノ閲覧ヲ拒ミタルトキ
- 第四十一條 第十條ノ規定ニ違反シ國民更生金庫又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用ヒタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

附 則

- 第四十二條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第四十三條 主務大臣ハ設立委員ヲ命ジ國民更生金庫ノ設立ニ關スル事務ヲ處理セシム
- 第四十四條 設立委員ハ定款ヲ作成シ政府以外ノ出資ノ申込書ト共

ニ之ヲ主務大臣ニ提出シ設立ノ認可ヲ申請スベシ
前項ノ認可アリタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク出資ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第四十五條 出資ノ拂込完了シタルトキハ設立委員ハ遲滞ナク其ノ事務ヲ國民更生金庫理事長ニ引繼グベシ
理事長前項ノ事務ノ引繼ヲ受ケタルトキハ理事長、理事及監事ノ全員ハ設立ノ登記ヲ爲スベシ

國民更生金庫ハ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス
第四十六條 本法施行ノ際現ニ國民更生金庫又ハ之ニ類似スル名稱ヲ用フル者ハ本法施行後六月以内ニ其ノ名稱ヲ變更スルコトヲ要ス

第十條ノ規定ハ前項ノ期間内之ヲ前項ニ掲グル者ニ適用セズ
第四十七條 國民更生金庫ガ財團法人國民更生金庫ノ權利ヲ讓受ケ又ハ其ノ義務ヲ引受ケントスル場合ニ於テハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

前項ノ讓受又ハ引受ハ財團法人國民更生金庫ノ解散ノ日ニ於ケル財産目錄ニ記載シタル價額ニ依ルコトヲ得
國民更生金庫ガ前項ノ價額ニ依リ第一項ノ讓受又ハ引受ヲ爲シタルニ因リ受ケタル損失ハ之ヲ第三十七條第一項ノ損失ト看做ス

第四十八條 登録税法中左ノ通改正ス
第十九條第七號中「庶民金庫」ノ上ニ「國民更生金庫」ヲ、「庶民金庫法」ノ上ニ「國民更生金庫法」ヲ加フ

- 同條第十七號ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
- 十七ノ二 國民更生金庫ガ國民更生金庫法第十七條ニ規定スル業務ノ爲ニスル權利ノ取得又ハ所有權ノ保存ノ登記又ハ登録
- 同條第十八號中「庶民金庫」ノ上ニ「國民更生金庫」ヲ加フ
- 第四十九條 印紙税法中左ノ通改正ス
- 第五條第五號ノ二ノ次ニ左ノ一號ヲ加フ
- 五ノ三 國民更生金庫ノ業務ニ關スル證書帳簿及更生債券
- 第五十條 政府出資特別會計法中左ノ通改正ス
- 第五條ニ左ノ一項ヲ加フ

公債ノ交付ニ依リ出資ヲ爲ス爲必要アルトキハ政府ハ前項ノ規定ニ依ルノ外本會計ノ負擔ニ於テ公債ヲ發行スルコトヲ得

第三節 労働者保護事業

一 労働保護施設

(一) 工場法による保護

昭和十四年に於ける我國工業は、支那事變の長期化と國際情勢の變轉とに因リ軍需工業方面は前年に比シ飛躍的發展を見たるも、是等時局産業に在りては生産力擴充に伴ひ工場の新設増築等相踵ぎ、事業は必然的に擴張の一途を辿りたる結果、之に隨伴して労働力の異常な不足を招來し各所に之が需要を希求する状態となつた。これに反して平和産業特に中小

工業方面は各種材料の使用制限等に依り休業、廢業を餘儀なくせしめられ、或は企業合同に依り辛ふじて事業を繼續するものあるの状態にて、工場各般の事務は益々煩瑣増嵩を加ふるに至つた。更に賃金統制令、就業時間制限令、其他國家總動員法に基く統制法令相次いで發令せられた結果、工場經營の諸般に亘り其の内容も極めて複雑となり之が指導に關しても從來の如く個々の取締のみを以てしては其の目的を達し得ざる實情となつた。斯かる情勢に即應して監督の衝に當る職員は中央、地方を通じ常に緊密なる連絡を保ち、當業者を以て遵法精心の向上と進んで工場監督機關に協力せしむる様指導し、以て各種法規の圓滑なる施行と其の適正な運用とに依り時局下産業労働力の保全増強に格段の努力を拂つた。

(イ) 工場法適用工場數及職工數

工場數 昭和十四年十月一日現在に於ける工場數は事變の進展に伴ひ相當の増加を見た。即ち工場法適用工場總數は一、九、八七四にして、此の内常時十人以上の職工を使用する工場は五七、〇四四（適用工場總數の四七・六％）、事業の性質危険又は衛生上有害の虞あるものにして常時十人未滿の職工を使用する工場四五、〇三九（三七・六％）、又工場法施行規則第二十七條該當の所謂一部適用工場は一七、七九一、尙前記常時十人以上の職工を使用する工場數を規模別に觀ると、別表の如く常時五十人未滿のもの最も多く四八、二七七（總

数の八四・六％)を占め、五十人以上百人未満のもの四、二七二(七・五％)に次ぎ、百人以上五百人未満のもの三、五八五(六・三％)、五百人以上千人未満のもの五一三(〇・九％)、千人以上三九七(〇・七％)となつて居る。

次に工場数増減の状況を前年同期の夫と比較するに總數に於て五、八九五の増加を見た。更に規模別に見れば別表の如くである。尙工場法一部適用工場に於ては二九九の減少を示

工場法適用工場數及職工數 (昭和十四年十月一日現在)

(厚生省労働局調)

區分	工場數	職工數		工場數	職工數
		男	女		
常時十人以上の職工を使用する工場	五七、〇四四	二、三三三、〇〇七	一、二二五、五九九	三、三三七、〇六六	六、〇〇八
事業の性質危険又は衛生上有害の虞あるものにして常時十人以上未滿の職工を使用する工場	四四、〇三九	一、三三三、一三三	一、五五、五六六	一、四七、七七八	一八六
計	一〇一、〇八三	三、六六六、一四〇	二、七八一、一六五	三、八五四、三三四	六、一八九
工場法一部適用の工場(工場法施行規則第二十七條該當)	一七、七九二	一一、一〇一	五九、八七五	七、一〇七	△二九九
計	一八九、八七五	二、七五五、〇三九	一、三三八、〇四〇	三、五四六、四四一	五、八九五
常時十人以上の職工を使用する工場の規模別調					
(昭和十四年十月一日現在) (厚生省労働局調)					
規模別	工場數	前年同期との比較(全部増)			
職工五十人未滿の工場	四八、二七七	五、〇四九	職工五百人未滿の工場	三、五八五	二八一
職工百人未滿の工場	四、二七二	五六七	職工千人未滿の工場	五一三	七四
			職工十人以上の工場	三九七	三七
			計	五七、〇四四	六、〇〇八

(口) 工場災害の状況

昭和十四年中に於ける工場災害に因る職工の死傷状況を見るに、死傷者總數は一二〇、九八三人で前年の總數に比し一、六三九人の増加となつて居る。

傷害の程度に依り之を分類して見る時は、輕傷者九一、四六七人、重傷者二八、六二八人、死亡者八八八人で之を職工千人當りの災害度數率により見る時は總數に於て三四・八一の割合で、前年に比し一割強の減少を示して居る。

最近數年間に於ける累進的增加率に照し、昭和十三年と昭和十四年に於て稍々小康の數字を示した事は、安全運動の徹底と併せて、國家總動員法第六條に基く工場就業時間制限令が五月一日より施行せられ、過長労働に依る災害率の最も多き重工業方面にその適用を見るに至つた結果である事が頷ける。

災害死傷者數調 (昭和十四年自一月至十二月)

(厚生省労働局調)

傷害程度	男	女	計
死亡者	八六二	二六	八八八

重傷者 二六、九五〇 一、六七八 二八、六二八
輕傷者 八七、四六六 四、〇〇一 九一、四六七
計 一一五、二七八 五、七〇五 一二〇、九八三

(ハ) 工場法令に基く扶助の状況

昭和十四年中工場法令に基き扶助を受けたるものは三八、七八六件(内負傷に因るもの三七、〇八七件、疾病に因るもの一、六九九件)で、扶助種別に之を見れば、障害を殘さざりし者の中療養費のみを受け休業せざりし者一三、四二七件、障害を殘さざりし者の中休業扶助料の支給を受けたる者一五、七九四件、障害扶助料の支給を受けたる者六、六一五件、遺族扶助料及葬祭料の支給を受けたる者九五三件、療養三年を経過し打切扶助料を受けたる者三五五件、未治愈の爲翌年に繰越の者一、九六二件である。而して扶助料總額は二、二四〇、七八八圓(負傷に因るもの二、二〇三、二四九圓、疾病に因るもの三七、五三九圓)であつて前年の状況と比較するに扶助件數に於ては七、二二〇件、扶助金額に於て四一〇、一四五圓何れも増加を示して居る。

扶助種類別件數 (昭和十四年自一月至十二月)

(厚生省労働局調)

扶助種類	負傷		疾病		合計
	男	女	男	女	
障害を殘さざりし者の中療養費のみを受け休業せざりし者	二、四六四	五七四	一、六八八	三三三	三、〇四二
計	二、四六四	五七四	一、六八八	三三三	三、〇四二

障害を残りざりし者の中休業扶助料の支給を受けたるもの	一三、六五二	九〇九	一四、五六〇	一五、七九四
障害扶助料を受けたる者	六、二〇二	三七七	六、五七九	一、三三四
遺族扶助料の支給を受けたる者	六〇三	一八	六二一	三七
葬祭料の支給を受けたる者	三〇三	一三	三一六	六六二
療養三年の後扶助を打切られたる者	二八	一	二九	三三
未治癒の爲翌年に繰越の者	一、三三三	一四	一、三四七	三三
合 計	三三、〇九一	一、〇一八	三四、一〇九	一、六六二

扶助金額 (昭和十四年自一月至十二月)

(厚生省労働局調)

扶助種別	負傷	疾病	計
療養扶助料	三〇、六八四	六、六九二	三七、三〇六
障害扶助料	一、〇九三、三三八	六、三三四	一、〇九九、七二二
休業扶助料	三三、五七三	一三、三三三	四六、九〇六
遺族扶助料	四三、〇四八	一〇、七五〇	五三、七九八
葬祭料	二九、八〇五	四八六	三〇、二九一
打切扶助料	二四、七七二	一、一八八	二五、九六〇
計	二、一〇三、三三〇	三七、五九二	二、一四〇、九二二

(二) 職工帰郷旅費支給の状況

歸郷旅費の支給を受けたる職工数は七、六二六人にして其の旅費額は二九、六八一圓であつて一人當り平均額は三圓八十九錢である。其の内譯を示せば業務上の傷病者二六二人

(ホ) 保護職工の就業時間制限に関する許可
工場法による保護職工の就業時間制限に對する例外取扱の件数は前年の二四、四一七件に對し昭和十四年中に於ては一六、四五六件にして、七、九六一件の激減となつて居る。その主なる原因は、從來取扱件数の比較的多き輕工業方面に於ける生産制限に起因して減少せるものと、重工業方面に對して國家總動員法第六條に基く工場就業時間制限令の適用を見たる結果、從來成年工の就業時間と保護職工の就業時間との均衡保持の關係から延長されたるものが可成り減少した爲である。

(ハ) 工場法令違反状況

昭和十四年中に於ける工場法令違反状況を見るに違反件数は三七、一一七件(内戒告三六、五九九件、處罰五一八件)にして前年に比すれば戒告に於て四、七五三件、處罰は四六四件の何れも減少を見た。違反事項に於て其の件數一、〇〇〇件以上のものを掲記すれば次の通りである。

- (一) 工場法、同施行令、同施行規則、同施行細則違反
 - 1、保護職工をして法定時間を超えて就業せしめたるもの 戒告 二、八六二件 處罰 三三〇件
 - 2、職工名簿の調製記載を怠り又整理を爲さざりしもの 戒告 六、一六一件 處罰 二八件
 - 3、認可を受けず又は受けたる方法に依らずして職工の貯蓄金の管理を爲したるもの 戒告 一、一一八件 處罰 〇件
 - 4、始業終業時刻、休憩、休日に關する事項又は就業規則の揭示を怠りたるもの 戒告 一、七五五件 處罰 一三件
 - 5、扶助規則の作成又は周知方法を講ぜざるもの 戒告 一、一七二件 處罰 四件
 - 6、規定簿冊の保存を怠りたるもの 戒告 一、〇九二件 處罰 〇件
 - 7、職工の負傷疾病月報死傷報告及工場災害事故報告の提出を怠りたるもの 戒告 一、〇六八件 處罰 十四件

- 8、賃金支拂簿又は出勤簿の備付若し記載を怠りたるもの 戒告 五、〇七〇件 處罰 九件
- 9、工場法適用届を怠りたるもの 戒告 一、〇六一件 處罰 十二件
- 10、其他工場法、同施行令、施行規則、施行細則の違反ありたるもの 戒告 一、四九七件 處罰 六件
- 11、府縣令、取締規則違反を爲したるもの 戒告 一、三三三件 處罰 一件

(二) 鑛業法による保護

昭和十四年に於ける本邦鑛業界の趨勢を見るに、支那事變の進展に伴ひ東亞新秩序の建設の爲めには國民經濟の積極的發展を必須とせる結果、生産力擴充の至上命令が軍需工業始め各種産業に與へられ、殊に之が基礎産業としての鑛物増産の問題は高度國防國家體制確立の基本條件として決定的重要性を持つに至つたのである。然るに大鑛山の事業擴充、群小鑛山の新規開發等に依り労働力の需要は加速度的に激増せるに拘らず、從來鑛山労働力供給の源泉であつた農村方面の餘剩勞力は競つて軍需工業へ走るに至り、之が募集は極めて困

第七章 労働保護事業

三十日以上の休業扶助料を受けたるもの 三 六 三 一五 100 三五

鑛種別扶助金額

區分	金屬山	石炭山	石油山	其の他の非金屬山	計
療養扶助料	一五、四八五・六〇	九三、三四・九一	五八〇・〇〇	一、五七・四六	一四、〇九四・一三
遺族扶助料	三、四六・七九	三三、三九・七〇	二〇七・四〇	二、七〇・三三	四六、六四・七三
葬祭料	三六、七〇・八〇	三、二九・四八七・四六	八、四三・五〇	一九、七三・〇〇	四四、七三・七五
合計	三三、五九・六六	三、二九・四八七・四六	一、〇〇〇	三、五七・四六	四四、七三・七五
合計に對する比率	八・四%	九・〇%	二・三%	〇・六%	一〇〇%

合計に對する比率	七五・三・三六七	三	三・一三・一八	一、九四
率	五・八%	三・五%	〇・二%	〇・五%

(厚生省労働局調)

前年との比較
増減 △は減

(二) 歸郷旅費

昭和十四年中に於て歸郷旅費を支給したのは三、一四七件三二、七〇一圓九五錢にして前年に比し件數に於ては六三件の減少を見たが、金額に於ては却つて千八百餘圓の増加となつてゐる。その内譯は業務上の負傷疾病に因る解雇は一、六八二件、未成年者又は女子にして事業主の都合に因る解雇は五〇件、其の他の事由は一、四一五件であり、件數の減少殊に其の他の事由に因る件數の著しく減じたるは鑛業界の好況を反映して事業の休廢縮小等に因る解雇が殆ど其の跡を斷つに至つた結果と思はれる。次に件數を鑛種別に見るに石炭山

が依然として多く二、五七六件にして總數の八一%を占め、以下非金屬山の四四四件、金屬山の二二一件の順位にして石油山は僅に六件のみである。

(ホ) 鑛業法令違反状況

昭和十四年中に於ける鑛業法令違反状況を見るに違反件數は六三八件である。その内鑛業法第五章及鑛夫勞役扶助規則違反四六二件、鑛夫雇傭勞役規則違反一七四件、工業労働者最低年齢法違反二件である。

昭和十四年中法規違反件數 (厚生省労働局調)

監督局別	鑛業法第五章及鑛夫勞役扶助規則違反	鑛夫雇傭勞役規則違反	工業労働者最低年齢法違反	計
札幌	九	三	一	一二
仙臺	一四三	一〇八	一	二五一
東京	一三二	三二	一	一五五
大阪	一五	二	一	一七
福岡	一六三	三八	二	二〇三
計	四六二	一七四	二	六三八

(三) 労働者災害扶助法

労働者災害扶助法は施行以來圓滿なる経過を辿つてゐるが、昭和十四年中に於ける同法施行状況の概要を述べれば左の通りである。

(イ) 適用事業數

昭和十四年十月一日現在に於ける適用事業數は一三、〇二四にして之を前年同期と比較すれば一一三(約〇・九%)の減少を示して居る。之を各事業別に見れば土木建築工事六、五九六(四九・四%)、土石砂鑛採取業二、四八三(一八・二%)、交通及運輸事業二、一五七(一六・六%)、貨物積卸の事業一、七八四(一三・七%)の順序にして、其の外船舶解體事業に於て僅かに四の適用事業がある。

又全事業を經營規模別に見れば使用労働者十人以上五十人未滿の事業五、九〇四(四五・三%)、使用労働者十人未滿の事

業四、六九〇(三六・〇%)、使用労働者五十人以上百人未滿の事業一、三六五(一〇・五%)、使用労働者百人以上五百人未滿の事業九二五(七・一%)、使用労働者五百人以上千人未滿の事業八九〇(七・七%)、使用労働者千人以上の事業五一(〇・四%)の順序である。

(ロ) 使用労働者數

昭和十四年十月一日現在に於ける全事業の使用總人員は六一、六九六人にして前年同期に比し三一、三七八人(五・一%)の増加を示してゐる。而して之を性別に見れば男五四七、八五九人(八九・七%)、女六三、二一五人(一〇・三%)の割合である。

又之を各事業別に見れば土木建築工事三八七、七三八人(六三・五%)、交通及運輸事業一一、六五五人(一八・三%)、貨物積卸の事業八〇、二七四人(一三・一%)、土石砂鑛採取業三二、二九九人(五・一%)、船舶解體事業一〇八人の順序である。更に労働者數を經營規模別に見れば使用労働者百人以上五百人未滿の事業に於ける労働者一八三、七三四人(三〇・一%)、使用労働者十人以上五十人未滿の事業に於ける労働者一四四、〇〇五人(二三・六%)、使用労働者千人以上の事業に於ける労働者一〇五、六六二人(一七・三%)、使用労働者五十人以上百人未滿の事業に於ける労働者九四、九一七人(一五・五%)、使用労働者五百人以上千人未滿の事業に於ける労働者六一、九

第七章 労働保護事業

八四人(一〇・一%)、使用労働者十人未満の事業に於ける労働者二〇、七七二人(三・四%)の順序である。

(ハ) 扶助件数

昭和十四年中に於ける總扶助件数は二、三、〇三八件にして前年に比較すれば二、三、六三三件(約九・三%)の減少を示して居る。

扶助件数を各事業別に見れば貨物積卸の事業一四、六五六件(六三・六%)、土木建築工事六、九〇七件(三〇・〇%)、交通及

運輸事業八五三件(三・七%)、土石砂礫採取業六二二件(二・七%)の順序である。

扶助の程度より見れば治癒したる者二一、八六一件(九四・九%)にして残り一、一七七件(五・一%)は未治の爲翌年へ繰越の者七一五件、死亡者四四八件及び施行令第十一條に依り扶助を打切られたる者一四件である。

而して治癒したる者の中障害を残したる者七六七件、障害を残さざりし者二一、〇九四件、更に障害を残さざりし者の中

結末別扶助件数 (昭和十四年)

區分	土石砂礫採取業		土木建築工事		交通及運輸事業		貨物積卸の事業		船舶解体事業		合計	前年に比し増減(△は減)
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
治癒したる者	19	1	2138	638	181	181	581	207	805	105	1082	△1,082
治癒を要し扶助料を受けざりし者	426	53	3908	212	487	93	760	154	542	26	514	△1,414
療養費及休業扶助料を受けたる者	53	3	2908	212	487	93	760	154	542	26	514	△1,414
障害を残したる者	34	7	246	66	134	04	405	55	71	8	78	△1,74
死亡者	47	8	107	17	58	11	102	17	44	4	48	△1,74
労働者災害扶助法施行令第十一條に依り扶助を打切られたる者	1	1	13	1	1	1	7	1	1	1	1	1
未治の爲翌年へ繰越の者	24	3	108	48	56	9	496	156	68	8	76	△1,09
合計	575	71	6610	2970	1717	367	1443	432	1231	78	1309	△2,394

前年に比し増減(男△、女△)

備考 一、死亡者中健康保険の被保険者にして療養開始後百八十日経過前に死亡したるもの七十二件

二、障害を残したる者の中健康保険の被保険者にして療養開始後百八十日経過前に治癒したるもの二百二十二件あり

療養費及休業扶助料の支給を受けたる者一二、九三八件、療養費のみを受け休業扶助料を受けざりし者八、一五六件である。迄の者三、五二三件にして第二位にあり、以下休業の長引くに従ひ件数を減ずることは例年の如くにして、休業一ヶ年を超えたる者僅かに二九件に過ぎない。

(ニ) 休業扶助料支給日数

昭和十四年中に於ける休業扶助料支給期間に付て見るに、扶助總延日数は二八〇、一五七日にして一件當り平均支給日数は一八・七日弱となつて居る。而して此の中休業一週日迄の者六、一七六件にして第一位を占め、休業一週日を超え二週日

扶助金額 (昭和十四年中)

區分	土石砂礫採取業		土木建築工事		交通及運輸事業		貨物積卸の事業		船舶解体事業		合計	前年に比し増減(△は減)
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女		
療養費	6,240.32	1,171.21	76,149.77	10,829.61	110,020.10	136,260.76	394,110.50	210,210.50	3,941.10	210,210.50	△6,110.11	
休業扶助料	4,699.02	761.49	7,740.00	1,625.28	136,260.76	394,110.50	3,941.10	210,210.50	3,941.10	210,210.50	△3,474.70	
障害扶助料	758.00	130,336.40	7,740.00	1,625.28	136,260.76	394,110.50	3,941.10	210,210.50	3,941.10	210,210.50	△1,478.70	
遺族扶助料	28,335.00	110,336.40	7,740.00	1,625.28	136,260.76	394,110.50	3,941.10	210,210.50	3,941.10	210,210.50	△2,767.70	
葬祭料	1,483.06	11,483.06	1,483.06	11,483.06	1,483.06	11,483.06	1,483.06	11,483.06	1,483.06	11,483.06	△3,466.66	
打切扶助料	4,000.00	1,483.06	4,000.00	1,483.06	4,000.00	1,483.06	4,000.00	1,483.06	4,000.00	1,483.06	△5,791.11	
合計	48,665.40	130,336.40	100,000.00	13,877.92	110,020.10	136,260.76	394,110.50	210,210.50	3,941.10	210,210.50	△51,640.33	

(八) 業務上の疾病

昭和十四年中に於ける業務上の罹病者に對する扶助件数は二〇六件にして前年に比し一五九件の減少である。

罹病の原因としては異物に因る眼疾患一三五件にして最も多く毒性、劇性又は刺激性料品に因る中毒症又は皮膚若しくは粘膜の障碍四三件之に亞ぎ、其他災害に因る疾病一四件、第二度以上の凍傷五件、重量物體の取扱に因る腱鞘炎四件、日射病、熱射病合せて三件等の順序であつて、又業務上の疾病に對する扶助金額は五、五二四圓九六錢にして前年に比し一、九八七圓八四錢の増加を示し、一件當り平均扶助金額は二六圓八二錢である。

(ト) 災害

昭和十四年中に於ける労働者災害扶助法適用事業に於ける罹災者總数は六五、二七七人にして前年に比し六、八二五人(九%)の減少を示して居る。

罹災者を性別に見れば男六二、五三四人(約九六%)女二、七四三人(約四%)の割合を示し尙災害を程度別に見れば死亡者一、〇〇九人(一・五%)、重傷者數三一、五九六人(四八・四%)、輕傷者數三二、六七二人(五〇・二%)の少數に過ぎない。

災害を原因別に就て主なるもの一、二、三を摘記すれば運搬又は取扱中の物體に因るもの一一、八九三人にして最も多く、車輛に因るもの八、三四五人之に亞ぎ、物體の落下に因るもの七、六〇三人等の順序である。

時間を十二時間に制限したのは、半官的報告によれば、それが能率上其他の上で合理的時間であるといふのではなくして、今日の時局に於てはこれ以上の短縮が許されないからであるといふことである。又同令の包含する廣汎な例外規程は、法の現實的效果に對する消極的な展望を約束するものではなからうか。

昭和十四年に於ける労働時間の實情は一般的には次の如くであらう。即ち十二時間を越ゆる過長労働時間は例外的にしか存在しなくなつたが、十二時間以下のものは「工場就業時間制限令」の實施にも拘らずなほ依然として延長の傾向が認められるといふこと、而かも「工場就業時間制限令」の影響はこれに止まらず過長労働時間をして労働強化を代置せしめるが如く作用したといふことである。而して労働強化の事實は労働災害率が増大しつゝある事實より推測することが出来るやう。要するに「工場就業時間制限令」は労働時間を原則として十二時間に制限することによつてその觸れ出しの如く所謂労働力の維持培養を促進せしめるといふ外觀をとるかに見えたが、實質的には寧ろ量的軽減を質的加重に振りかへる結果をもたらしてゐるとみられるのである。

「工場就業時間制限令」の施行前までは労働時間に關する法規違反とは工場法令にもとづく所謂保護職工(女子及び十六歳未満の幼年工)についてのみ問題となるにすぎなかつた

(四) 工場就業時間制限令による保護

事變下の軍需産業に於ける労働力維持の見地から昭和十二年十月發せられた「軍需品工場に對する指導方針」に關する通牒、及び之が再確認たる昭和十四年八月の「軍需品工場に於ける交替制實施要綱」に關する通牒を發し、軍需産業部門所屬の成人職工に對する労働力保全策の一項として、就業時間は大體十二時間程度に止めるやうに地方廳をして特別の指導に當らしめて來た。然るにその後の實情を見るに相當就業時間の延長が行はれ、それに因つて災害疾病の持續的増加が示されて來た。かゝる傾向が延いては軍需的生産力擴充に支障を及ぼすに至る充分な可能性に對する危惧は、政府をして如上の通牒の法制化を餘儀なくせしめるに至つた。即ち昭和十四年末その要綱の可決をみ同十五年三月三十一日公布、五月一日(外地においては八月一日)より施行せられた工場就業時間制限令である。その概要は

イ、この制限令の適用を受けるものは、機械、船舶車輛、器具及金屬品の製造業と金屬精鍊業の五事業で、その工場は全國で約千七百、労働者は約八十萬と推定せられる。

ロ、十六歳以上の男子職工に、一日十二時間以上就業することを許さず、又月に少くも二回の休日と設けさせ、尙一日の就業時間が六時間を超える際は少くも三十分、十時間を超える時は一時間の休憩時間を與へること。こゝに一日の就業が、右制限令の實施後は同法令の適用される軍需産業關係工場の十六歳以上の男子職工にもこれが問題となるに至つた。いま「工場就業時間制限令」にもとづく違反件數を記すれば次の如くである。

昭和十四年五月一日より十月末日に至る六ヶ月間の全國の違反件數は一、八一三件にして、その内處罰されたものは僅かに一件、告發二四件のみであつた。残りの一七八件はすべて戒告の程度であつた。これについて労働時報(昭和十五年一月號)は「工場就業時間制限令の適用を受けるものは工場法適用工場中主として軍需の充足に關係ある工場なるを以て之が施行に當り嚴罰主義を採らず寧ろ指導啓蒙に主眼を置きたることは違反件數を見ても明らかである」と述べてゐる。

(五) 家族手当制度

家族手当制度は昭和十四年の賃金臨時措置令以來實施されたものであるが、昭和十五年には愈々本格的な基礎を固めるに至つた。之は今のところ賃銀制度の一と見るべきものである。改正賃金統制令による初給賃金の値上を始めとして、労働者の名目賃金は多少の上昇を示してはゐるものゝ、それは生計費の高騰に及ぶべくもなく、實質的には収入減となりつゝある事は既に周知の事實である。そして労働者の収入減は、單にその生活を脅威するばかりでなく、労働による疲勞の恢復を困難にし、その疲勞を蓄積し、労働力の再生産を阻

たゞそのみではない。いま内閣統計局の調査その他給料生活者の家計調査の内容を仔細に検討するならば、その切りつめられた逼迫せる生活の實相は労働者のそれと何等異らないことが分るのである。而して一度び生計の總てを握る世帯主が病魔に襲はれ不時の失費を要する場合は、その生活は忽ち破壊されるに至るのである。職員健康保険制度は以上の如き事態に對應し、時局下保健國策の一環として又國民生活安定の社會政策として生れたものである。

本法の内容の概略を述べれば次の如くである。

適用範圍 市又は主務大臣の指定する町村にある左に掲げる事業の事業所であつて、常時十人以上を使用するものを使用されてゐる者は強制被保険者として強制適用を受ける。(1)物の販賣に關する事業、(2)金融又は保険に關する事業、(3)物の保管又は賃貸に關する事業、(4)媒介周旋に關する事業、(5)集金、案内又は廣告に關する事業、(6)前各號に掲ぐるもの、外勅令を以て指定する事業(電氣供給の事業が指定されてゐる)

右に述べた強制被保険者中報酬年額千二百圓以上の者は除外せられ、又國、北海道、府縣、市町村等の事業に使用せらるゝ者には適用されない。被保険者は目下の推算では約四十萬人と云はれる。又これ等強制適用を受けない者のために任意包括被保険者の制度を設け、尙選擇包括被保険者の制度を設け現在工場、鑛山等において健康保険の適用を受けてゐる

職員は、本保険の被保険者となり得る途を拓いた。その他任意繼續被保険者をも設けてゐる。

保險者 本保險の事業を行ふ保險者は、政府及び職員健康保險組合である。

保險給付 本保險は被保險者の疾病、負傷、死亡又は分娩に關し保險給付をなすのである。又被保險者と同一の世帯に屬する世帯員の疾病、又は負傷に關しても保險給付をなし得るやうになつてゐる。保險給付として支給するものは療養費、傷病手当金、埋葬料(又は埋葬費)、分娩費及出産手当金であるが、こゝに健康保險と著しく異なる點は、傷病給付として療養費の支給を原則とし且保險濫用の防止及保險經濟の合理化を圖る爲、療養費の一部を被保險者に負擔せしめてゐることである。又本保險の對象が大體月給者である關係から傷病手当金の支給について原則的に三ヶ月の待期を設けたこと、及びその金額を報酬日額の半額(出産手当金も同様とす)としてゐる點も異つてゐる。

費用 本保險の保險料は、事業主及び被保險者が折半負擔することを原則としてゐる。その保險料率は大體報酬の百分の二・六で決定される見込である。この外、國庫において本保險の事務費程度を負擔することになつてゐる。

(三) 船員 保險

制度の趣旨 この保險による保護の内容は、職員健康保險

または現行の健康保險におけるやうな疾病、負傷等の保障に止まらず、一そう廣汎であり養老年金の支給を初め、生活上の各種危険のほゞ全般に及んでゐる。もとより養老年金その他の生活保障の必要なことは、獨り船員に限つたことではなく

勞務者にも共通の問題である。しかるに船員保險に限り、まづ年金制度を採り入れた所以は、大體、陸上生活者に見られない海上勞務の特殊性、並びに海運國策上の要請に基づくといへるであらう。

いふまでもなく、わが國は海國である。従つて當面の支那事變處理、及び銃後の國力増進は海運に俟つこととすこぶる大である。而して海運の發達、充實を圖るためには、物と人と

の兩方面、即ち優秀な船員の擴充と、優秀な船員の確保を必要とする。しかしながら、船員には陸上生活者に見られない特殊事情、即ち家庭との分離、慰安と娛樂の缺如、退職後陸上における就職の困難等があつて、その中どの一つを採り上げて、船員生活繼續の困難なことが分る。

そこで、優秀な船員が一生満足にその職分を完うし得るやう、老後の生活安定を圖ることは社會政策上からも、海運國策上からも極めて、喫緊の要務であり、かゝる見地から、船員保險制度創設の時代的意義が見出されるのである。

なほ、本制度の實施は獨り内地だけでなく、朝鮮、臺灣及び關東州の各地においても、同時に施行されることとなつて

るが、これは船員の移動性に鑑み必要な措置と認められ、こゝにも本制度の特殊性があるのである。

適用範圍 本保險の被保險者となるべき船員の範圍は、原則として船員法第一條に規定する帝國臣民たる船員にして、本法の施行地に船籍港を定める船舶に乗組む者とされてゐるが、船舶所有者に雇傭されない者及び俸給、給料を受くる官吏または待遇官吏は適用を除外され、また漁船乗組員については、左に掲げた漁船に乗組む者に限り適用されるのである。

- (イ) 汽船トロール漁業
- (ロ) 母船式漁業(但し母船式蟹漁業または母船式鮭鱒漁業に従事する附屬漁船を除く)
- (ハ) 汽船捕鯨業
- (ニ) 東經百三十度以西を操業區域とする機船底曳網漁業
- (ホ) 専ら漁獵場より漁獲物またはその化製品を運搬する漁船

(ヘ) 漁業に關する試験調査、指導、練習または取締業務に従事する漁船(但し臨時に雇傭される船員を除く)

保險給付 次に本保險による給付の概要について記すと、まづ第一には、療養の給付と傷病手当金である。療養の給付及び傷病手当金は船員が傷病の場合、原則として船員法による三ヶ月間の船船所有者の扶助義務の終了後開始されて、最長六ヶ月間支給されるのである。また療養をなす期間は一日

につき傷病手当金として、標準報酬日額の百分の六十に相当する金額が支給される。

但しこゝに注意を要することは、この場合の療養の給付は、職員健康保険と異り醫療實物の給與であること、及び年酬千八百圓以上の船舶職員と、これに準ずる者については、療養の給付及び傷病手当金の支給は行はれないことである。

第二に養老年金であるが、この給付はすでに述べたとほり、本制度中の核心をなすものであつて、十五年以上被保険者であつた者が退職後五十歳に達したとき、または五十歳を超えて退職したときは、被保険たりし全期間の平均報酬年額の百分の二十五に相当する金額（三月分）が支給される建前である。

第三に療疾年金と療疾手当金とであるが、これは三年以上被保険者たりし者が、傷病の結果療疾となつた場合支給されるものであり、その療疾の程度が終身勞務に服することを得ない程度るときは、その者の死亡に至るまで療疾年金を支給し、また船員として、従來の勞務に服することを得ない程度るときには、一時金として療疾手当金が支給される。療疾年金の額は、養老年金の額と同一であるが、療疾手当金の額は平均月酬の七ヶ月分に相當する金額である。

第四に脱退手当金及び死亡手当金であるが、三年以上十五年未滿被保険者たりし者が、養老年金の支給を受けるに到ら

ずして中途退職、または死亡した者に對しては脱退手当金の名において、平均月酬の一月半分乃至十月分迄を支給し、死亡手当金は三年以上被保険者たりし者が死亡したとき、遺族に對し平均月酬の三ヶ月分を支給するのである。

財源 右に述べた保険の財源として、政府は事務費と、年金等の長期給付に要する費用の五分の一を負担する。また保険料として、船舶所有者と船員とが月酬の百分の八・二（年酬千八百圓以上の船舶職員及び之に準ずる者については百分の六・四）を折半負擔するのである。

尙本保険の保険者は政府であるがその現業事務は保険院、道府縣（東京府は警視廳）の健康保険課、健康保険出張所及び管海官廳でこれを取扱ふことになつてゐる。

（四）労働年金保険制度

労働者年金保険法は第七十六回帝國議會を通過、三月十一日公布され、向ふ一ヶ年間の實施準備期を置いて十七年半ば頃から實施の豫定になつてゐる。

本法は労働者保護政策として重視すべき法令である。労働者年金保険制度は謂はば産業恩給制度とも稱すべきもので、この種の制度は海外に於ては既に三十數箇國に於て實施されてゐるのであるが、我が國としては従來僅かに海上労働者に對する船員保険制度と官業労働者に對する類似の制度があるほかは一般労働者に對するこの種の制度は全くなかつたので

ある。従つて全労働者についてこの種の制度を設けることは労働者多年の要望であつたばかりでなく、國としても労働保護政策上の大きな宿題として兼々研究を進めてゐたものであるが、尠からぬ國費を要するほか、實施に伴ふ諸般の問題も慎重に考究しなければならぬ爲實現の機が熟さずなるたものである。

然るに内外の情勢は生産力の増強を焦眉の急とするに至つたので、生産力の擴充と密接不可分の關係にある労働力の保全増強について戦時下特別の施設を必要とするため、政府はここに本制度の創設を斷行し、戦時労働國策の遂行に一大勇斷を示したのである。労働者年金保険制度の概要は次の通りである。

適用範囲（被保険者） 本年金保険制度の適用を受ける者即ち被保険者には、強制被保険者、任意被保険者、任意繼續被保険者の三種類がある。

（イ）強制被保険者 強制被保険者といふのは、労働者年金保険法によりこの保険に加入義務を有する被保険者のことであるが、強制被保険者となる者は健康保険法の適用を受けてゐる工場、鑛山、交通運輸事業等で常時十人以上の労働者を使用してゐるものを使用されてゐる労働者といふことになつてゐる。但し女子労働者や臨時使用の労働者その他特殊の事情ある者は本保険の強制適用を受けないこととなつてゐる。

本保険の強制被保険者となる者は大約三百萬人である。

（ロ）任意被保険者 本保険の適用を受ける事業はいづれも健康保険法の適用を受けてゐる事業であるが、現在健康保険法の適用を受けてゐる工場、鑛山でも、常時十人未滿の労働者しか使用してゐない關係上本保険の強制適用を受けないものがある。それらの工場、鑛山に使用されてゐる者も希望により任意被保険者として加入することが出来る。但しそれには事業主の同意を要する。

（ハ）任意繼續被保険者 本保険に於ては二十年以上被保険者であつた者に對して、原則として五十五歳から養老年金を支給することになつて居り、被保険者であつた期間が二十年に滿たない場合に於ては養老年金を受けることが出来ない。尤もこの場合に於ても脱退手当金といふ一時金の給付があるが、養老年金を受けるのに比較すれば著しく不利となる。そこで自分で保険料の全額を支拂つても資格期間を滿了させたいといふ者もあらう。任意繼續被保険者の制度を設けたのはこのためである。即ち十四年以上被保険者であつた者が被保険者たる資格を喪失した後、一定期間内に申請することによつて被保険者たる資格を繼續せしめることが出来るのである。

保険者 本保険事業を經營する主體即ち保険者は、多額の資金を蓄積し長期間に亘つてこれが管理運用を行ふ關係上、政府が保険者として自らその責任に於て經營の衝に當ること

となつてゐる。

保険給付 保険給付は老齢退職の場合に養老年金、廢疾の場合に廢疾年金又は廢疾手当金、死亡の場合に遺族年金、養老年金を受けずに脱退した場合に脱退手当金を支給することとなつてゐる。

保険給付の基礎となるべき被保険者としての資格期間の計算については、被保険者が退職して一時その資格を失つても、脱退手当金の支給を受けずに、再び就職して被保険者となつた場合にはその前後の期間を通算する。この場合自己の都合で六ヶ月未満で退職した様な場合には、その六ヶ月未満の期間は之を被保険者たりし期間の計算に入れない。

(イ)養老年金 被保険者が老齢に達して退職した場合、一定の金額を終身年金として支給するのが養老年金である。養老年金は一般工場労働者、交通運輸事業の労働者にあつては二十年以上被保険者であつた場合に退職後五十五歳に達した時から、その労働者が被保険者であつた全期間内の平均給料年額の百分の二十五を支給することとし、二十年以上一年を超える毎に其の一年について百分の一宛の加算がつく。又同一の工場、鑛山に於て引續き十年以上被保険者であつた者に對する年金は前に述べた基本の年金額の外に、被保険者であつた期間の毎十年に付平均年額の百分の一を特に加へ、永年勤績を奨励する制度となつてゐる。

者の収入によつて生活してゐた十五歳未満の直系卑屬、六十歳以上の直系尊屬及不具や廢疾の爲、働けず収入の途のない直系の卑屬又は尊屬といふ順序となる。

(ニ)脱退手当金 被保険者が養老年金を受け得るに至らないで、保険關係から離脱した場合、その者が三年以上被保険者であつたことを條件とし、一年経過の後請求すれば、平均給料の三百日分の範囲内に於て、その者が被保険者たりし期間に應じて一時金が支給される。

保険料 保険料は事業主と被保険者が折半して負擔(任意被保険者の場合には本人の全額負擔)することとなつてをり、保険料率は、一般工場労働者では一日一圓に付六錢四厘、坑内夫の場合には一日一圓に付八錢である。

尙保險給付に要する費用について、工場労働者についてはその一割、坑内夫についてはその二割を國庫が負擔する。事務費は全額國庫負擔となつてゐる。

(五)退職積立金及退職手當法 退職積立金及退職手當法は實施後漸次其の所期の効果を擧げ労働保護上寄與するところ頗る大なるものがあるが、昭和十四年中に於ける同法施行狀況の概要を述べれば左の通である。

(イ)適用事業數及適用労働者數 法第一條に依り強制適用を受くる事業數は十二月三十一日

次に鑛山の坑内夫たる労働者については、その労働事情の特殊性を考慮し、一般労働者より年金支給を早め、十五年以上被保険者であつた場合又は坑内夫たる期間十五年内に十二年以上被保険者であつた場合には五十歳から一般工場労働者に支給する同格の年金を支給する。更に坑内夫たる被保険者として使用せられたる期間に付ては原則として三分の四を乗じて換算を行ひ年金受給資格が早くつくやうにしてゐる。これは地下資源増産目的達成のため、特殊な労働事情を考慮した地下労働者優遇の制度である。

(ロ)廢疾年金及廢疾手当金 三年以上被保険者であつた労働者が廢疾となつた場合には、業務上の廢疾たると業務外の廢疾たるとを問はず、その廢疾の程度に應じ、終身勞務に服することが出来ない場合に於ては、養老年金と同額の廢疾年金を支給し、從來の勞働に従事することは出来ないが、他に轉業可能な程度の者には廢疾手当金として平均給料の七ヶ月分を支給することになつてゐる。

(ハ)遺族年金 養老年金の受給資格者たる労働者が死亡した場合に於ては、その遺族に對し遺族年金として養老年金の半額に相當する年金を十年間支給することになつてゐる。而して遺族年金の受給資格者たる遺族の範圍は被保険者たりし者の配偶者(内縁を含む)を第一順位とし、配偶者が無い場合には被保険者が死亡した當時、同一戸籍内にあつて被保險

現在に於て九、〇七〇工場、六二二鑛山にして適用労働者數は職工二、三四三、六一三人、鑛夫四二四、四八九人である。この適用事業を退職手當の制度別にみれば、法第十六條、第十七條に依る退職手當制度所謂原則に依るもの四、九三八工場(職工八四四、四七四人)、一六七鑛山(鑛夫五四、二三九人)にして其の合計は總數の五五%を占め、法第三十條に依る準備積立金制度に依るものは四、一三二工場(職工一、四九九、一三九人)、四五四鑛山(鑛夫三七〇、二五〇人)にして兩者を合したるものは總數の四五%に達してゐる。法第三十條に依るものが事業數の割合に比し適用労働者數の多いのは大規模の事業場にして此の制度を採用するものが多い爲であつて、殊にこの傾向は鑛山に於て顯著である。

右の外法第一條の適用を受くる事業には、法第四十一條に依り共済組合に依る代行を認められたるもの二二事業場、その労働者九九、五七一一人及令第五條に依り道府縣及市町村の經營する事業にして適用を受くるもの四五工場、その職工四九八六人がある。

尙法第三條に依り労働者數五〇人未満を使用する事業主が自發的に許可を得て本法の適用事業となれるもの六〇二工場(一七、三七六人)、五鑛山(一一〇人)とがあるが、斯の如き事業主が今後益々増加することは望まじきことである。

(ロ)積立金狀況

性質上修養及教育に關する事項が主なるもので、學級組織による初等教育、補習教育、勞働教育等の外、定期又は随時の講習會、讀書會、研究會等を開催してゐる。又隣保事業は託兒事業を兼ねてゐるものが多く、その他簡易な診療事業を経営してゐるものも尠くない。

全國隣保施設

(昭和十五年四月一日現在) 厚生省兒童課調

Table showing national child welfare facilities by prefecture (道府縣) and city/town/village (市町村). Columns include 北海道, 青森道, 岩手道, 宮城道, 秋田道, 山形道, 福島道, 茨城道, 栃木道, 群馬道, 埼玉道, 東京道, 神奈川道, 新潟道. Rows show the number of facilities in 市 (City), 町 (Town), 村 (Village), and 計 (Total).

Table showing rural child welfare facilities by prefecture (道府縣). Columns include 富山, 石川, 福井, 山梨, 長野, 岐阜, 静岡, 愛知, 三重, 滋賀, 京都, 大阪, 奈良, 和歌山, 鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知. Rows show the number of facilities in 市 (City), 町 (Town), 村 (Village), and 計 (Total).

Table titled '年別隣保事業状況' (Annual Status of Child Welfare Activities) showing the number of facilities (施設数), expenses (経費), and assets (資産) from the Meiji era (昭和三十四年) to the present (昭和十四年度). It lists various types of facilities like 児童館 (Children's Centers) and 児童養護施設 (Child Welfare Facilities).

Table titled '昭和十四年度経費は十四年度豫算にて日本都市年鑑による' (Expenses for the 14th year of the Showa era are based on the 14th year budget in the Japanese City Yearbook). It provides financial data for various years from 昭和元年度 to 昭和十四年度.

二 農村隣保施設

厚生省に於ては昭和十五年度に於て経費十五萬圓を計上して全国各地の適當なる農村三百ヶ町村を選定し、新に農村隣保施設の設置を爲し兒童並に母性の保護を圖り、勞働能率の増進を期すると共に農村生活の刷新改善を意圖した。農村隣保施設に於ては保育所、保健婦等の施設は固より共同炊事、教養教化、各種相談、授産等の事業を綜合的にまた組織的に互に隣保相扶の觀念最も鞏固なる部落を基礎として部落民相互に協調調和し、以て前述の如き目的を達成せんとするものであつて、昭和十五年度以降毎年三百ヶ町村を目標として之が漸次普及を圖りつゝあるが、昭和十六年度に於ても前年度同様之が創設費に對する國庫補助十五萬圓を計上して居る。本施設は町村又は町村一圓を以て區域とする隣保協會(組合)等をして經營せしめてゐるが、隣保協會(組合)會則(規約)並に農村隣保施設は、左記準則要綱に基き之を各地方の事情を參照して多少の變更を加へることとしてゐる。

- 何々村(町)隣保協會(組合)會則(規約)準則
第一條 本協會(組合)は何々村(町)隣保協會(組合)と稱す
第二條 協會(組合)の事務所は之を何々に置く
第三條 協會(組合)は村(町)民生活協同體の意識を昂揚し隣保相扶の精神に則り共同生活の安定を圖り其の福利を増進するを以て目的とする

第四條 協會(組合)は前條の目的を達成する爲各種團體と有機的聯絡を保ち左の事業を綜合的に行ふ

- 一 教養教化
- 二 生活の刷新改善
- 三 兒童並に母性の保護
- 四 保健並に醫療
- 五 經濟的福利の増進
- 六 其の他必要と認むる事項

第五條 協會(組合)は何々村(町)一圓を區域とし區域内に居住する全世帯主を以て之を組織す

第六條 協會(組合)に左の役員を置く
會長(理事長)

- 理事 若干名
- 評議員 若干名
- 總代 若干名

第七條 會長(理事長)は村(町)長の職に在る者を以て之に充つ

理事は評議員會の推舉に依り會長(理事長)之を委嘱するもの外支部長を以て之に充つ

評議員は總代會の推舉に依り會長(理事長)之を委嘱す

總代は隣保班長を以て之に充つ

但し隣保班長多數なるときは各部落毎に若干名部落内隣保班長の互選に依り之を定む

第八條 會長(理事長)は協會(組合)を代表し協會(組合)の事務を統

者一名を置く

支部長は區長の職に在る者を以て之に充て支部長代理者は區長代理者の職に在る者を以て之に充つ

支部長は會長(理事長)の命を承け擔當部落(區)内に於ける協會(組合)の事務を處理し隣保班の聯絡指導に當る

支部長必要あるときは區域内に於ける隣保班長會を招集し又は部落常會を開き區域内に於ける協會(組合)の事業に付協議することを得

第十二條 組合の區域を分ちて部落内の相隣接せる十世帯内外を中心とする區域毎に隣保班(區)を置く

隣保班(區)は班内全世帯主を以て之を組織す

隣保班(區)に班長を置き班員の推舉に依り會長(理事長)之を定む隣保班は協會(組合)を實行單位として班長の指揮の下に毎月一回以上隣保班常會を開き實行事項の申合を爲し世帯員と共に班内に於て組合の事業を實行す

第十三條 役員は名譽職とし其の任期は二年とす但し特定の職に在るの故を以て役員たるものの任期は其の職の任期に依る

第十四條 協會(組合)の會議を分ちて總會、理事會、評議員會及總代會とす

總會は年一回之を開き會長理事長之を招集す

理事會、評議員會及總代會は會長(理事長)隨時之を招集す

理事及評議員は總代會に出席し議事に加はるものとす

第十五條 協會(組合)の經費は會費(組合費)補助金、寄附金及其の

理事會は事業の執行に當る
會長(理事長)事故あるときは會長(理事長)の指定したる理事之を代理す

評議員及總代は別段の定めあるものの外重要な事項を審議す

第九條 協會(組合)の事業に付意見を求むる爲協會(組合)に顧問を置くことを得

顧問は協會(組合)の爲功勞ある者又は協會(組合)の事業に特に援助する者の中より評議員會の議決を経て會長(理事長)之を委嘱す

第十條 協會(組合)に左の職員を置き會長(理事長)之を囑託し又は任免す

- 主事 一名
- 書記 若干名
- 醫師 〃
- 社會保健婦 〃
- 保育婦 〃

主事は上司の命を承け事務を處理し書記は上司の名を承け庶務に従事す

醫師は保健醫療に當る

社會保健婦は會員(組合員)の家庭を訪問し出産育児、保健衛生の指導に當る

保育婦は保育所の保育に當る

第十一條 協會(組合)の區域を分ち部落(區)毎に支部長及其の代理

他の收入を以て之に充つ

第十六條 前條の會費(組合費)の負擔徵收方法は評議員會の議決を経て(會長)理事長之を定む

第十七條 協會(組合)の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

第十八條 協會(組合)の資産は會長(理事長)之を管理し現金は郵便官署、信用組合其他確實なる銀行に預入れ若は信託に付し又は國債證券若は確實なる有價證券を買入れ保管するものとす

第十九條 協會(組合)の豫算は總代會の議決を経て之を定め決算は其の承認を経るものとす

第二十條 協會(組合)の事業、豫算、決算及財産目録は之を總會に報告す

第二十一條 本會則(規約)に定むるものの外必要なる事項は總代會の議決を経て會長(理事長)之を定む

第二十二條 本會則(規約)を改正せんとするときは總代會の議決を経て之を要す

農村隣保施設要綱

一、施設の目的

隣保相扶の觀念に基き農山漁村に於ける乳幼児、兒童及母性の適正なる保護を中心とし進んで農村生活の安定強化に資するを以て目的とす

二、經營主體

町村又は町村一圓を以て區域とする隣保協會(別記)等をして經營

せしむるものとす

三、隣保協會の組織

隣保協會は町村内居住の全世帯主を以て構成し部落毎に支部を設け支部を更に隣保區(五戸乃至二十戸位)に分つ組織を理想とするも差當り會長に町村長其の他の役員に町村内有力者を充て男女青年團員各種婦人會員等を以て會員とし之を適當なる班組織に編成するも可なり

四、事業

(一) 鞏固なる隣保組織(前記隣保協會の組織又は部落常會等既存の強力なる隣保組織)を基礎として概ね左の如き事業を綜合的に經營するものとす

- 1 保育事業
常設若は季節保育所を開設するものとす
- 2 家庭訪問
訪問婦を常置し町村内各家庭を巡回訪問せしめ乳幼児、兒童及母性其の他の生活上並に保健上の指導に従事せしむ
但し地方の實情に依りては訪問婦をして助産に従事せしめ又看護用具助産用具の給貸與をなすも可なり
- 3 教化集會
隣保思想の普及徹底、保育、保健、生活改善等の知識の啓培、勤儉貯蓄思想の涵養等を爲すため講演會、映畫會、各種會合(部落常會、母の會、子供の會等)を開催するものとす
- 4 人事相談

身上、戸籍、救護等の相談を行ふものとす

(二) 尙地方の事情に依り左に掲ぐる事業を併せ行ふも可なり

- 1 健康相談
醫師を委嘱し健康相談を行ふものとす
- 2 季節共同炊事
農山漁村の繁忙期に共同炊事場を開設し榮養食の配給を爲すものとす
- 3 冠婚葬祭の簡易化
冠婚用具、葬祭用具を輕費にて貸與し冠婚葬祭の簡易化に資するものとす
- 4 經濟的保護事業
授産事業、副業指導、生業資金貸與等の事業を行ふものとす

(三) 建物

隣保館を建設するを以て理想とするも地方の事情に依り會館の建築を爲し難き場合には神社、寺院、小學校、同分教場、民家、公會堂、青年會館等適當なる既設の建物を利用するも可なり

(四) 設備

- 事業の種類、規模の大小、經費の多少に依りて異なるも概ね左の設備を必要とす
- 1 保育所(常設若は季節保育所)
(イ) 相當の廣さを有する運動場
(ロ) 雨天又は食事、午睡の爲の部屋(季節保育所の場合)

(一) 保育用具、保健用器具及應急藥品等

- 2 家庭訪問及健康相談
保健用器具及應急藥品、自轉車等
- 3 教化集會
掛圖、模型、圖書等
- 4 人事相談
事務用具一式
- 5 季節共同炊事
炊事用具、食器、其の他
- 6 冠婚葬祭の簡易化
冠婚葬祭用具一式
- 7 經濟的保護事業
製繩器、ミシン、其の他の授産用器具
尙設備に關しては出來得る限り器具の持寄、既存の物品の利用手製、勤勞奉仕等の方法に依り設備費並に物資の節約を圖るこ

(五) 従事員

農村隣保施設に於ける従事員の選定は事業の効果を擧ぐる上に至大なる關係あるも従事員として概ね左の人員を必要とす

- 1 指導者
社會事業、教化事業等に熱意を有する當該町村居住者
- 2 保育婦及訪問婦
(イ) 保育婦 一名以上

乳幼児保育に知識及經驗を有し農山漁村に理解を有する者

(一) 訪問婦 一名以上
看護婦及産婆の知識及經驗を有し農山漁村に理解を有する者

(二) 助手 若干名
婦人會員、女子青年團員等を以て充つるものとす
備考 保育婦と訪問婦は之を兼ねるも可なり

3 囑託醫師 一名以上

昭和十五年度道府縣別農村隣保施設設置狀況

資料(厚生省社會局 農村隣保施設に就て)

道府縣	町	村	計
北海道	1	3	5
青森	2	8	10
岩手	1	6	7
宮城	1	2	3
秋田	1	5	6
山形	1	5	6
福島	1	5	6
茨城	1	2	3
栃木	1	5	6
群馬	1	6	7
埼玉	1	3	4
千葉	2	6	8

昭和十五年度中に實施せる事項は左の如くである。

第一 構成團體の指導助成施設

- 一、紀元二千六百年奉祝全國教化大會
- 二、全國教化聯合團體主務者講習協議會
- 東亞新秩序の建設に寄與せんがため、時局に最も適應したる國民教化對策並地方組織の整備強化方策を考究すると共に、教化指導者たるの研鑽修練に資せんがため本會構成團體たる道府縣朝鮮臺灣各教化聯合團體の事務主任者講習協議會を開催。
- 三、構成團體に事業獎勵金交付

大會構成團體たる道府縣教化聯合團體の事業を助成獎勵する爲、其事業成績活動狀況其他に付詳細に審査の上、一道三府四十三縣の四十七團體に對し昭和十五年度事業獎勵金として金一萬圓を分割交付した。

- 四、講師派遣並斡旋
- 五、圖書其他の作成頒布

第二 時局教化強調施設

- 一、教化功勞團體並功勞者選奨
- 二、軍人援護に關する講演協議會
- 三、軍人援護に關する教化町村視察協議會
- 四、興亞教化問題懇談會
- 第三 自治振興常會指導施設
- 一、時局教化振興講習會
- 二、第六回全國都市教化指導者講習會

- 三、常會指導研究講習會
- 四、講師派遣
- 五、町會隣組と常會の夕
- 六、隣組と常會座談會
- 七、ラヂオ放送による指導
- 八、常會資料作成

第四 教化市町村施設

- 一、教化町村施設
- イ、指定並町村名

昭和九年度より連年設定指導し來れる教化町村は、本年度は特に光輝ある紀元二千六百年を記念して、各道府縣一郡一町村を目標としてその設置を勸奨したる結果、一府二十三縣百二十三町村を指定、これにて教化町村は全府縣に開設せらるゝ事となり、前年度迄分を併せて町村數は實に三百十四町村に及べり。

- ロ、教化町村設定打合會
 - ハ、教化町村開設宣誓式
 - ニ、教化町村幹部聯合視察協議會
 - ホ、教化町村選奨
 - ヘ、教化町村幹部講習會
 - ト、町村教化講習會
 - チ、教化町村設定道府縣聯合團體に對し助成金交付
- 教化町村を設定せる道府縣教化聯合團體に於ける教化町村の

第三節 矯風事業

一 廢娼問題

(一) 娼妓、藝妓、酌婦、女給

警保局調査によれば、昭和十四年十二月末日現在に於ける我が國內地の娼妓數は三九、九八四名、同年中の遊客數は三三、〇二九、八二六名で、娼妓一人當一ヶ年間遊客數八五一名である。

内地に於ける娼妓數累年比較 (内務省警保局調)

年次	娼妓數	遊客數
昭和元年	五〇、八〇〇	二二、五八七、四四〇
同 二年	五〇、〇五六	二二、二七三、八四九
同 三年	四九、〇五八	二二、七九四、二二一
同 四年	四九、四七七	二二、三六〇、一七〇
同 五年	五二、一一一	二二、八二七、七三〇
同 六年	五二、〇六四	二二、三九三、八七〇
同 七年	五一、五五七	二二、七三六、三四一
同 八年	四九、三〇二	二四、九二二、五〇四
同 九年	四五、七〇五	二五、八三三、七七六
同 十年	四五、八三七	二七、二七八、一〇六
同 十一年	四七、〇七八	二八、〇六三、四五一

第六 調査研究施設

- 一、教化問題調査會
- 二、教化都市施設
- イ、紀元二千六百年を記念し、教化町村と同一趣旨の下に模範都市の建設を目指して、昭和十四年度に於て四教化都市の指定を見たが、本年度に於ても左記四市を指定せり。
- 堺市、宇部市、八幡濱市、小倉市
- ロ、教化市設定打合會
- ハ、教化市開設宣誓式
- ニ、教化都市幹部講習協議會
- ホ、教化都市に對し助成金交付
- 教化都市に對して、その指導を助成する爲、總額二千九百四十圓を當該八都市代表者に分割交付せり。
- 三、教化市町村に對する御下賜金配屬
- 昭和十五年二月十一日輝く紀元二千六百年紀元節當日畏くも教化御獎勵の恩召を以て御下賜あらせられたる御内帑の一部を全國教化市町村に對し配屬する事と相成り紀元二千六百年祝典並國民精神作興に關する詔書換發記念日たる十一月十日付を以て四市三百十八町村に分賜せり。
- 四、全國教化市町村振興懇談會
- 五、教化市町村の視察並講師指導者派遣
- 六、教化市町村資料刊行

同十二年	四七、二一七	三〇、八一八、九八一
同十三年	四五、二八九	三三、四八六、一九二
同十四年	三九、九八四	三三、〇二九、八二六

備考 遊客数は年中の總数を掲ぐ

内地に於ける藝妓数は内務省警保局調査によれば、昭和十四年十二月末現在数は七九、九〇八名であり、これを年齢別

内地の藝妓數

資料(第十六回警察統計報告)

年別	二歳以上一七歳以上	一七歳以上二〇歳以上	二〇歳以上二五歳以上	二五歳以上三〇歳以上	三〇歳以上三五歳以上	三五歳以上四〇歳以上	四〇歳以上四五歳以上	四五歳以上五〇歳以上	五〇歳以上	計
昭和七年	一、四〇〇	一、九〇〇	二、三〇〇	二、六〇〇	二、九〇〇	三、二〇〇	三、五〇〇	三、八〇〇	四、一〇〇	一七、〇〇〇
同八年	一、五〇〇	一、九〇〇	二、三〇〇	二、六〇〇	二、九〇〇	三、二〇〇	三、五〇〇	三、八〇〇	四、一〇〇	一七、〇〇〇
同九年	一、六〇〇	二、〇〇〇	二、四〇〇	二、七〇〇	三、〇〇〇	三、三〇〇	三、六〇〇	三、九〇〇	四、二〇〇	一七、〇〇〇
同十年	一、七〇〇	二、一〇〇	二、五〇〇	二、八〇〇	三、一〇〇	三、四〇〇	三、七〇〇	四、〇〇〇	四、三〇〇	一七、〇〇〇
同十一年	一、八〇〇	二、二〇〇	二、六〇〇	二、九〇〇	三、二〇〇	三、五〇〇	三、八〇〇	四、一〇〇	四、四〇〇	一七、〇〇〇
同十二年	一、九〇〇	二、三〇〇	二、七〇〇	三、〇〇〇	三、三〇〇	三、六〇〇	三、九〇〇	四、二〇〇	四、五〇〇	一七、〇〇〇
同十三年	二、〇〇〇	二、四〇〇	二、八〇〇	三、一〇〇	三、四〇〇	三、七〇〇	四、〇〇〇	四、三〇〇	四、六〇〇	一七、〇〇〇
同十四年	二、一〇〇	二、五〇〇	二、九〇〇	三、二〇〇	三、五〇〇	三、八〇〇	四、一〇〇	四、四〇〇	四、七〇〇	一七、〇〇〇

内務省警保局調査によれば、昭和十四年十二月末日に於けるカフェー及パー女給数は九一、九四六名、酌婦数は七四、四七二名であり、前年よりは著しく減少を示してゐる。

カフェー及パー女給並酌婦數(内務省警保局調)

年次	カフェー及パー女給	酌婦數
昭和元年	一〇一、九六六	—
同二年	—	—
同三年	—	—
同四年	—	—
同五年	—	—
同六年	—	—
同七年	—	—
同八年	—	—
同九年	—	—
同十年	—	—
同十一年	—	—
同十二年	—	—
同十三年	—	—
同十四年	—	—

(二) 遊廊

内務省警保局昭和十四年十二月末現在調によれば、貸座敷免許地四〇〇、貸座敷營業者八、五一四名、引手茶屋四六、貸座敷雇人男四、五六三名女、二二、四九〇名である。

遊廊(内地)

(内務省警保局調)

年次	貸座敷免許地	貸座敷營業者	引手茶屋	貸座敷雇人男	貸座敷雇人女
昭和元年	—	—	—	—	—
同二年	—	—	—	—	—
同三年	—	—	—	—	—
同四年	—	—	—	—	—
同五年	—	—	—	—	—
同六年	—	—	—	—	—
同七年	—	—	—	—	—
同八年	—	—	—	—	—
同九年	—	—	—	—	—
同十年	—	—	—	—	—

内務省警保局昭和十四年十二月末日調によれば、内地に於ける料理屋數六二、三三六、待合茶屋三、五一七、カフェー及パー二九、〇六四、藝妓置屋二二、一九二、飲食店二五〇、五八四である。

料理屋、待合茶屋、カフェー及パー、藝妓置屋、飲食店(内地)

(内務省警保局調)

年別	料理屋	待合茶屋	カフェー	藝妓置屋	飲食店
昭和二年	—	—	—	—	—
同三年	—	—	—	—	—
同四年	—	—	—	—	—
同五年	—	—	—	—	—
同六年	—	—	—	—	—
同七年	—	—	—	—	—
同八年	—	—	—	—	—
同九年	—	—	—	—	—
同十年	—	—	—	—	—
同十一年	—	—	—	—	—
同十二年	—	—	—	—	—

同十三年	六、七四	三、五八二	三、二八九	三、六四九	一、五〇、〇五三
同十四年	六、三三六	三、五二七	三、九〇四	三、一八三	一、五〇、〇五四

(三) 廢娼團體
國民純潔同盟

昭和十五年度に於ける本同盟事業狀況は左の如くである。

- 一、各方面との聯絡
- 一、同志團體の結成
- 一、全國協議會の開催
- 一、出張講演
- 一、第五回純潔教育講座の開催
- 一、パンフレットの配布
- 一、公娼廢止運動

前年度に引續き廓清會、婦人矯風會と協力して「廢娼完成促進委員會」を組織し、運動の前進に努めた。

(イ) 中央運動 委員は機會ある毎に中央政府の要路に在る人々と廢娼問題に付懇談してゐるが、本年度に於ては特に同盟全國協議會の決議に従ひ内務大臣、警保局長に廢娼斷行を要請し、更に大政翼賛會本部を訪ひ盡力を求めた。

(ロ) 地方運動 静岡、愛知、岐阜、奈良、岡山、石川、鳥取、島根、香川、愛媛、徳島、高知の諸縣に出張各地の同志と協力、縣當局及縣會議員等を訪問目的達成に努力し、宮城、岩手、福島、新潟、石川の各縣當局を訪問、廢娼に就いて懇談し、秋田、

富山の二縣に於ては廢娼後の風紀衛生狀態を調査した。

(ハ) 廢娼實施及決議縣 徳島、香川、愛媛三縣は昭和十五年十一月、鳥取縣は同年十二月、石川縣は昭和十六年三月廢娼を實行し、岡山縣會は昭和十五年十二月廢娼を決議した。尙目下廢娼準備中と傳へらるゝ府縣あり、廢娼運動は前途益々有望である。尙現在迄廢娼縣及決議縣左の如し、
廢娼縣(十四縣)

- 群馬、埼玉、秋田、長崎、青森、富山、三重、宮崎、茨城、香川、愛媛、徳島、鳥取、石川
- 決議縣(二十二縣)
- 群馬、埼玉、福井、秋田、福島、新潟、神奈川、長野、沖繩、山梨、茨城、岩手、宮崎、高知、三重、愛媛、宮城、鹿児島、富山、滋賀、廣島、岡山
- 一、學生風紀肅清運動

本同盟主唱の下に都下の婦人團體を糾合して三年前結成を見たる學生風教問題懇話會は、本同盟内に事務所を設け、其の活動は漸く社會各方面の注目する所となり來つた。同會は學生々活及學生街の風紀調査をなす外學生の爲め適當なる宿舍の斡旋をなし、身上相談に應じ、年數回學生招待會を開催する等特に地方より上京せる學生のため指導に力を盡して居る。尙本同盟内の宿舍相談所を訪るゝ學生は毎週數十人に上り、今日迄に四百三十餘名の學生に宿舍を提供した。

一、風紀調査及風紀肅清運動

全國各地の風紀狀態に就ては政府及各地方廳の調査、新聞雜誌の報道各地同志の調査研究等を參考とし、職員出張の際は地方同志と協力して實地踏査を試み、正確なる情報を集積すべく努め、同時に機會ある毎に關係當局に面接して問題解決に努めた。本年度に於ては全國的に享樂街の時間制限が強行せられ、ダンスホールは閉鎖せられ、温泉地の肅清も漸く軌道に乗らんとしつゝある。

一、性病豫防宣傳

二 禁煙問題

喫煙の害毒豫防に就いては政府は明治三十三年三月未成年者喫煙禁止法を發布し、同法に依つて未成年者の喫煙を禁止し、これを犯したる時並に親權者又は監督者が未成年者の喫煙を抑制せざる時、及び商人が未成年者に對し自用の煙草又は器具を販賣した時は處罰を爲すこととしてゐる。第十六回警察統計報告によれば、昭和十四年中に於ける未成年者喫煙禁止法違反者數は四七、二〇九名であり、前年より著しい増加を示してゐる。

未成年者喫煙禁止法違反

資料(第十六回警察統計報告)

年別	説諭に止めたるもの	没器具	科料	罰金	計
昭和七年	三、五〇七	一、三〇〇	八	二四	三、六三九
同八年	三、七三三	一、〇八一	四	二九、〇〇〇	四、七六八

同九年	三、七、五八四	一、八三七	六七	三	三、九、四九一
同十年	三、〇、三六〇	一、四四四	二四	四	三、一、七三三
同十一年	三、七、二三八	二、〇、六一一	三九	五	三、九、三三三
同十二年	三、〇、五七七	二、〇、六七	八	一	三、〇、六三三
同十三年	三、〇、〇、一六	三、三、七二	三〇	七	三、三、三三二
同十四年	四、三、〇、〇	四、三、四、六	三三	一	四、七、三〇九

三 禁酒問題

(一) 未成年者飲酒禁止

未成年者飲酒禁止法は大正十一年に議會を通過し、同年四月一日より施行せられた。本法に依つて未成年者の酒類飲用を禁止し、親權者若しくは監督者は未成年者の飲酒を制止すべく、未成年者の飲用に供することを知つて營業者が酒類を販賣し又は供與することを禁じ、又未成年者が飲用する爲め所有若しくは所持する酒類及其の器具を沒收し、其他必要な處理を爲さしむることを得る。内務省警保局調によれば、昭和十四年中の未成年者飲酒禁止法違反者數は計二八、三九一名で前年より著しく増加してゐる。

未成年者飲酒禁止法違反

資料(第十六回警察統計報告)

年別	説諭に止めたるもの	没器具	科料	計
昭和七年	一、六、一〇三	一、四	一、五	一、六、一〇九
同八年	一、七、〇、七	三三	一、三	一、七、〇、三三

同 九年	一五、五八	一三七	一四三	一五、〇七
同 十年	一六、〇〇	一四〇	一三四	一八、一六
同 十一年	一六、九三	一三四	一三九	一五、九二
同 十二年	一七、〇六	一三九	一三三	一三、三三
同 十三年	一七、四四	一三三	一三〇	一四、五八
同 十四年	一八、一〇	一三九	一二九	一六、三二

(二) 禁酒團體

我國に於ける禁酒運動は長き歴史を有し、基督教徒に依つて初めて禁酒運動團體の成立したのは明治三十一年設立の日本禁酒同盟會であつて、機關雜誌の發行、講演等を行つた。其の後禁酒團體は漸次各地に設立せられ、大正十三年に於ては全國の同團體數三六〇餘を算した。然るに世界大戰當時より歐米の國民的禁酒運動に促され、我國に於ても禁酒運動が社會的、國家的問題として認められるに至り、禁酒團體が各地に續出した。その主なるものは前記日本禁酒同盟會と同じく全國的團體たる國民禁酒同盟會であつて、大正八年十一月設立、本部を京都に置いたが、翌九年十月日本禁酒同盟會と國民禁酒同盟會と合同して日本國民禁酒同盟と改稱した。其の外全國的な團體として日本學生排酒聯盟、基督教婦人矯風會、日本少年禁酒軍、三十五歲禁酒法期成同盟、禁酒禁煙遊法運動中央委員會、日本少年禁酒團、日本醫師禁酒會、全國教育者禁酒會、日本産業禁酒協會の諸團體があり熱心に活動

しつゝある。
財團法人日本國民禁酒同盟の昭和十五年度に於ける事業狀況は左の如くである。

財團法人日本國民禁酒同盟昭和十五年度事業報告

- 一、全國大會 紀元二千六百年記念第二十一回大會を五月三日より五日まで三日間東京市日本青年館に於て開催す、出席者全國各道府及び朝鮮、臺灣等外地代表を網羅して五八七名 紀元二千六百年を出發點に禁酒民族を創れの標語をかゝげ
- 一、戰時禁酒斷行
- 一、國立酒害調査機關設置要望
- 一、産業勞務者及青少年會を對象とする禁酒運動の徹底
- 一、同盟提出議題九件をはじめ、加盟團體提出議題八件を議し聖紀記念計畫並に高度國防國家體制確立に即應する禁酒運動の基本方策を樹立す。本大會に於て審査の結果表彰せられし優良團體は次の如し
- 一等(福岡) 三井田川禁酒會
- 二等(愛知) 名古屋排酒會
- 三等(東京) 東京禁酒會
- 二、記念事業 紀元二千六百年記念事業として奉祝全國大會のほか次の五大記念事業を行ふ
- 1、國民歌「禁酒報告の歌」制定 歌詞は賞金一千圓を懸けて一般より募集、曲譜は斯道の大家に囑して制定、之が普及の爲め發表演奏會開催、レコード作成歌、刊行、舞踊振付並に公演等を行ふ。

2、禁酒史編纂・刊行 藤原曉三氏に囑し「日本禁酒史」を編纂し記念出版として同盟より刊行、別に年表をも發行す。

3、青少年遵法大會 五月五日端午の節句をトし、青少年産業勞務者、學生生徒等を集め、「未成年禁酒・禁煙法」の勵行、遵法精神の鼓吹を目的とする特別集會を舉行す。東京府・市及び警視廳は特に通牒を以て各工場・學校等より多數未成年工・學生生徒等に参加せしめた。

4、禁酒展覽會 五月一日より十五日まで上野公園自治會館に於て「戰時禁酒國民生活展覽會」を開設、尙本展覽會は引續き高知(五月)、岩手(七月)、神戸(九月)等の各地を巡回した。

5、指導者講習會 厚生省、文部省後援の下に十一月十六日より十八日まで三日間、東京府養正館に於て「生活新體制指導者講習會」を舉行、會期中に「全國教育者禁酒會」の發會を見る尙ほ廿五歲禁酒法期成同盟全國協議會、同盟代議員會が併せ催された。

三、教育運動

(1) 第九回禁酒禁煙遵法運動 四月一日より七日までを強調週間とし、全國に亘つて未成年禁酒禁煙法勵行徹底と遵法精神の鼓吹を行ふ。従來の學校及び青少年團等のほか、工場・鑛山等産業方面にも戰野を擴大し未成年・養成工等にも働きかく。

(2) 遵法教育懇談の夕

(3) 全國教育者禁酒會結成 十一月十六日、東京府養正館に於て發會式を擧ぐ。

(4) 卒業生饒け運動 イ、全國中等學校、師範學校等の校長に書狀

を發し、卒業式の訓示中に於て禁酒を強調する様要望し、若干の資料をおくる。ロ、禁酒新聞二月號を「卒業生饒け號」として特輯發行す。

(5) 青年鍊成講習會 (二月八日―十日) 岡山市に於て開催せる「皇國青少年心身鍊成講習會」を後援し岡山縣禁酒同盟會主催にて舉行せるが受講者全會一致を以て「岡山縣青少年禁酒禁煙聯盟」の結成をみるに至る。

四、産業禁酒運動

(1) 第十三回安全週間 (七月一日―七日) 厚生省・商工省主催の全國工場・鑛山に對する本運動に協力し「安全週間を禁酒週間たらしめよ」のスローガンの徹底につとむ。

(2) 工場巡回講演

(3) 日本産業禁酒協會創立 (十月八日) 工場勞務擔當者、關係官廳等を招待し東京に於て「産業生活新體制座談會」を開く。職場への禁酒運動進出を歓迎し要望する聲の頗る強きものあるを知らしめる。席上出席者の總意を以つて工場鑛山に働きかくる母體として新に「日本産業禁酒協會」の創立を申合はす。

(4) 産業報國運動との提携 産業報國運動の進展に伴ひ各地同志は之と緊密なる聯絡提携を保ち産報の線にそふて産業禁酒化の運動を進めつゝあり。大日本産業報國會成るや本同盟波多野貞夫理事は推されて之が理事となる。また同會鍊成局長深川正夫氏は元三井三池禁酒會長であり現に日本産業禁酒協會の理事である。

(5) 勞務管理調査答申 厚生省の設けたる勞務管理調査委員會は

「鑛山特に石炭山に於ける勞務者の能率増進並に欠勤及移動防止に關する方策」の答申（十五年三月十五日付）中「産業報國運動を一層充實徹底せしむること」の一項目として「適宜禁酒を展開し特に青少年の禁酒を勵行せしむること」を擧げ「生活刷新運動は勞務者の家族は勿論、其の部落民一般にも之を及ぼし其の協力を求むること」との注意をも與へて居りまた「工場に於ける欠勤及移動防止に關する方策」の答申中「從業者の生活指導に努め特に指導は若年獨身者に主力を注ぐこと」の一事項として前項と同じ禁酒項目を加へてゐる事は注目に値する。本同盟波多野理事は本委員として主張貫徹に努力する處多大であつた。

- 五、酒なし日運動
 - (1) 七・七酒なし日（七月七日）支那事變勃發記念日を酒なし日とする運動は今や國民常識となるに至つた。當日に於ける鐵道省の酒煙草販賣禁止の勵行は好影響を與へてゐる。
 - (2) 晝酒禁止（八・一禁令）政府は「國民奢侈生活抑制方策要綱」を定め、享樂機關に對する各種の規正とともに午後五時以前の晝間の飲酒を禁止午後十一時以後の遊興を禁じた。また九月一日、文部省は學生生徒の飲酒遊興を禁止する訓令を發した。
 - (3) 第十七回酒なし日（九月一日）文部省、厚生省後援の下に全國に亘り舉行す。
 - (4) 鑛山の酒なし日強化 福岡鑛山監督局内の福岡地方鑛業報國聯合會が六月一日より毎月一日、十日、二十日の三回を酒なし日とし、管下九縣（全九州及び山口、沖繩）の鑛山より酒の驅逐に努

めつゝある。

- 六、建議、陳情
 - (1) 酒害調査機關設置に關する件（六月）内閣總理大臣、厚生大臣、企畫院總裁に對し
 - 一、政府に於て速に酒害調査機關を設置せられたること該調査機關に於て調査をなすべき事項は概ね次の各項を含むものとす（調査事項）イ、民族衛生、人口問題に關する方面。ロ、經濟産業に關する方面。ハ、軍事、國防に關する方面。ニ、風教、犯罪に關する方面。ホ、酒害匡救に關する方面。ヘ、酒害豫防に關する方面。ト、制度、立法に關する方面。
 - (2) 中華民國新政府に禁酒政策採用進言（六月）理事諸閣存博士同盟を代表して中國に渡り新中央政府に慶祝の意を表し次の進言をなす。
 - 一、新政の最初より禁酒方針を確立して民族毒たる酒害の除去を期せられたること
 - 一、適切なる禁酒立法を制定して其の勵行に努められたること
 - 一、周到なる禁酒教育要綱を弘め其の普及を圖られたること
 - (3) 戦時酒造禁止に關する建議（九月）總理大臣をはじめ大藏・農林・厚生・文部各大臣・企畫院總裁等に對し次の建議をなした。
 - 一、政府は速に酒類の製造を禁止せられたること（清酒の外、ビール其他一切の酒類を含み、原料として米麥は勿論、雜穀、糖、甘薯、馬鈴薯、ドングリ其他の果實類食糧若くは飼料となる一切の貴重物資を以て酒造をなすことの禁止）

(4) 國民生活明朗に關する進言（十一月）大政翼賛會總裁に對し、國民の志氣を昂揚し明朗活潑なる生活の新様式を建設する爲め上記各事項の即時實踐を進言す

- イ、公的諸會合、諸行事より酒類の使用を廢し國民に範を示すこと
- ロ、神社祭式の規程の解釋を明確にし神酒には古式に則り體（アマサケ）を用ゐること
- ハ、酒が産業勞務者に必需なるかの如き印象を與ふる言動を封ずると共にアルコール中毒者ならざる正常人に對して酒は無用物たる事の正しき指導をなすこと
- ニ、現行未成年者飲酒禁止法の適用年齢を年々一歳づゝ引上げて滿廿五歳以下とする青年禁酒法を速に制定せられたること
- (5) 新生活文化建設に關する進言（十二月）大政翼賛會文化部の照會に對し、新生活文化建設に關し即時實行すべき事項として次の進言をなす
 - イ、戦時酒造禁止即時斷行、之に即應する無酒新生活様式の制定と指導
 - ロ、個人主義の典型的表現たる飲酒を樞軸として組立てられて居る舊體制を打破し、之を拂拭せる新生活文化の樹立と宣揚
 - ハ、東亞協同體に俱有共通の文化内容として東洋古來の禁酒傳統の復興
 - ニ、人口政策、民族政策の基本方策としての禁酒主義の確立
 - ホ、文化各般に亘る綜合的の酒害研究機關の設置
 - ヘ、大政翼賛會各種機關中へ禁酒團體より専門委員の參加

七、立法運動

- (1) 青年禁酒法 第七十六議會に對して、青年禁酒法一本槍の必成陣を布き、中央地方相呼應せる運動の日常化を進め、熱切なる下情を大規模なる請願署名に盛上げ、法律案提出と相俟つて議會に臨んだが、新體制下最初の議會として現はれし變調子に禍されて上程を見るに至らず、全國同志の非常なる決意の結晶たる請願も、酒屋側の常套の提出にかゝる「青年禁酒法反對の請願」と同列の扱ひを受けて辛じて「参考送付」となりしに止まる。尙ほ「現行未成年者飲酒禁止法適用年齢を一歳延長して滿廿一歳未滿とする」建議案も附議さるゝに至らなかつた。
- (2) 國民優生法附帶決議結末 前議會に於て國民優生法制定の際成立せる附帶決議「強度酒精中毒者を優生手術の對象とする事につき政府に於て權威ある調査機關を設くべきこと」の實現に關して屢々當局を促したる結果、本件は體力審議員會の議に附されたが「酒害は子孫に影響を及ぼすも遺傳關係の明かなものを以て對象とする建前の優生法に於て酒精中毒者を取扱ふは適當ならず。尤も強度酒精中毒者は多くは他の遺傳的精神缺陷を併せ有する者なるを以て事實上本法の適用を受く」といふ如き不徹底なる結末に一應の落着を見た。但し厚生省當局は酒が民族素質を劣悪低下せしむる民族毒なる事を認め、國民優生に關する外廓團體として我が日本國民禁酒同盟をも發起團體に加へて「國民優生聯盟」を組織し、其の事業項目中に「酒害豫防」を明記してゐる。
- 八、巡回講演、地方大會
- 九、文書宣傳、機關紙

昭和十年度 一、二三四、四八四圓
（内地方改善應急施設費(時局匡救關係) 六八〇〇〇〇圓）

昭和十一年度 一、二四五、〇二二圓

昭和十二年度 一、二四七、一三〇圓

昭和十三年度 一、九二五、九三〇圓

（内地方改善應急施設費(物動關係) 六七八、八〇〇圓）

昭和十四年度 一、六三一、三八九圓

（内地方改善應急施設費(物動關係) 一五八、八〇〇圓）

（地方改善早害救濟應急施設費 二二五、七五〇圓）

昭和十五年度 一、四〇五、六三九圓

以上昭和十五年度迄の國庫豫算總支出額は二千四十五萬四千五百五十八圓に達するのであるが、之等の經費は夫々關係府縣或は同和團體に配付し、又地方に於ても府縣費、市町村費其の他地元負擔等を支出し、地區整理、教育教化施設、同

和機關獎勵、産業經濟施設、社會施設等に充當せられてゐるのである。

一 政府の施設

(一) 地區整理

政府は大正九年以來、府縣の地方改善施設に對して補助金を交付し來つたが、要改善地區に對しての府縣の施設のみには充分なる効果を收め難き爲、大正十二年以來、其中施設の最も急を認められ、且つ相當多額の經費を要するもの二十府縣二十ヶ所を選び、之に國費を交付し、十ヶ年計畫を以て實施したのであるが、昭和七年度を以て全部の完成を見たので、更に第二次計畫として昭和八年度以降十ヶ年計畫を以て二十三府縣二十三ヶ所を選び、左表の通り整理事業實施中である。尙京都市内關係地區の實情に鑑み、昭和十六年度より十ヶ年計畫を以て地區整理事業の實施が計畫されてゐる。

第二次地方改善地區整理事業施行地區調

(生活局生活課調)

府縣名	地區名	事業繼續年數	起債の有無	總經費	主たる事業種目
京都	京都市下京區東七條	自昭和十年三月起	有	四三〇、〇〇〇圓	道路改修、橋梁架設、下水改修
大阪	泉南郡鳴瀧村	同 八年十月起	ナシ	一〇九、〇〇〇	道路改修、下水改修、側溝築造
神奈川	足柄下郡酒匂村酒匂字宇南市場山王原字中	同 八年二月起	ナシ	一六、〇〇一	道路改修、墓地整理、住宅の移轉及改築

兵庫	西宮市芝地區	同 十二年五月起	有	四二〇、五九九	道路改修及新設、下水改修及新設、上水道施設地區の擴張、住宅の移轉及改築、橋梁架設
群馬	群馬郡倉賀野町倉賀野	同 八年二月起	同	一一、五〇〇	道路改修、下水改修、上水道新設、住宅の移轉改築
奈良	奈良市東ノ坂町	同 同	同	一八二、一八四	道路改修、下水改修、上水道新設、住宅の移轉改築
三重	桑名郡深谷村第四區	同 八年三月起	同	九〇、〇〇〇	道路改修、下水改修、上水道新設、住宅の移轉改築
愛知	海邊郡津島町字初日町	同 同	ナシ	二三、五五〇	道路改修、下水改修、側溝築造、住宅改修
静岡	濱松市福知町	同 同	同	一〇、〇〇〇	道路改修、下水改修
滋賀	蒲生郡武佐村大字南野	同 八年四月起	同	三二、〇〇〇	道路改修、下水改修及新設
岐阜	大野郡高山町大字合崎三福寺	同 八年五月起	同	二七、一八四	道路改修、下水改修、上水道新設、住宅の移轉及改築
長野	上田市柳原區	同 同	同	四〇、八〇〇	道路改修、住宅改修、新設、共同浴場新設、墓地移轉
福井	三方郡耳村南市	同 八年五月起	同	二四、〇〇〇	道路改修、下水改修
鳥取	岩美郡宇倍野村大字麻生	同 八年三月起	同	二〇、〇〇〇	道路下水の新設及改修、住宅の移轉及整理
岡山	御津郡横井村大字富原	同 八年五月起	有	七〇、四八三	道路改修及新設、下水新設及改修、上水道新設、家屋移轉、住宅地造成、公會堂及授産場新設、共同浴場の建設
広島	廣島市尾長町	同 八年三月起	同	一三九、一一五	道路改修、下水改修、上水道新設、住宅の移轉及改築
山口	佐波郡石田村渡區	同 八年五月起	ナシ	三〇、〇〇〇	道路改修、新設、下水改修及新設、住宅地區擴張、住宅改築移轉
和歌山	和歌山市岡町區	同 八年二月起	有	四六、四九五	道路改修、下水改修

く計畫された。昭和十五年度に於ける府縣の同和事業施設は十ヶ年計畫に基く第五年次とし所定の各種施設が施行され、昭和十六年度に於ける豫算並事業計畫に於ては、十ヶ年計畫第六年次として適切なる具體的施設計畫が樹立されてゐる。同和奉公會調による昭和十六年度府縣同和事業豫算は左の如くである。

昭和十六年度府縣同和事業豫算

總額	一、三五〇、七六四圓
(内譯)	
直營事業費	五四、七九五圓
改善施設補助費	一、二九五、九六九圓
産業經濟施設	四四八、四〇一圓
協同組合設置費	一一、七五五圓
共同作業場、投産場、職業輔導所設置費	二七三、九五五圓
産業經濟施設費	一六二、六九一圓
教育教化施設費	四一、九六五圓
中堅人物養成費	二一、二七四圓
同和教育指導者養成費	二〇、七三八圓
環境改善施設補助費	二三〇、八七一圓
市町村同和機關設置補助費	九、二〇〇圓
其他施設補助費	二七一、六〇三圓
同和團體補助費	八一、二八二圓

其他施設費

二二二、六四七圓

生活局生活課調によれば、昭和十六年度府縣地方改善施設補助費負擔額は事業數一、八八七、豫算額一、八三〇、〇七〇圓(内譯國庫負擔額七〇七、二九五圓、府縣負擔額二二七、一二七圓、同和團體負擔額一五、四五七圓、市町村其他負擔額八九〇、一九一圓)である。

第九章 司法保護事業

第一節 釋放者保護

(一) 釋放者保護狀況

昭和十五年度に於ける刑務所釋放者數は三二、〇〇四人、保護人員は二五、八三四人であり、同十六年に於ける釋放者數は二五、八六二人、保護人員は二〇、四〇一人にして之を十五年度に比較すれば釋放者數、保護人員共に減少してゐる。

昭和十五年度刑務所釋放者保護調(司法省保護局調)

總額	釋放總數	保護總數	保護百分比
東京(拘)	二八五	二七四	九六%

小菅	一五九	一四〇	八八%
豊多	二、一五三	一、八九〇	八八%
府中	二、三四九	八三九	三六%
横濱	一、〇六八	七四五	七〇%
千葉	四八八	三五六	七三%
水戸	六二八	六二二	九九%
宇都宮	六九七	一〇〇%	一〇〇%
前橋	四三九	三八五	八八%
静岡	八〇三	六二七	七八%
甲府	三三三	三〇九	九三%
長野	四三〇	三三八	九〇%
新潟	二五八	二四三	九四%
小田原(少)	三五四	三五四	一〇〇%
川越(〃)	八三	八二	九九%
八王子(〃)	九七	七九	八一%
計	一〇、六二四	七、九八〇	七五%
京都	一、一一一	七七七	七一%
大阪	二、八八一	二、六一七	九一%
神戸	九四二	五八九	六二%
奈良	三九九	二七五	六九%
滋賀	三三四	二四〇	七二%
徳島	五二二	四三四	八三%
高松	四二九	三三八	七九%
高知	三三九	二七五	八一%
計	三三九	二七五	八一%

姫路(少)	四五三	四五三	一〇〇%
計	七、四一一	六、〇〇八	八一%
名古屋(拘)	三四	三四	一〇〇%
名古屋	一、三〇三	一、三〇三	一〇〇%
三重	六三七	六二五	九八%
岐阜	三二〇	二六三	八二%
金澤	六四八	五二七	八一%
岡崎(少)	二二〇	二二〇	一〇〇%
計	三、一六二	二、九七二	九四%
廣島	一、〇三〇	五九四	五八%
山口	四〇六	三三三	八二%
岡山	四八四	四二一	八七%
松江	五一一	四九四	九六%
松江	三七五	三五八	九五%
松山	一八五	一八一	九八%
岩國(少)	二、九九三	二、三八一	七九%
計	九、四〇〇	七、四五	七九%
長崎	一、四〇四	九八一	七〇%
福岡	三六五	三二五	八九%
熊本	二三一	一七九	七七%
鹿島	四九〇	四三八	八九%
宮崎	一五四	一四五	九四%
沖繩	二八九	二八四	九七%
久留米(少)	三、八七三	二、〇九七	八〇%
計	三、八七三	二、〇九七	八〇%

刑務所名	釋放總數	保護總數	保護百分比
東京(拘置)	二七九	一三八	四九・五
小多摩	一〇九	七	八・〇
府中	一、四二六	一、〇〇七	七〇・六
豊多摩	一、一八二	二六三	二二・三
横濱	一、一五三	九二八	八〇・五
千葉	七八七	五四八	六九・六
水戸	三〇五	三〇五	一〇〇・〇
宇都宮	五七四	五七四	一〇〇・〇
前橋	三〇一	二三五	七八・一
静岡	七九七	六六四	八三・三
合計	三二、〇〇四	二五、八三四	八一%
札	八四三	六四〇	七五・%
函	二六七	二四二	九一・%
網走	六二九	六二八	九八・%
樺太	一九二	一七六	九二・%
帯廣(少)	一一六	一一六	一〇〇・%
合計	二、〇四七	一、八〇二	八八・%
合計	三二、〇〇四	二五、八三四	八一%

刑務所名	起訴猶豫者	刑執行猶豫者	保護百分比
甲府	三二八	二九三	八九・三
長野	三二六	二六四	八一・〇
新潟	二五〇	一九六	七八・四
小田原(少年)	二六一	二六一	一〇〇・〇
川越(少)	七八	七八	一〇〇・〇
八王子(少)	七三	七三	一〇〇・〇
計	八、二二九	五、九二四	七二・〇
京都(拘置)	六〇八	五〇五	八三・一
京都(拘置)	八	二	二五・〇
大阪(拘置)	四七	三五	七四・五
大坂(拘置)	二、三一五	二、二一四	九五・六
神戶(拘置)	七一二	六一一	八四・六
神戶(拘置)	一三	一一	八四・六
奈良	三三五	二六七	七九・六
滋賀	五〇〇	三九四	七七・四
徳島	三五九	三一三	八七・二
高松	三七一	一八一	四八・八
高知	二四八	一八五	七四・六
姫路(少年)	三四三	三三三	一〇〇・〇
計	五、八六九	五、〇一七	八五・五
名古屋(拘置)	三〇	二五	八三・三
名古屋	一、一八六	一、一八六	一〇〇・〇
三重	五一二	五一二	一〇〇・〇
岐阜	二五五	一五六	六一・二
合計	二五、八六二	二〇、四〇一	七八・九

昭十五、十六年度に於ける府縣別起訴猶豫者、刑執行猶豫者保護状況は左の如くである。

昭和十五年度起訴猶豫者、刑執行猶豫者保護調 (司法省保護局調)

備考 百分比は釋放者總數に對する保護數の比を示す

刑務所名	釋放總數	保護總數	保護百分比
金澤	四二二	二四八	五八・六
岡崎(少年)	一五一	一五一	一〇〇・〇
廣島	二、五五七	二、二七八	八九・一
山口	一、〇六二	五九二	五五・〇
山形	四五七	三五五	七七・七
岡山	四〇一	二八七	七一・六
松江	三五一	三一五	九二・四
松山	一七六	一六八	九五・五
岩國(少年)	一一一	一一一	一〇〇・〇
長崎	二、五五八	一、七八八	六九・九
福岡	一、〇四六	八四九	八〇・二
熊本	一、〇九二	七五七	六九・三
熊本	三〇〇	二二九	七六・三
鹿兒島	一九七	一四二	七二・一
宮崎	三四六	三〇四	八七・九
沖繩	一二九	一〇一	七八・三
久留米(少年)	一六五	一六五	一〇〇・〇
計	三、二七五	二、五三七	七七・五
宮城	九五一	七四四	七八・二
秋田	二一四	一六五	七七・一
青森	四五八	三七六	八二・一
盛岡(少年)	一二六	一〇〇	七九・四
計	一、七四九	一、三八五	七九・二
札幌	五七六	四四五	七七・三
合計	三二、〇〇四	二五、八三四	八一%

刑務所名	起訴猶豫者	刑執行猶豫者	保護百分比
甲府	一九、三三〇	一、六二〇	八・%
長野	四、〇七五	四〇五	一〇・%
新潟	三、〇三三	二九	一・%
小田原(少年)	四、九五	三	一・%
川越(少)	五、四四五	六六	一・%
八王子(少)	四、八八	三〇一	六・%
計	三、八七	三三八	六・%
京都(拘置)	三、八三九	九	二・%
京都(拘置)	二、五九九	七三	二・%
大阪(拘置)	七、三九九	一六〇	二・%
大坂(拘置)	二、三三〇	二二	一・%
神戶(拘置)	一、三三〇	一三	一・%
神戶(拘置)	一、三三〇	一三	一・%
奈良	一、三三〇	一三	一・%
滋賀	一、三三〇	一三	一・%
徳島	一、三三〇	一三	一・%
高松	一、三三〇	一三	一・%
高知	一、三三〇	一三	一・%
姫路(少年)	一、三三〇	一三	一・%
計	一、三三〇	一三	一・%
名古屋(拘置)	一、三三〇	一三	一・%
名古屋	一、三三〇	一三	一・%
三重	一、三三〇	一三	一・%
岐阜	一、三三〇	一三	一・%
合計	二、五八六	二〇、四〇一	七八・九